

平成22年9月1日(水曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 沖津一博 | 議員 |
| 3番 | 石山忠 | 議員 | 4番 | 辻登代子 | 議員 |
| 5番 | 工藤吉雄 | 議員 | 6番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 7番 | 國井輝明 | 議員 | 8番 | 木村寿太郎 | 議員 |
| 9番 | 鴨田俊廣 | 議員 | 10番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 11番 | 松田孝 | 議員 | 12番 | 石川忠義 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 伊藤忠男 | 議員 |
| 15番 | 佐藤暘子 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鈴木賢也 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------------------------|-------|----------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 片桐久之 | 選挙管理委員会委員長 |
| 芳賀靖夫 | 農業委員会会長 | 今野要一 | 総務課長 |
| 横山一郎 | 総務課長 危機管理室長 | 菅野英行 | 総合政策課長 |
| 月光龍弘 | 総合政策課長 イメージアップ推進室長 | 宮川徹 | 総合政策課企業立地推進室長 |
| 丹野敏晴 | 財政課長 | 犬飼弘一 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 犬飼一好 | 建設管理課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 都市整備室長 | 軽部修一 | 建設管理課長 緑化推進室長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 尾形清一 | 農林課長(併) 農業委員会事務局長 |
| 工藤恒雄 | 商工観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 柴崎良子 | 子育て推進課長 | 安孫子政一 | 会計管理者 (兼)会計課長 |
| 那須勝一 | 水道事業所長 | 櫻井幸夫 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 鈴木一徳 | 学校教育課長 |
| 阿部藤彦 | 中学校教員 給食室長 準備室長 | 白林和夫 | 学校教育課長 指導推進室長 |
| 清野健 | 生涯学習課長 水興課長 振興課長 | 片桐久志 | 監査委員 |
| 奥山健一 | 監査委員 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 柏倉隆夫 | 事務局長 | 荒木信行 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 主任 |

議事日程第1号 第3回定例会
平成22年9月1日(水曜日) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 第86回全国市議会議長会定期総会の報告について
(2) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
- 〃 5 議第49号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑、討論、採決
- 〃 9 議第50号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 10 議案説明
- 〃 11 委員会付託
- 〃 12 質疑、討論、採決
- 〃 13 議第51号 表彰について
- 〃 14 議案説明
- 〃 15 委員会付託
- 〃 16 質疑、討論、採決
- 〃 17 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 18 報告第6号 平成21年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 19 報告第7号 平成21年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 20 認第1号 平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第2号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第3号 平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第4号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第5号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第6号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第7号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第8号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について

- " 28 認第 9号 平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
 - " 29 認第10号 平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
 - " 30 認第11号 平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
 - " 31 議第52号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
 - " 32 議第53号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - " 33 議第54号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - " 34 議第55号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - " 35 議第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - " 36 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
 - " 37 請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出に関する請願
 - " 38 議案説明
 - " 39 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成22年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に応じ申し上げます。過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間に合わせ、会議における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、10番佐藤 毅議員、18番鈴木賢也議員を指名いたします。

会 期 決 定

高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成22年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月27日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月17日までの17日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの17日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成22年9月1日(水)開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|----------------|------------------|---|-------|
| 9月 1日(水) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、教育委員会委員任命議 案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、固定 資産評価審査委員会委員選任 議案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、表彰 議案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、議 案・請願上程、同説明、監査 委員報告 | 議 場 |
| 9月 2日(木) | 休 会 | | | |
| 9月 3日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 9月 4日(土) | 休 会 | | | |
| 9月 5日(日) | 休 会 | | | |
| 9月 6日(月) | 休 会 | | | |
| 9月 7日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 9月 8日(水) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 質疑、予算特別委員会設置、 決算特別委員会設置、委員会 付託 | 議 場 |
| | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | |
| | 予算特別委員会終了後 | 決算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | |
| 9月 9日(木) | 午前9時30分 | 厚生経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第4会議室 |
| 9月10日(金) | 午前9時30分 | 厚生経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第4会議室 |
| | | 建設文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会図書室 |
| 9月11日(土) | 休 会 | | | |
| 9月12日(日) | 休 会 | | | |
| 9月13日(月) | 午前9時30分 | 総務常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第2会議室 |
| | | 建設文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会図書室 |
| 9月14日(火) | 休 会 | | | |
| 9月15日(水) | 休 会 | | | |
| 9月16日(木) | 午前9時30分 | 総務常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第2会議室 |
| 9月17日(金) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| | 予算特別委員会終了後 | 決算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | |
| | 決算特別委員会 終了後 | 本 会 議 | 議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会 | |

諸般の報告

高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 第86回全国市議会議長会定期総会の報告について

(2) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、6月定例会以降、現在までの主な市政の概況について御報告申し上げる次第であります。

まず、景況についてであります。日銀の県内月例経済概況では、経済動向は5カ月連続で「持ち直している」との判断であります。外需に牽引された製造業が好調を維持しているものの、個人消費や設備投資が依然、低水準としているところであります。加えて、このところの急激な円高による輸出型企業の業績悪化が懸念されており、本市におきましても引き続き雇用・景気対策が重要な課題であると認識しているところであります。

本年7月1日現在の市内100社を対象とした雇用動向調査では、回答した78社の雇用人員合計は8,235人と、4月の同調査での73社7,190人に比べ増加しております。また、前年同期の7,313人をも上回っている状況にあるところであります。

また、正社員について現在の雇用人員に過剰感があると回答した事業所は15社と、4月調査より減少しているところであります。数字上は若干改善されてきているものと思われませんが、今後事業所訪問なども実施して、一層の雇用の確保を要請してまいりたいというふうに考えております。

市民の住環境の改善と地域経済の景気浮揚対策の一環として4月から実施しておりました住宅建築推進事業は6月の補正予算を含め、総予算額3,700万円の執行を終えております。助成件数256件、対象工事費は約8億2,800万円となっております。落ち込んでいる個人消費に対しまして今後も実効性ある景気対策を実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、第5次振興計画の見直しについてであります。6月に行いました市民アンケートでは、49%約半数の方が新たな「将来都市像」の構築を期待しているところであり、「現行どおりでよい」と回答した方28%を大きく上回る結果となっております。去る8月30日に開催された寒河江市振興審議会においてはこうした結果を踏まえ、将来都市像を見直す方向で審議がまとまっているところであります。現在は市内8地区において地域ワークショップを開催しており、地域の課題と解決方策を検討していただいているところであります。今後、これらや市民アンケートの結果などを踏まえて、振興審議会において慎重に審議していただくことにしているところであります。

次に、さくらんぼについてでございますが、収穫前には平年収穫量の115%以上の「多い」という予想で4年ぶりの豊作を期待したところでありました。結果として、農協の取り扱い実績では、取扱量は前年比124%と大きく増加したものの、出荷量の急増からキロ当たりの販売価格は前年比91%にとどまったところでありました。

一方、観光さくらんぼ園の入園者数であります。今年度は21万人となりまして、昨年度より約1万5,000人増加いたしました。これは、天候不順の中、品質管理など関係者の努力が功を奏したものであると考えているところであります。さらに、6月5日から7月4日まで開催いたしました「花咲かフェアINさがえ」につきましては、議会各議員を初め、関係各位に御協力をいただき厚く御礼を申しあげる次第であります。期間延長等も行い、30日間で約25万人の入場者数となったところであります。昨年度に比べ若干減少はしましたが、その要因の分析などを行いながら、今後に向けて鋭意検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、6月25日から実施いたしました「さくらんぼキャラバン」は、これまで延べ14日間にわたり仙台市の一番町商店街や勾当台公園等に出店をして、さくらんぼを中心とした農産物や特産品の販売、あわせて「花咲かフェア」や「寒河江まつり」「神輿の祭典」等のイベントのPRを行ってまいりました。今後もより集客力の高い施設に出向き、イベント等に参加するとともに、仙台寒河江会の会員の協力をいただきながら寒河江のしゅんの情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、水稻の作況についてであります。東北農政局山形農政事務所によりますと、8月15日現在の県の作柄概況は「平年並み」、村山地域は「やや良」と公表されたところでございます。梅雨明け以降、県内が高湿少雨で推移していることを受けて、県では水と温度の管理、病害虫防除の徹底を呼びかけており、特に水稻の品質低下を招くカメムシ類に関して、県内全域で2年ぶりの注意報が発令されております。本市では県の指導を受けて、穂ぞろい期及びその10日前後の2回、カメムシの多く生息する畦畔にも効果がある航空防除を実施したところであります。引き続き技術対策の周知指導を徹底し、実り多い秋となることを期待しているところであります。

次に、子育て支援について御報告申し上げます。共稼ぎ世帯等の子供たちが放課後、安全で健やかに過ごすことのできる学童クラブが設置されておりますが、年々入所希望者がふえております。こうした状況を踏まえ、この6月に特に増加している西根小学校学区のクラブの分割を行い、「ねっこクラブ第2」を新設し、学童クラブの充実を図ったところであります。また、8月にはたかまつ保育所の通園バスを更新し、安全・安心な通園の確保に努めたところであります。

また、中学校給食の実施に向けた取り組みについては、現在鋭意その準備を進めているところであります。去る8月27日に業務委託選定事業者の日東ベスト株式会社から見積書の提出を受け、昨日8月31日に業務委託契約を締結したところでございます。

次に、首都圏などで高齢者の所在が不明となる問題が相次いでおりますが、本市においては住民基本台帳上では104歳を最年長に100歳以上の高齢者の方は15名でございます。このたび改めて対象者全員の個別訪問を行い、所在不明者はいないことを確認したところであります。

また、本籍が本市にあり、住民登録がなく所在確認のできない100歳以上の高齢者は30人となっております。これらの高齢者について実態調査を進めた上で所在確認できない方に対しては制度にのっとり、法務局の許可を得て戸籍を削除することで対応してまいりたいと考えております。今後もより正確な実態把握に努めてまいります。

最後に、クマによる被害の状況であります。8月に入り、田代、清水山等を中心にクマの出没が複数件認められ、果樹や養蜂箱等の被害が発生しております。市では被害発生現場をその都度調査するとともに、8月24日から広報車でクマ出没地域の巡回を行い、地域住民に注意を喚起しているところであります。

また、8月30日には寒河江市有害鳥獣捕獲対策会議を開催し、関係機関の協力のもとに、県に対して昨日31日に捕獲申請を行ったところであります。

以上、6月定例会以降の市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら市政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

質 疑

高橋勝文議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

高橋勝文議長 日程第5、議第49号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、渡邊満夫教育委員長の退席を求めます。

〔渡邊満夫教育委員長 退席〕

議案説明

高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第49号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち渡邊満夫委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく御提案するものでございます。

御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第49号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は、これに同意することに決しました。

ここで、渡邊満夫教育委員長の着席を求めます。

〔渡邊満夫教育委員長 着席〕

議案上程

高橋勝文議長 日程第9、議第50号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第50号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち木村二男委員が本年9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号は、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第50号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号については、これに同意することに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第13、議第51号表彰についてを議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第14、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第51号表彰について御説明を申し上げます。

地方自治の振興や本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

最初に、渡邊敏幸氏であります。氏は、三泉観光さくらんぼ組合の組合長を務めるなど、「さくらんぼ狩り」という体験型観光の確立、発展に大きく寄与されました。

また、平成16年3月から寒河江市周年観光農業推進協議会の会長として、地域資源を活用した農業と観光の一体的な推進、そしてみずから先頭に立ち「日本一さくらんぼの里寒河江」をPRするなど、市のイメージアップに貢献され、本市の産業振興、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものでございます。

次に、國井一彦氏であります。氏は、昭和37年2月に寒河江市中央一丁目に開業され、地域住民に適切な医療と保健衛生思想の普及に尽力されました。

また、寒河江市西村山郡医師会、さらには山形県医師会の会長を歴任されるなど、34年の長きにわたり医師会関係の役員として活躍、多方面にわたり保健衛生行政の発展に貢献されました。その間、山形県立寒河江工業高等学校の学校医を44年間、また市スポーツ振興審議会委員、市体育振興公社理事を務められるなど、幅広く行政全般にわたり寄与され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものでございます。

最後に、多田恵一氏であります。氏は、父である多田重蔵氏の寄附により創設された「多田文庫図書購入基金」に対し、その善行を引き継ぎ、平成13年より多額の寄附をされております。

このことにより、寒河江市立図書館における図書の充実が図られ、文字・活字文化の発展に寄与するなど、青少年の健全育成と生涯学習の振興に多大な貢献をされ、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものでございます。

各氏の御功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

また、この件につきましては、去る8月10日の市表彰審査委員会における審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨御報告をいただきましたので、今回御提案申し上げるものでございます。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号は、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第51号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号は、これに同意することに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第17、報告第5号から日程第37、請願第7号までの21案件を一括議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第38、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 初めに、報告第5号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本年6月25日に寒河江市大字寒河江字山西、最上川ふるさと総合公園内において、市有自動車の公務運転中に発生した交通事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号平成21年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について、御説明申し上げます。

健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は18.0%、将来負担比率は136.3%となったものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第7号平成21年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を四つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、病院事業会計においては資金不足比率1.8%となり、そのほかの事業会計では資金不足比率は発生しないものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は157億1,575万4,752円、歳出決算額は151億5,463万3,181円であります。形式収支は5億6,112万1,571円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が3,846万851円ですので、実質収支は5億2,266万720円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に2億7,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る2億4,266万720円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第2号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は21億1,385万4,628円、歳出決算額は21億727万7,628円であります。形式収支は657万7,000円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が657万7,000円ですので、実質収支では差し引き残額はありません。

次に、認第3号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は566万8,295円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は42億329万3,879円、歳出決算額は39億9,444万8,637円で、歳入歳出差し引き残額2億884万5,242円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は1,933万9,291円で、歳出決算額は1,712万2,520円、歳入歳出差し引き残額は221万6,771円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は3億7,418万1,127円、歳出決算額は3億6,726万8,667円で、歳入歳出差し引き残額691万2,460円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は27億3,188万9,994円、歳出決算額は27億1,415万6,955円で、歳入歳出差し引き残額1,773万3,039円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,340万548円、歳出決算額は2,166万4,450円で、歳入歳出差し引き残額は173万6,098円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は84万1,167円、歳出決算額は58万432円で、歳入歳出差し引き残額は26万735円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成21年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成21年度寒河江市水道事業会計決算について地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第10号平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は17億6,245万4,002円、支出は19億916万2,305円で、1億4,670万8,303円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は7,076万6,000円で、支出は9,660万5,931円であります。資本的収入額が資本的支出額に対

して不足する額は2,583万9,931円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金6億2,448万2,298円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、認第11号平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は11億8,581万6,942円、支出は9億1,133万7,131円であります。その結果、収益的収支については2億6,289万7,680円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1,090万7,219円、支出は4億4,725万6,138円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4億3,634万8,919円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,200万円を積み立てし、5,151万699円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御認定くださいますようお願い申し上げる次第であります。

次に、議第52号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、さくらんぼ産地強化対策事業費補助金等を計上するほか、道路新設改良事業費等を追加するものでございます。

その結果、1億2,937万5,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ150億2,043万7,000円とするものでございます。

次に、議第53号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、レセプト電子化に伴うシステム改修のための総務管理費、前年度決算等による基金積立金並びに療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加するものであります。

その結果、1億4,628万1,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ41億2,300万1,000円とするものでございます。

次に、議第54号平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、支払基金交付金及び国庫負担金の返還に伴う償還金を追加するものであります。

その結果、210万2,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ352万1,000円とするものであります。

次に、議第55号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を

追加するものであります。

その結果、2,229万1,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ29億2,802万8,000円とするものでございます。

次に、議第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設の整備については、第7期田代辺地総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、飲用水供給施設について辺地対策事業債の予定額等を変更する必要がありますので、法律に基づき同計画の変更をしようとするものでございます。

以上、5案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

監査委員報告

高橋勝文議長 日程第39、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。片桐監査委員。

〔片桐久志監査委員 登壇〕

片桐久志監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成21年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の合計11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは、平成21年度寒河江市一般会計、特別会計については平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計より平成21年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金は、それぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、むすびの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明申し上げますので、50ページをお開き願いたいと思います。

初めに、11行目、決算額の概要から説明申し上げます。

平成21年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入237億1,778万4,000円、歳出229億1,238万1,000円で、歳入歳出差し引き8億540万3,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億6,036万5,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億6,016万2,000円の黒字となっております。このうち、一般会計の決算総額は、歳入157億1,575万5,000円、歳出151億5,463万3,000円で、歳入歳出差し引き5億6,112万2,000円の黒字決算となっております。この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた5億2,266万1,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億569万5,000円の黒字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入94億7,246万9,000円、歳出92億2,818万8,000円で歳入歳出差し引き2億4,428万1,000円の黒字決算となっております。この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億3,770万4,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,446万8,000円の黒字となっております。

次に、財政分析について申し上げます。

財政力指数は0.546で、前年度に比べて0.01小さくなっております。経常収支比率は96.8%で前年度に比べ2.8ポイント低くなりましたが、主な要因は市債償還金と市立病院事業費の繰出基準額が前年度に比べ減少したことや臨時財政対策債が増加したことなどによるものであります。

実質公債費比率3カ年平均でございますが、18.0%で前年度に比べ1.0ポイント低くなっております。これは、平成21年単年度の実質公債費比率が16.4%と、平成20年単年度と比べて2.0ポイント低くなっておりますが、この主な要因は補償金免除繰上償還や建設事業に係る新規市債発行を抑制したことにより、市債償還額が大幅に減少したことによるものであります。

市債残高、一般会計分でございますが、190億823万5,000円で前年度に比べて9億3,603万2,000円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税収納率は93.3%で前年度に比べて0.5ポイント低下しておりますが、一般市税収納率は県内13市中トップの成績で、夜間・休日を含む納税相談、訪問徴収などの収納業務における努力が功を奏しております。

主な税目の収納率は、市民税が94.2%、固定資産税は92.3%でそれぞれ前年度に比べて低下しております。また、主な一般市税以外の収納率であります。下水道使用料は94.8%、介護保険料は98.6%とそれぞれ前年度より高くなりましたが、国民健康保険税は74.7%で前年度より1.9ポイント低くなっております。その結果として、収入未済額の主なものについて申し上げますと、市税では3億3,280万4,000円、国民健康保険税は3億1,627万9,000円となり、それぞれ前年度に比べ収入未済額が増加しております。そのほか下水道使用料は2,376万1,000円、保育所運営費負担金が1,063万2,000円、市営住宅使用料は82万2,000円の収入未済額となっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルに基づき実効ある対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は公費負担の公平・公正、一般財源確保からも重要でありますので、さらなる収納率向上に向けて工夫と努力を講ずることが望まれます。今後、少子高齢化社会が続く中、社会保障費関係経費の増加や公債費が高水準で推移すること、小学校、中学校、社会教育施設などの耐震化事業の実施や特別会計への繰り出し、道路網整備などに多額の所要額が想定されますので、行財政改革指針アクションプランの確実な実施による経費節減とともに、歳入確保等に努められ健全財政のもと市政発展と市民福祉が向上されるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要についてであります。審査の対象は、平成21年度寒河江市立病院事業会計決算、平成21年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は、意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について申し上げますので、13ページのむすびをお開き願いたいと思います。

初めに、下から9行目に記載しております病院の利用状況から申し上げます。入院患者の年間延べ人数は2万8,280人で、前年度に比べ1,424人4.8%減少し、1日平均77.5人となっております。外来患者の年間延べ人数は5万9,227人で、前年度に比べ2,592人4.2%減少し、1日平均244.7人と

なっております。医業収支状況について前年度と比較しますと、医業収益は6.8%、医業費用は4.7%それぞれ減少し、医業収支比率は78.0%で、1.8ポイント低くなっております。その結果、損益状況は総収益17億6,089万4,000円に対し、総費用は19億760万2,000円で、差し引き1億4,670万8,000円の純損失となり、総収支比率は92.3%と前年度に比べ7.2ポイント低くなっております。当年度未処理欠損金は前年度からの繰越欠損金を加えますと、6億2,448万2,000円となっております。

総収支比率と医業収支比率の低下理由であります。当年度は経営の安定と経常損失補てんのため、繰出基準額を1億7,427万円上回る4億6,222万円を一般会計等より、負担金及び補助金として繰り入れしておりますが、入院収益と外来収益合わせて前年度に比べて1億1,115万4,000円減収となったことが大きな要因となっております。

経営分析については別表3に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は62.0%で、前年度に比べ3.1ポイント低下しております。全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率、平成20年度でございますが、黒字病院で72.5%、赤字病院では65.9%であり、医療資源の効率の活用面から見ても経営上厳しい状況にあります。

流動比率は83.8%で、5,681万円の不良債務が発生しております。これは、流動資産が2億9,485万8,000円に対し、流動負債は3億5,166万8,000円となり、5,681万円の資金不足に陥っているものであります。

診療科別医業収益と患者数を前年度と比較してみると、内科では医業収益17.1%減、患者数10.1%減、外科では医業収益8.3%減、患者数12.4%減となっており、院内における患者の消化器系内科から外科への転科による手術適用患者の取り込みなど、チーム医療連携も医療資源活用のためには重要であり、消化器系内科医の早期確保に向けた行動を強力に推し進める必要があると思っております。

当年度はいろいろな要因が重なり、資金不足に陥り不良債務が発生しましたが、病院スタッフ一丸となってモチベーションを高め、知恵を出し合い院内各部署総意の取り組みにより、不良債務の解消に全力を挙げる必要があります。自治体病院を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、当病院が低迷している根本原因を究明分析した上で、経営改善に向けた具体的な行動を実践するとともに、市立病院が保有している医療資源の活用により、市民が安心して医療を受けられる地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。33ページのむすびをお開き願います。

水道事業の配水量等を前年度と比較しますと、総配水量は5.2%、有収水量についても3.3%減少したことにより、給水収益が2,673万4,000円、2.4%減少し、水道事業収益は4,065万4,000円、3.5%減少しております。

一方、水道事業費用は減価償却費、特別損失で増加しているものの、浄水及び配給水費、受託工事費、企業債利息などで減少したことにより、前年度に比べ3,215万3,000円の減少となっております。その結果、純利益は2億6,289万8,000円で前年度に比べ850万円、3.1%減少しております。

また、供給単価、給水原価を比較すると、給水原価1立方メートル当たり164.8円に対し、供給単価は1立方メートル当たり211.4円で、差額は1立方メートル当たり46.4円となり、県内類似市の中では上位となっております。

経営分析における営業収支比率は139.1%で0.9ポイント減少しておりますが、県内類似市と比較

しても良好な数値となっております。これは営業収益で前年度に比べて給水収益や受託工事収益の減により、3,963万4,000円減少しておりますが、営業費用においても人件費の増加はあるものの、修繕費や動力費、固定資産除却費で減になり、営業費用全体で2,538万5,000円減少したことが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は別表に表示したとおりであります。支払い能力を示す流動比率、施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から実施している上水道第4次拡張事業は事業期間の3分の2が終了し、事業進捗率は事業費ベースで68.9%、老朽管更新事業は工事延長ベースで54.3%となっております。これらの効果もあり、有収率は86.5%、有効率は92.2%と着実に伸びております。平成19年度から実施している高利率企業債の公的資金補償金免除繰上償還については、当年度においても2,900万4,000円自己資金で対応し、企業債未償還残高は前年度より2億768万5,000円減少し、22億9,263万4,000円となっております。

今後、給水人口の減少や節水意識の高まりにより、個人消費の減少傾向が続き、市内の大手食品製造企業の水道水消費も控え目傾向にあり、有収水量の大きな増加は期待できないと見込まれます。

一方、費用では第4次拡張事業における残事業費や幸生地区内の上水道整備事業費、施設整備に係る企業債償還費と減価償却費など多額の費用を要することが見込まれますので、なお一層経営の効率化と営業収益の確実な確保に取り組まれ、安心安全、良質な水道水の安定供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時32分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年9月3日(金曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 沖津一博 | 議員 |
| 3番 | 石山忠 | 議員 | 4番 | 辻登代子 | 議員 |
| 5番 | 工藤吉雄 | 議員 | 6番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 7番 | 國井輝明 | 議員 | 8番 | 木村寿太郎 | 議員 |
| 9番 | 鴨田俊廣 | 議員 | 10番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 11番 | 松田孝 | 議員 | 12番 | 石川忠義 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 伊藤忠男 | 議員 |
| 15番 | 佐藤暘子 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鈴木賢也 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------------------|-------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 片桐久之 | 選挙管理委員会委員長 |
| 芳賀靖夫 | 農業委員会会長 | 今野要一 | 総務課長 |
| 横山一郎 | 総務課危機管理室長 | 菅野英行 | 総合政策課長 |
| 月光龍弘 | 総合政策課イメージアップ推進室長 | 宮川徹 | 総合政策課企業立地推進室長 |
| 丹野敏晴 | 財政課長 | 犬飼弘一 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 犬飼一好 | 建設管理課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課都市整備室長 | 軽部修一 | 建設管理課緑化推進室長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 尾形清一 | 農林課長(併)農業委員会事務局長 |
| 工藤恒雄 | 商工観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 柴崎良子 | 子育て推進課長 | 安孫子政一 | 会計管理者(兼)会計課長 |
| 那須勝一 | 水道事業所長 | 櫻井幸夫 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 鈴木一徳 | 学校教育課長 |
| 阿部藤彦 | 中学校給食長 | 白林和夫 | 学校教育課指導推進室長 |
| 清野健 | 生涯学習課一課委員 | 片桐久志 | 監査委員 |
| 奥山健一 | 生涯学習課委員 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 柏倉隆夫 | 事務局長 | 荒木信行 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 主任 |

平成22年9月第3回定例会

議事日程第2号

第3回定例会

平成22年9月3日(金曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におかれましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成22年9月3日(金)

(第3回定例会)

| 番号 | 質 問 事 項 | 要 旨 | 質 問 者 | 答 弁 者 |
|----|----------------------|--|------------|-------|
| 1 | 消費需要の拡大と 景気浮揚について | 大好評の内に終了した住宅建築推進事業 の次年度の継続について | 2番 沖津一博 | 市長 |
| 2 | 産業の活性化等について | (1)寒河江発ヒット商品開発の販路に 対する支援策について (2)姉妹都市・寒川町との人的交流か ら物的交流に向けた施策の展開につ いて | | 市長 |
| 3 | 成人式について | 成人式を成人の日の開催にもどすこと について | 7番 國井輝明 | 教育委員長 |
| 4 | 駅前駐車場のあり 方について | 駐車場のあり方を再検討すべきと思う が (1)有料化の検討について (2)イベント時の使用方法について | | 市長 |

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|-------------------|--|---------------------------|-------|
| 5 | 市立病院の経営について | <p>(1) 平成 2 1 年度の決算について</p> <p>ア 当年度未処理欠損金の処理をいつどのような形ですか</p> <p>イ 運転資金の対応について</p> <p>(2) 今後の経営について</p> <p>ア 市立病院の存続について</p> <p>イ 病院の基金の創設について</p> <p>ウ 医療機器の導入による経営の健全化について</p> | <p>8 番</p> <p>木村 寿太郎</p> | 市 長 |
| 6 | 第 5 次寒河江市振興計画について | <p>(1) 振興計画の現在までの到達点と評価について</p> <p>(2) 市長自身のまちづくりの将来像について</p> <p>(3) 政策課題の促進について</p> <p>ア 環境省が推進している「市町村設置型合併浄化槽事業」の促進について</p> <p>イ 高齢者の生活を支える身近な交通手段について</p> | <p>1 1 番</p> <p>松 田 孝</p> | 市 長 |

沖津一博議員の質問

高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、2番沖津一博議員。

〔2番 沖津一博議員 登壇〕

沖津一博議員 おはようございます。

本日は、大勢の皆様には私の応援のために傍聴においでいただきまして、まことに御苦労さまでございます。

私は、新政クラブの一員としてこの寒河江のまちを元気に活力あるものにしなければならない一念で以下の質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

通告番号1番、消費需要の拡大と景気浮揚について、今年度新しく創設されました寒河江市住宅建築推進事業補助金は、住環境の整備や消費需要の拡大、景気浮揚、業界振興を目的とし、当初予算900万円で施行され、予備費800万円、さらには6月1日に補正予算2,000万円を投じていただきましたが、わずか3カ月半で終了いたしました。このように短期間のうちに本補助事業が終了した背景には、本制度の対象が幅広くかつ対象工事額が低く抑えられ、またその手続が簡単かつ適切であったことが市民の関心と好感を呼び起こしたと思います。

また、景気低迷により新規住宅着工件数の減少やハウスメーカーとの価格競争の激化などにより、厳しい経営環境下にある市内の建設業者、建設関連業者の方々からは、本補助事業にて新たにおよそ8億3,000万円の経済効果が短期間に創出されたことについて感謝と賛辞が寄せられていると聞いております。市長を初めとする市当局の敏速かつ柔軟な対応に対して、業界に身を置く者の一人として厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、地方の現状はリーマン・ショック後、国内外の経済混乱の影響によっていまだに一進一退の状況をたどっており、現在の急激な円高などにより国内経済が再び下振れする危険性をはらんでおり、今後の市内の企業においても、企業業績や雇用、そして個人消費などの各側面での悪影響が懸念され、本市においても今後さらなる経済対策の検討が必要と思われまます。

勤労者の4人に1人は建設業、もしくはその関連業の従事者と言われているなど、建設業界はすそ野の広い業界であります。本補助制度などによる建設業界に対する振興策の継続は、雇用の維持そして拡大に極めて有効であると考えます。

ここで、来年度における寒河江市住宅建築推進事業補助金について継続していただきたいと思っております。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、産業の活性化に向けた寒河江発ヒット商品開発の販路に対する支援策についてお伺いいたします。

現在、本市で生産されているおいしい農産物を初め、加工品などさまざまな商品が県内外で販売され高い評価を得ております。しかし、地域間競争が激化している中において、商品の販売拡大となると大変厳しい状況下に置かれております。このような中、本市産業の活性化を図るために昨年度から新商品開発支援補助金を創設し、企業の新商品や新技術開発事業の支援に取り組みられました。寒河江のヒット商品を目指し、昨年は食品を初め10点の商品開発に至り、去る7月13日にフローラさがえにて成果品の説明と試食、販売が開催されました。この事業は今年度も継続され、新たな商

品開発に向け市内企業に取り組んでいただいております。本市産業活性化に貢献していただけるものと大きな期待をしております。

さて、ここで懸念されるのが、これらの商品販路拡大に向けた行政における支援であります。当然、開発された企業でのPRや販売努力も必要であります。開発支援した執行部においてもできる限りの支援などに取り組まなければならないと考えます。PR及び販路拡大という観点において、どのように取り組んでいかれるお考えか市長にお伺いいたします。

次に、姉妹都市との人的交流から物品交流に向けた施策の展開についてお伺いいたします。

先ほども言いましたように、寒河江の基幹産業である農業を初め、産業の活性化を図るには販路拡大に向けた施策の展開が重要になってまいります。

ここで、一つの事例を挙げさせていただきますと、川西町と東京都の町田市が開いた県産品の店舗が人気を集めておると聞いております。「山形名産四季の杜」と名づけられた店舗では、玉こんにゃくや食用菊、西村山の特産品でもあります秘伝豆、漬物、麩、山菜など、山形でおなじみの商品が陳列されており、家庭での料理に使う食材を求め中高年客でにぎわっているようであります。川西町と町田市は、災害時相互援助協定や山村留学などの交流があったことがきっかけで、それから交流が進むにつれ人的交流はあったものの、「食などの物品交流はできないだろうか」との話が持ち上がり、この取り組みが検討され開店に至ったところです。現在、30坪ほどの売り場面積で、年間約7,000万円の売り上げがあるそうです。

このことをヒントにさせてもらえば、寒河江市でも姉妹都市などの関係を結んで交流の行われているところから、ここを拠点に大きなビジネスチャンスが生まれてくるのではないかと思います。寒河江でも寒川町と姉妹締結されております。毎年11月に開催される産業まつりには、寒河江青年会議所を初めライオンズクラブなど地元の団体が参加し、山形の芋煮、玉こんにゃくを調理、販売したり、寒河江・西村山の特産品や果物などを陳列する物産展を開設しております。その際、大変な人気を集め、長い行列ができるほど盛況を見せます。姉妹都市同士では食の交流も進んでいることから、県産品の販路拡大に欠かせない拠点にできる可能性があると考えます。折しもことしは寒川町と姉妹締結20周年の節目であります。これを機に寒川町の御協力を得ながら、寒河江の物産フェアや常設のフードなどを開設して取り組むべきと考えます。元気な寒河江を構築するためにも寒川町と協議していただき、人的交流を深めながらも物品の交流に向けた施策の展開に取り組むべきと考えますが、市長の御見解をお伺いしまして、私の1問目とさせていただきます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま沖津議員から消費需要の拡大と景気雇用について、そして産業の活性化策についてということで、寒河江を元気にしていく方策についての御提案いただきました。順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

最初に、寒河江市の住宅建築推進事業補助金についてでありますけれども、先ほどの御質問にもありましたとおり、対象となる建築工事の種類を当初検討内容より広げたこと、また対象工事費を20万円以上と低目に設定したこと、さらにはリフォームの場合でも対象工事費の10%を補助するというふうにしたことなどなど、市民の皆さんが利用しやすく魅力ある制度としたことから、当初から大変な申請があったわけでありまして、先ほど御質問にもありましたとおり、また私の初日の行政報告でも申しあげましたが、当初予算それから予備費、補正予算を含めて総額3,700万円の予算を計上して対応してきたところであります。7月5日にその予算に達したということで、受け付けを終了させていただいたのは御案内のとおりであります。

今回、この補助金の申請件数は256件でありましたが、一番多いのは部屋や窓の修繕、水回りの工事、塗装などのリフォームでありまして、217件。次に、住宅の新築が18件、住宅の増築が5件、車庫・カーポートの新築が8件、太陽光発電の設置が8件というふうになっておりました。多くの市内の建築関連業種の方々がこの事業にかかわることができたものではないかというふうに思っております。

また、今回申請いただきました対象工事費、いわゆる直接的経済効果ということでは約8億2,800万円ということになるわけでありまして、補助申請金額3,700万円の22.4倍ということになるわけでありまして、総務省統計局による産業連関表を用いて試算をいたしますと、経済波及効果はその1.9倍、約16億円というふうになるわけでありまして、補助申請額に対しては、実に43.2倍の生産誘発効果をもたらしたものであるというふうに認識しているところであります。

なお、事業の具体的な効果、影響などにつきましては、今後工事を施工した業種の方々への調査でありますとか、市商工会で設置をされた事業の検証委員会の検討などを参考にして、さらに分析をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、いずれにしても今回の市の住宅建築推進事業補助金につきましては、多くの市民の皆さんから好評を得るとともに、市の建築業界の振興と雇用の確保、さらには景気浮揚と定住促進につながったのではないかと考えているところであります。

来年度におけるこの住宅建築推進事業補助金の継続についてどうかと、こういう御質問であります。住宅の建築やリフォームについては先ほど沖津議員の御質問にもありましたとおり、それに携わる方々も多く、地域経済の活性化と景気浮揚に対する効果も多いというふうに考えているところであります。先ほども申しあげましたが、今回の制度の経済的な効果等を十分分析をしながら今後の社会経済情勢、さらには景気回復動向を十分に勘案して、来年度の事業の実施に向けて準備、検討をしていく必要があるというふうに認識しているところでありますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、寒河江発ヒット商品開発の販路に対する支援策について御質問がありました。新商品開発支援事業は、昨年度市内産業の活性化を図るために中小企業の皆さんが行う新商品、または新技術の研究開発に対して助成をするために創設した事業であります。昨年度は2,000万円を予算化し、10事業者が取り組んでいただいて、高い技術力を生かして国内外に発信する商品を、またふるさと寒河江からの贈り物として親しまれる商品の開発が行われたわけです。22年度におきましても予算額は1,000万円ということでしたが、6事業者に対しまして助成を今、考えて準備をしているところであります。

市としてはこの事業の成果をより広く市民の皆さんに知ってもらうために市報への掲載や市のホームページでの紹介、さらには沖津議員からも話がありましたが、フローラ・SAGAEに展示しながら試食・販売会を開催するなど、事業の目的が一層効果的に発揮されるようPRを積極的に行ってきております。さらに、9月におきましては、県が山形銀行仙台支店に設置しております特産品コーナーに展示をしてPRを行うという機会にも恵まれているところであります。

また、各事業者におかれましては、これらの商品について、例えばイタリアやアメリカでの展示会に参加をしたり、東京銀座の県のアンテナショップ「おいしい山形プラザ」に出店をしたり、また県内や都内の百貨店の物産展に出店をして積極的にPRを行っているというふうにも聞いております。中には、今回の成果をきっかけとして、県の地域産業応援基金事業に選ばれて、さらに発展させ開発を行っている事業者の方もいらっしゃるというふうな状況であります。

その販路拡大については、基本的にはそれぞれの事業者の皆さんが独自のノウハウを駆使して行うべきものというふうには思いますが、市の制度により開発した商品でもありますので、販路拡大に向け、市としても引き続き新商品のPRや事業者への情報提供などの支援に努めていく必要があるというふうに思っております。今後においてもさらに「さがえ秋のうまいものまつり」として行われるこれまでの農業と物産まつりに新商品のコーナーを設けて、展示販売を予定しております。また、寒河江駅前自由市場においてもPRを行ってまいりたいと考えております。さらに、仙台寒河江会への情報提供、寒川町が新たに設けた物産展示販売コーナーへの出店等の支援を行っていく予定にしております。いい商品を開発しても売れるということが大事でありますので、市としても積極的に支援に努めていきたいというふうに思っているところであります。

次に、姉妹都市寒川町との交流推進に向けた取り組みでございます。御案内のとおり、寒川町とはこれまでも青年会議所や臥龍ライオンズクラブが寒川町の産業まつりに寒河江の物産、玉こんにゃくとか芋煮、ラ・フランスなどを持参して大変好評を得ているという話をお聞きしております。ラ・フランスなどは最初は大変知名度も低くて、販売に苦慮していたということですが、今では飛ぶように売れているというふうなお話をお聞きしているところであります。

また、寒河江市の観光協会ではさくらんぼやラ・フランスなどを寒川町の職員に販売しているところでありますし、寒川町の商工会を通じて寒河江の物産を販売している業者の皆さんもいらっしゃるということでありますので、寒河江の物産は大変好評を博しているというふうに認識しております。このたび、寒川町では町の施設の中に寒河江の物産を展示販売するコーナーを設置していただくということに話が進んでおりますので、現在出品する品物を協議しているところであります。

さらに、お話にもありましたが、例年11月開催の寒川町の産業まつりについて、寒河江市観光キャンペーン推進協議会と協力をしながら、寒河江の特色ある物産フェアを開催するなどして寒河江

市の観光・物産のPRを行っていきたいというふうに考えております。市といたしましても、寒川町の御厚意で設置予定の展示販売コーナーを継続的に活用しながら、そしてこの秋の寒川町産業まつりをきっかけとして物産の交流が一層盛んになって、今後販売のルートが確立されるように関係機関と連携をしながら積極的に支援、取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 沖津議員。

沖津一博議員 私の1問目に対しまして、丁寧かつ前向きな御答弁をいただき、まことにありがとうございます。

大変前向きな御答弁をいただきましたので、2問目をする必要もないくらいでありますけれども、住宅建築推進事業につきましては、当局の方でもこれからいろいろ成果の検討などを行われるということではありますが、先ほど市長からもありましたように、寒河江市商工会の建設部においても今回の補助金に対する検証委員会を設置したということを知っているところであります。私がおもうには、検証することも大変大事なことでありますが、現在の政治の不安定、あるいは先行きの不透明、将来の不安定などから個人消費が著しく低迷をしている中でありますので、景気がなかなかよくなりません。本補助制度のような個人消費を引き上げる、景気の底上げになる大変有効だと思いますので、ぜひ実施をしていただきたいなというふうに思います。

また、販路の拡大につきましては、寒河江の美味しい果物や乾麺、こんにゃくなど、本当に寒川の皆様のみならず、近隣の茅ヶ崎や平塚や藤沢など大変大きなマーケットでありますので、ぜひ物産フェアなど、ことしやっていたらいいということでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。神奈川県は全国でも2番目に多い人口でありますし、山形県出身の方々も大変多いと聞いております。「石の上にも三年」という言葉がありますが、このことに当てはまるかどうかはわかりませんが、住宅建築事業の補助金や新商品開発の補助金に対しましては、3年間くらいやれば本当に成果があらわれるのではないかなというように私は思っているところであります。市長の御意見を最後に伺って、私の質問とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 住宅建築推進のための補助制度、それから新商品開発のための支援制度を3年というお話でありましたが、私どももやっぱりいろいろな新しい制度をつくったときに、それが喜んでもらえるか、大変効果があるという制度にしていきたい、さらにいい制度に改善していきたいということを考えております。そういった意味で、今回初めて住宅建築については制度として実行したわけでありますので、いろいろなことを検証していただいて、よりいい制度として、より喜ばれる、より効果の上がる制度としてさらに充実をしていければというふうに思います。3年というお話でありましたが、私としても努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

國井輝明議員の質問

高橋勝文議長 通告番号3番、4番について、7番國井輝明議員。

〔7番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 おはようございます。

本日は傍聴者の数も多く、大変緊張した気持ちでこの質問に立たせていただいております。それでは、早速質問に入らせていただきます。

私は、新政クラブの一員として、市民を代表し通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号3番、成人式について、成人の日の開催に戻すことについて質問をさせていただきます。

成人を祝う儀礼は古くからあり、男子は奈良時代以降の元服、女子は平安時代から安土桃山時代にかけての裳着が由来とされております。本市での最も早い成人式は昭和25年、柴橋村で開催。昭和23年7月に国民の祝日として成人の日が制定された翌々年に当たり、昭和24年1月の当時の文部省次官会議において成人の日の事業として成年式、青年祭を市町村部落ごと、学校や公民館などで開催するように決定されております。この通達を町や村でも受け入れられたものと見られ、町報や村報には、寒河江町、白岩町では昭和27年、高松村では昭和28年、西根村では昭和29年にそれぞれ成人式が行われたという記事が出始めたという記録が残っているようであり、このような記録の中で昭和32年の寒河江市成人式対象者は1,040人、1月15日開催という記録も残っているようであり、昭和51年にこれまでの「暦年満20歳対象、1月15日開催」を新成人代表、青年団、婦人会などが協議し、「学年ごと」、「晴れ着の要らない時期」として8月に開催することに改めており、現在に至っております。

全国での成人式の開催時期につきましては、成人の日またはその前日に開かれることが多いようであり、このほかに、その年のゴールデンウィークやお盆に行く市区町村も多く、特に東北地方では半数以上の市町村がお盆に開催しているようであり、その理由に挙げられることは、豪雪の心配がない上、晴れ着などにお金をかけなくて済むといった配慮がされているということですが、私に言わせていただければ、現在は車社会であり、雪の対策はとられており心配は要らず、また1月の成人の日に開催することにより、逆に晴れ着を着せてあげることができるということではないかと思えます。

昭和51年当時には新生活運動の機運が高まっており、会費制の結婚式等、いわゆる冠婚葬祭を会費制にしたりという動きがあった中で、成人式もこういう意向を酌んで8月のお盆の時期に合わせたの実施になったと伺っております。こうした中、昭和58年より本市においては成人式を迎える新成人の代表の方で成人式実行委員会を組織し運営に当たり、これまで思考を凝らし毎年、新しい成人式を行ってきたことを高く評価いたします。

しかしながら、これまで先輩たちが古来の和装文化を継続し、せっかくの一生に一度の晴れ着姿を見たいという親の要望を考え合わせてみたときに、また国でも成人の日をハッピーマンデー制度に伴い平成12年から1月の第2月曜日に変更する配慮がされたことを考えますと、国民こぞって祝

う成人の日の開催が望ましいと思われます。34年前と今日では社会状況も大きく変わっておるので、成人式を1月に開催している近隣市町での出席率を見ましても、出席者は大変多く、最近の傾向としては年々少しずつではありますが、出席がよくなっているというのです。

ここで、成人式の関係で私が直接伺ったことを幾つか挙げさせていただきます。

「真夏の成人式では暑くて着物を着たくても着れなかった上、写真として残せなかったことが残念」30代女性。「1月に成人式をしていただければ、美容室等にもお客様が来てくれるのに」市内美容室従業員女性。「成人式とは年初めである1月に開催することにより、新たな気持ちで大人の社会に入れるのではないか」40代男性等々、成人式を1月にしてほしいという多くの意見があることを御理解いただけるかと思ひます。

これまで述べさせていただいたことを踏まえ、これまでの成人式を夏に開催してきたことについての評価や課題はどうなのかお尋ねするとともに、寒河江市の成人式の開催時期を1月に戻すべきと思ひますが、教育委員長の御所見をお伺ひいたします。

次に、通告番号4番、駅前駐車場のあり方について質問させていただきます。

駅前再開発の際、駅前商店街に来られるお客様のために、本市では駅前駐車場を整備されました。このことにより、駅前商店街への買い物に来られるお客様はもちろんのこと、夜、飲食店に来られるお客様にもお店の近くにある上、利用料も無料で好評であるということは私も存じております。

しかし、裏を返せば、無料ということで、どなたでも利用できるということで、本来の目的にそれた利用者がふえていることも事実であります。例を挙げますと、駅利用者や駅前周辺の会社にお勤めの方やお近くに住居をお持ちの方が常に駐車しているというのです。日中であればこうした方が駐車していても少々のおきはあさるそうなのですが、これが夕刻以降になるとほぼ満車であります。駅前にお住まいの方や仕事をしている方々にお話を伺ひますと、駐車している方の多くは夜、飲食店にお勤めの方が大半だというのです。本来、お客様のために整備された駐車場が仕事に来られる従業員のための駐車場になってしまつては、お客様はどちらに駐車すればよいのでしょうか。話はこれだけではありませぬ。比較的駅の近くにある「さくらんぼ駐車場」のことではありますが、この駐車場は割烹旅館吉本さんを含む数社が資金を出し合い運営されている有料駐車場であります。利用料金無料である駅前駐車場が整備されたことにより、利用者が減少しているというのです。こうした会社の経営を圧迫している事実がある以上、駅前駐車場のあり方を見直し、有料化すべきと思ひますがいかがでしょうか。

しかしながら、突然有料化になってしまつては、駅前に来てくださるお客様が減つてしまうことも考えられ、かえつて悪い影響も考えられるため、駐車始めの何時間は無料とか、1日駐車の場合は低額の料金を取るとか、そうした配慮をすべきと私は考えます。

有料化することにより、本市の使用料増も見込めるわけではありますが、経費等収支を含めた上で、この件に関しましては調査・検討すべきと思ひますがいかがでしょうか。

また、私が議員に当選させていただいてから早3年が経過したわけではありますが、この3年間で駅前でのイベントに何度か足を運ばせていただきました。その際、驚いたことがありました。それは何かと申しますと、ある大きなイベントで駅前駐車場内にテントやいすを並べ、売店が立ち並んでいるのです。本市で内外にPRしお客様の誘致に力を入れて、多くのお客様が来られたのを記憶しておりますが、このイベントに来られたお客様はどちらに駐車されていたのでしょうか。本来、

イベントをするときは駐車場の確保から考え開催するものと私は思いますが、その駐車場に売店が立ち並び、お客様に不便をかけてしまう状況になっておりますので、本末転倒の結果を招いていると思います。

こうした売店は、比較的車通りの少ない道路を歩行者天国にすることや、沼川周辺の整備を図ることなどの対応を進められるようお願い申し上げます。

以上、私の考えも含め、私に寄せられた意見を述べさせていただきましたが、この事実をどう受けとめ、今後はどのように対応していくのか、市長のお考えをお尋ねし、私の第1問とさせていただきます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 私に駅前駐車場のあり方についての御質問でありましたので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

寒河江駅前地区の駐車場につきましては、平成16年に駅前商店街への来訪者の利便を高めるための拠点駐車場として、寒河江駅前駐車場、その補完駐車場として寒河江駅前ポケット第1及び第2駐車場が整備されたのは御案内のとおりであります。駅前が64台、駅前ポケット第1が6台、駅前ポケット第2が5台ということで、合わせて75台の駐車スペースがあるわけでありまして、これらの駐車場については、あくまでも市民の皆さんが買い物などで訪れるための駐車場ということでありまして、通勤や車庫がわりの駐車は御遠慮いただくということになっているわけでありまして、先ほど御指摘のとおり、近年目的外駐車が増加しております。本来の利用目的に不便を来しているという状況が見受けられるわけでありまして、私ども、目的外使用をしないように呼びかけているわけでありまして、常時管理体制をとっていないことなどもあって、目的外駐車を防ぐことはなかなか難しい状況になっております。

他市では、こうした駐車場については機械管理式による一定時間以上は有料としているところが多くあります。また、一部を月決め駐車場としているところもあるわけでありまして、さらに、有料化によって周辺部に駐車場ビジネスというものが出てきているなどの効果も見受けられるようでありまして。

これからの管理というものを考えた場合に、公共施設である駐車場利用の公平性と有効利用を図る観点から、有料化も一つの有効な改善方法というふうに考えられますので、今後駅前商店街の皆さん方や利用者の皆さんの声などをお聞きしながら実態の調査なども進めて、あわせて有料化の場合の整備手法などについても今後鋭意検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

次に、駅前駐車場のイベント時の使用方法について御質問がありましたが、ある大きなイベントという國井議員の御質問でありましたが、一番大きなイベントは寒河江まつりということになるかと思っております。神輿の祭典をメイン行事に中心市街地を会場に開催されているわけでありまして、特に、駅前地区は祭りの中心会場としてみこし広場を中心に祭りのにぎわいづくりがなされているのは御案内のとおりであります。

しかし、その駅前地区は大きな広場というのはみこし公園以外にはないわけでありまして、そのため市道寒河江駅・末広町線には露天市、そして駅前駐車場はおまつり広場として神輿会本部や協賛団体によります飲食、販売コーナー、そしてミニステージなどが設けられてにぎわいづくりに大きく寄与しているところであります。来場者のための駐車場ということになります、文化センターそしてチェリーランドの駐車場を利用させていただくということになっております。祭り会場とのシャトルバスというものも昨年度から走らせていただいております。円滑な運営に神輿会、それには市も協力しながら努めているところであります。

また、御質問にありました沼川沿いについては幸田橋まで来年度完成予定でありますので、今後その活用が図られるものと期待しているところであります。いずれにしても御指摘のとおり、大き

なイベントを開催して、市内外から多くの皆さんに御来場いただく場合は、まずは駐車場の確保というのが大前提でありますので、今後とも御指摘、御提案いただいた内容なども十分検討させていただきながら、多くの皆さんに気持ちよくそして楽しんでいただけるような大規模イベントの開催に市としても努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 國井議員の方からは成人式についてこれまでの評価と課題を踏まえて、特に開催時期についてのお尋ねがございました。お答えいたしたいと思います。

成人式の開催時期につきましては、以前から本議会でも取り上げられておりました、近くは平成20年3月の議会に辻議員からの一般質問がございました。その際、教育委員会の考え方といたしましては、8月に実施するというのを踏まえながらも、主役である青年の意見を第一にしなが、1月に開催している他市町の状況なども参考にして、よりよい成人式にしていくよう検討していきたい旨お答えいたしております。

このような経緯を受けまして、実施時期について1月がよいのか、8月がよいのか、まずは成人式の対象者の意見を聞いてみる必要があるということで、昨年8月に実施されました成人式の当日、その出席者の皆さんからアンケートの調査を実施いたしております。そのときの出席者は581名でございましたけれども、出席者が458名で、そのうち161名の方から御回答いただきました。回収率は35%でありましたけれども、「1月がよい」と答えた人は62人、38.5%、「8月がよい」と答えた人は97人の60.2%で、「その他」と答えた人は2人という結果がございました。

また、今年度につきまして引き続き成人式の対象者の御父兄といたしますが、御家族の方100名を無作為に抽出いたしまして、同じようなアンケート調査を実施しております。その結果を申しあげますと、63名の方から御回答いただきましたけれども、「1月がよい」と答えられた方は12人、19%、「8月がよい」と答えられた方は48人、76%、「その他・5月がよい」と答えられた方は3人ございました。このような2回にわたりますアンケート調査を見る限りにおきましては、8月実施についてはまずは肯定的に受けとめられているのではないかというふうに考えております。

他の市町の開催状況につきましては御案内のとおりかと思っておりますけれども、1月に開催している市町は山形市、天童市、鶴岡市、酒田市、村山市など5市2町、他の市町では5月に開催するところもまれにありますけれども、多くは本市と同じように8月に開催しているようでございます。

御質問のこれまでの評価と課題はどうかということでもありますけれども、これまでの式典の運営とアトラクションの企画などは、成人者みずからが実行委員会を御質問にありましたとおり組織して自分たちの成人式としてとらえ、自分たちで運営するということでもあります。特に、ことしのアトラクションにおきましては、寒河江神輿会と連携をとりながら、みこし1基がお祝いのための渡御として出演いただくなど、大いに盛り上がりを見せたところでありまして、成人をお祝いし励ますという本来の式典の趣旨にも合致し、好企画といえますが、本人たちにとっても大人への仲間入りという意味で大きな自信を深めたのではないかというふうに思っているところであります。

また、全国的に式典の最中に酒を飲んだり、あるいは騒いだり、暴言を吐いたりという成人式の様子など、たびたび見受けられるところでありまして、実に情けないというか、胸が痛む思いがしておりますけれども、本市におきましては、数年前にこのような心配される場面があったというふうに伺っておりますけれども、これまでの実施状況の推移を見ますと、実行委員を中心によくまとまっておりまして、式典は厳粛のうちに挙行されておりますし、大人になったことを自覚し、寒河江市を背負って立つ若者としての旅立ちの式典としては評価できるものではないかというふうに考

えております。

また、できるだけ多くの参加という意味で、自由でありますけれども、出席者の状況であります。ここ数年の推移を見ますと、平成15年は65.8%、平成18年73.4%、昨年平成21年は78.8%、ことしは74.7%。ことしは若干低くなっておりますけれども、年々上昇傾向にありまして、近年は80%に近いような事態にあります。

さらには、冒頭申しあげましたアンケート調査結果にもありますように、「8月はお盆で帰省しやすい、参加しやすい」あるいは「軽装で参加でき、雪がなく行動しやすい」などの意見が多く見られましたことから、8月開催が大分定着してきているのではないかというふうに考えているところであります。

したがって、御質問の開催時期につきましては、このアンケート調査の結果やこれまでの出席率からしても、これまでと同じように8月開催といたしたいと思っております。

ただ、今後とも対象者、出席者などの意見やニーズを的確に把握しまして、また他市町なканずく1月開催の開催状況や社会の状況といたしますか、世の中の動き、社会の趨勢にも十分配慮しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

高橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 1問目に対しまして、市長並びに教育委員長からは丁寧な御説明をいただきましてまことにありがとうございます。

先に、駐車場の関係から御答弁いただきましたので、そちらの方でお伺いさせていただきたいと思いますが、本来の目的外の駐車がふえているということで、皆様も御理解いただいていたということで、私もほっとしているところではありますが、現在私もいろいろと駅前に向うことが本当に多いわけですが、1問目で申しあげたとおり、駅前で御商売をなされている方が、まじめに他の市町から勤めに来られる方がその方の会社にもおりますけれども、そういった方の駐車場の確保ということで、その方はさくらんぼ駐車場、あえて申しあげますけれども、そこをまじめに利用して、月決めですので月5,000円だったでしょうか、そういった額をお支払いしてきちんと従業員のための駐車場の確保をして勤めているわけですが、多くの駅前の会社に勤めに来る方が、この駅前駐車場が無料だということで常にとめていると。

やはり、まじめに考えて、駐車場を確保して勤めている方が正直、不平等であるというふうに私、感じますので、まじめな方がばかを見るような市であっては困るというふうな、ちょっときついことを申しあげますけれども、そういう気持ちから今回、こういった質問をさせていただいたところでもあります。

しかしながら、今後は機械管理とか、月決めの駐車場にするとか、検討されているようでありますので、まずはそういった前向きな御答弁をいただきましたので、その経過を私もまずは見守っていきたいというふうに思います。

いずれにせよ、そういった目的外利用者だけの駐車場になってしまっただけでは、本当に意味をなさない駐車場になりますので、ちょっときつい言い方かもしれませんが、何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1問目で経費等、収支を含めた上で調査・検討したらいかがかというふうに申しあげましたけれども、現在もしお答えできるようであれば、機械式の駐車場とかシステムを入れることにおきまして、どれぐらいの額で入れられるとか、また今後、機械式で無料で駐車したら、最初の数時間は無料で駐車したらいいのではないかというふうに私は提案申しあげましたけれども、その辺の考えをちょっと私は強く持っているものですので、その辺のゲート式を設けたときの額、また利用料をとったときの、すみません、適当な言葉が見つかりませんが、そのお金をペイできるような期間といえますか、そういった期間なんかがわかっておりましたら、その辺御答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、駐車場の利用の仕方についてであります。これまで駅前駐車場を使っていて、文化センターやチェリーランドに駐車をしていただいて、シャトルバスの運行をしているというふうなことであります。正直、お祭りというものは、私の感覚でいきますと、にぎわっているから、何かやっているな、にぎわっているところに人が集まるものであります。寒河江まつりというふうにもお答えいただいておりますけれども、寒河江まつりのことで私も申しあげておるのですが、寒河江まつりに来るということで、お客様が来るだけではなく、駅前で何か催しをしているから、それを通りかかった人を見て、何かおもしろい行事をしているということで参加する方も多くいると思いま

す。そういった方の駐車場をどうするかということが一番の問題だと思います。駐車場でイベントをしていることで、そういったお客様、寒河江でこんな大きいお祭りをしているという寒河江市のPR活動にもつながるイベントでありますので、そういった突然来た方にも参加できるようなお祭りであってほしいというふうに思いますので、そういった方の駐車場の確保ということも私は重要じゃないかというふうに思っているところであります。

したがいまして、先ほど沼川周辺の整備のことも図られるということではありますが、沼川の幸田橋まで整備されるということでもありますので、できるだけ駐車場の確保を優先していただいて、その辺今後対応していただきたいというふうに思います。この件に関しましても、何か御答弁ございましたらいただきたいというふうに思います。

次に、成人式の件につきましてですが、アンケート調査の結果では、これまでの出席率からしても、本市における成人式は8月開催としていくことではありますが、今後とも他市町の開催状況を参考にして、対象者・出席者等の意向やニーズを把握して開催していくという御答弁でありました。ありがとうございました。

平成20年3月の辻議員の質問、またそれ以前の伊藤議員の質問の際には、「成人式を迎える子に和服を着せてあげたい」との親の話や、成人式を1月に開催することで経済効果、投資効果についても議論されているようでありましたが、この件に関して、私も関係者より成人式を1月に開催していただきたいとの強い要望を受けているところであります。

実は、私も本市で成人式を迎えた際、実行委員の一人に選ばれた者であります。当時を振り返ってみますと、口頭ではございましたが、成人式の開催時期について職員の方より質問されたことを思い出しました。当時は8月の開催が望ましい旨の説明を受けた後、「今後の開催時期はいつがよいものか」というふうなことでお尋ねがあったことを記憶しておりまして、実行委員の多くが「8月のままでよいのではないか」とお答えしていた経緯がございました。こうしたことが問題ではありませんが、私としても同世代の女性が、一緒に成人式を迎えた者から「成人式のときに和服を着たかった」と、今となっては言われるわけであります。そんなこともちょっと触れさせていただきましたが、今後につきましては、成人式の対象者だけではなく、成人式に関係するような業種の方々の御意見なども何うなど、参考にしていただければと、この辺は御要望を申しあげさせていただきます。あくまで御要望ではありますが、何か教育委員長の考えがありましたら、御答弁いただければと思います。

以上で2問を終了させて、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 2点ほど駐車場の問題について御質問いただきましたが、1点目は有料化ということで、どういうふうな見積もりを立てているのかというような御質問でありましたけれども、有料化していくというのは、無料のところを有料化していくのですから、基本的に有料化に対してまず合意形成を図らなければなりませんね。先ほど申しあげましたとおり、商店街の皆さんとか利用者の皆さんに対して御理解をいただけるかというのがまず前提であります。

それから、有料化した場合に、今まで買い物に來られてとめておられる方に対しても有料化の制度が適用になるということもありますし、またそれ以外で先ほどおっしゃるような方がとめている場合もあります。

ですから、公平感をどういうふうに出していくか。例えば、3時間を無料にするとか、そういうこともおっしゃいましたけれども、そういう無料化の制度をどの程度適用して有料化にもっていくかという中身です。そういうことも検討していかなければなりません。

もちろん、有料化ということでお金をいただくわけですから、その採算と申しますか、収支というものでどういうふうな施設整備を考えていくか、おっしゃるように機械でやるのか、また人員で対応するのかという、いろいろな課題があるかと思えますから、すぐには機械化でお金をかけて整備をするというふうには、すぐにはいかないというふうに我々は思っているのです、そういう手順を踏んでいきたいというふうに思いますし、やはり逆に有料化したことによって駅前のにぎわいがなくなるということになれば、果たしてこういう制度がいいのかどうかということもやっぱり検証していった上で進めていかなければならないというふうに思いますから、そこら辺はやっぱりちょっと時間をかけて、十分検討した上で進めていきたいというふうに考えております。

それから、寒河江まつりなどの大型イベントの駐車場、おっしゃるとおりであります。寒河江まつり御案内のとおり、通ったときにおもしろいイベントやっているから、とめて見ていこうと、そういうレベルのお祭りを超えているレベルになって、寒河江を代表する大型イベントでありますから、やっぱりきちっと駐車場は大きいところに確保して、それを事前に来場していただく方にPRをしていくということも必要であります。また、おっしゃるように沼川の周辺については、そういう臨時的にあるいは緊急の場合の駐車場として準備をしていくという、大きい対応ときめ細かい対応というふうなこともやっぱり必要だと思えますので、そこら辺はこれからいろいろ検討しながら気持ちよくお祭りに来ていただけるように準備を進めていければというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 成人式につきましては、御本人たちはもとよりでございますけれども、周りの方々からも祝福していただけるといいですか、お祝いしていただける、あるいは喜んでいただけるというようなのが大事かと思しますので、ただいま議員の方からのお話がありましたけれども、十分に市民の方々の声というふうなものも把握しながら進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時50分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員の質問

高橋勝文議長 通告番号5番について、8番木村寿太郎議員。

〔8番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 きょうは傍聴者の方、白岩地区多いようですけれども、この後また松田議員も続きますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私は新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め通告してある課題について質問いたします。

通告番号5番、市立病院の経営についてお伺ひいたします。

寒河江市立病院もまだ市町村合併もなっていない昭和25年11月に今のフローラがある旧西の町に国民健康保険団体連合会病院として病床数22床、診療科目が内科、外科、産婦人科の3診療科により開院以来、60年目という節目を迎えております。現在地に昭和48年11月に移転し、60床となり、平成4年には病床数も160床にふえ、寒河江西村山地域の中核病院として医療供給体制に努めてきたわけですが、その間地方交付税の大幅削減、日常的に続く医師不足、診療報酬のマイナス改定などにより厳しい環境にあることは周知のとおりでございます。現在の診療形態は内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科の6診療科で、常勤医師は10名、山大医学部からの派遣医師が21名の派遣を受け診療に当たっております。

しかし、5年前の平成17年と比較しても、入院患者数が1万5,700名の減、外来患者数が1万6,700名の減と年々落ち込み、低迷傾向がずっと続いている状態です。その間、地域医療の中核病院として昨年の3月には市立病院改革プランの策定、コンサルタントへの経営改善書の依頼や医療供給体制の充実、業務の効率的な運営、医療機器の整備などに努めてきましたが、平成21年度の決算は単年度の純損失は1億4,700万円、それに前年度までの繰越欠損金4億7,800万円と合わせると、累積欠損金は6億2,400万円を超え、自治体病院経営としてはますます厳しい経済状況にあります。

自治体病院ですので、公共性はもちろんのこと経済性確保は病院企業として不可欠です。地域医療の中核となっている市立病院の経営悪化は、この地域の医療水準の低下にもつながり、単に病院だけの問題ではなく、西村山地域全体の大きな損失となるのではないのでしょうか。「経営の安定なくしては良質の医療はない」という大原則がよく言われます。やはり、医療と経営は分離するのではなく、一体となることが一番必要かと思ひます。

そこで、市長にお伺ひいたします。

平成21年度の市立病院決算について、一つ目は、累積欠損金の処理をいつどのような形で行うのか。

二つ目は、一時借入金を含めた今後の運転資金をどのようにするのかをお伺ひいたします。

次に、今後の経営についてをお伺ひいたします。

昨年11月のコンサルタント会社のシステム環境研究所に依頼した報告書が本年3月に提案されました。それによると、平成20年度の状況を基準にして約27.8%の医業収益増が必要であり、そのうち外来患者1日平均数を約70人ふやし、金額にして年間1億3,800万円、入院平均患者1日平均数を23人ふやして、病床数の稼働率も現在69%から83%にふやし、しかも医師数を2人増員して標準

医師数をクリアしなければならない厳しい条件であります。金額にして2億5,400万円、合計3億9,200万円医業収益をふやそうとするものであります。平成14年の常勤医師15名をピークに減少を続けており、現在常勤医師10名体制のうち、整形外科の一人が退職し、開業するというお話です。ますます医師確保が厳しい環境であり、2次医療体制としての維持にも大きく影響するのではないのでしょうか。

ここで、お伺いいたします。

一つ目は、市立病院の改革を含めた存続ですが、方向としては現況を改善し、経営健全化を図るのがベターなわけですが、そのほかに地方公営企業体全部適用、独立行政法人（非公務員型）、指定管理者制度、民間移譲など選択はいろいろ考えられるわけですが、市長として今後どのようなお考えかをお聞きします。

二つ目は、このような財政事情から、市立病院事業会計から基金を創設することは難しいが、一般会計からとか何らかの基金創設を考えないと危機的状況からなかなか脱却できないのではないのでしょうか。

三つ目は、前段にも述べたように、厳しい財政状況ですが、今時代は医療機器改革がどんどん進み新型機器の導入が行われております。例えばMRIが導入されてから11年も経過しております。顧客、いわゆる患者さんへのアピールも含め、3次医療を侵さない程度の導入が必要不可欠と思いますが、所見をお伺いいたし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 木村議員からは市立病院の経営について何点か御質問がありましたので、お答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず、21年度の病院の決算にかかる当年度未処理欠損金についての御質問であります。

ご指摘のように、21年度の市立病院決算において1億4,670万8,000円の純損失が出ております。これに前年度繰越欠損金残高を加えますと、当年度未処理欠損金が6億2,448万2,000円となっているわけでありまして、平成13年度以降、単年度の純損失が続いておりまして、これらの累計額となっているものであります。この累積欠損金を解消していくべきではないのか、どのような方法をいつごろ考えているのかというような御質問であります。解消していくには、一つには御案内のとおり、病院会計として単年度で黒字を出して累積欠損金を減らしていくということがあるわけでありまして、もう一つは、一般会計から累積欠損金を解消するための特別繰り出しというようなものをしていくという方法もあるかと思っております。

医師不足あるいは診療報酬体系など、自治体病院を取り巻く厳しい経営環境であります。病院自体の企業努力だけでは大変難しい情勢であるわけでありましてけれども、まず改革プランの着実な取り組みを進めていく、それが前提であろうというふうに思います。その上で、市からの繰り入れが必要であれば考えていかなければならないのではないかというふうに考えているところであります。

いずれにしても、今後の病院経営の展望、さらにはまちの財政状況を踏まえながら計画的な解消に向けた検討を進めていかなければならないというふうに現時点で考えているところであります。

次に、一時借入金を含めた今後の運転資金について御質問がございました。

病院事業の運転資金については、手持ちの現金残高や月々の診療報酬などの収入などの状況を見て毎月の資金計画を立てて、給与でありますとか材料費、諸経費などの支払いを行っているわけでありましてけれども、職員の期末勤勉手当の支払いでありますとか、企業債の償還の時期になりますと、市立病院のみならず他の自治体病院もそうでありまして、資金不足が生じ一時借入金に頼らざるを得ない状況であります。21年度は6月、9月、12月、年度末に一般会計などから合計で12億円を借入れをしたところであります。資金の関係上、年度内の返済は9億5,000万円ということで、残高2億5,000万円については22年度に繰り越しをして、4月1日に返済をしたところであります。

今年度につきましては、8月末現在において一般会計から2億5,000万円を借入れしているところであります。今後も一時的な資金不足は生じることが予想されるわけでありまして、市全体の資金計画の状況などを見ながら、可能な限り無利子、あるいは低利子による借入れにより対応していければというふうに考えているところであります。

次に、市立病院の今後の運営について御質問をいただきました。

御質問にもありましたとおり、市立病院は前身である寒河江町ほか2カ村の国民健康保険団体連合会病院として設立をしてちょうど60年を迎えるわけでありまして。この間、町村合併を経て市立病院となり、病院の移転改築や増築を行い、また診療科目の充実、入院病床の増床などを行いながら市民の安全安心の医療提供に大きな役割を果たしてきたところであります。

現在におきまして、寒河江・西村山地域の

2次医療を担う中核病院として、年間延べ約9万人の入院・外来患者の診療に当たっており、地域の皆さんにとって大変重要な役割を担っているというふうに認識しております。

御指摘のように、市立病院の経営の安定を図るためには多くの課題がございますが、引き続き市立病院として整形外科を初め、各診療科目の医師の確保や経営改善に努力していかねばならないというふうに考えているところであります。事業の運営の形態については、他の自治体の状況なども十分参考にしながら検討を進めているところであります。

なお、2次医療機関として小児救急の問題、夜間・休日の1次救急体制の問題、慢性期医療体制の構築など、多くの緊急課題があるわけでありまして。これらについては、寒河江・西村山地域の1市2町にも共通する課題であるというふうに認識しておりますが、今後地域内の四つの自治体病院、さらには民間診療所との連携、機能分担を進めながらこれらの課題を解決していくことが重要であろうというふうに思っているところであります。

いずれにしても、一自治体だけでは結論づけのできない重要な課題でもあります。県や関係自治体、医療機関等で十分議論する場の設定に努めていくということが必要であろうというふうに考えているところであります。

次に、病院経営のための基金を創設してみてもどうかというような御提案であります。御案内のように、病院経営に当たってはこれまで毎年度の病院会計の収支の状況を見ながら、一般会計などからそれぞれ基準額を超える繰り入れを行ってきたところであります。今後におきましても毎年度の経営状況を見ながらではありますが、繰入金で対応せざるを得ないのではないかとというふうに考えているところであります。いざというときのための基金ということではありますが、一般会計には財政調整基金というものがございます。必要な場合にはそちらの方での対応をいうことも考えられるのではないかとというふうに現時点では思っているところであります。

次に、医療機器の導入について御質問がございました。ここ数年の医療機器購入や更新については、毎年3,000万円の予算で医師や各技師など現場の要望や意見を踏まえて重要性や緊急性、収益性などを検討して整備してきているところであります。

御質問にありましたMRIは、平成11年に導入をしているわけでありまして。年数も経過しておりますが、保守点検をしながら使用しているという現状にあります。

御指摘のように医療機器等の開発というのは日進月歩であって、また医療の向上には大変重要な役割を果たすわけでありまして。市立病院としても必要な機器の整備については、大変重要であろうというふうに思いますので、そこは計画的に進めていかねばならないというふうに思っているところであります。

なお、導入した場合についても、市民の皆さんに広く周知をしていくことというのが大切だろうというふうに思います。いずれにしても、市民の皆さんが安心して受診できるような市立病院の充実に一層努力していかねばならないというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 木村議員。

木村寿太郎議員 1問目に対する答弁ありがとうございました。

私もいろいろ市長の答弁をお聞きしていると、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、私ら常に考えていることかなという感じがします、正直言って。そして、民間で言えば、売り上げが12億4,000万円ぐらいしかなくて、累積欠損が6億4,000万円も出ているというのであれば当然倒産という形になるんじゃないかと私も今までの経験からそういうふうな感じがしております。

やっぱりこの累積も含めてですけども、流動資産から流動負債を引いて大体5,680万円ぐらいで、不良債務が発生しているわけですけども、そういう考えからすればちょっと、私の質問の仕方が悪かったのかどうか分からないですけども、いつどんな形で再建というものを考えているのかということも含めて私、お聞きしたわけでございますので、その辺大変厳しい質問になるかと思っておりますけれども、その辺のお答えをいただいてから、市長トップとしての意見をお伺いしながら、そして第2問、第3問といきたいと思っておりますので、今の答弁に対する、具体的なもう少し前向きな意見をお聞きしたかったものですから、何か所見があればお聞きして次の質問にしたいと思っておりますので、市長よろしく申し上げます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、先ほども答弁いたしましたけれども、現在御案内のとおり改革プランの期間中で、さまざまな改革に対する取り組みを病院自体としても行っている、また議員の御指摘もありましたけれども、コンサルの評価・報告も出て、それを受けての取り組みというものもしている最中であります。その期間中でもあり、そうした努力の成果というものを予測しなければいけませんし、その成果を踏まえて今後経営健全化に向けた取り組みというものを市としてどういうふうにかたえていくかということが出てくるのではないかとというふうに思います。

そういった意味で先ほどお答えしましたが、まず健全化について努力をして取り組んでいただくということが前提だろうというふうに思います。その後に計画的な欠損金の処理をどうしていくかということが出てくるのだらうと思います。

本議会の冒頭にも申しあげましたけれども、市の財政状況についてもある程度先の見通しが立ってきつつあるのかなという状況も見えるところでありますので、そうした我々の状況も踏まえながら病院経営の健全化に向けた対応というものを考えていきたいというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 木村議員。

木村寿太郎議員 ありがとうございます。

私、なぜ今のような質問をしたかという、やはりこういう地域医療の環境というのは本当に厳しいわけですが、今、山大から医師を派遣してもらっているわけですが、こういう経営状態では、山大もいい医師さんを派遣できなくなるんじゃないかなんて私も心配しております、実は、そういう厳しいような質問ばかりになってしまいますけれども、今市長も答弁したように、2次医療として今後も継続していくというお話も伺いましたけれども、やはり2次医療と民間を比較するのも当然違うかもしれませんが、2次医療としてやっぱり財政的にも交付金ももらっているし、それから補助金ももらっているし、それは比較するのはちょっと間違いだともう思いますが、けれども、この厳しい環境下でございますので、我々議員としても「チェックする体制が甘いんじゃないか」と市民から言われる可能性は十分あると思います。我々議員としては執行権はないわけでございますけれども、何らかの形で支援とか協力はしたいと、議員全員いらっしゃいますけれども、皆さんそう思っていると思います。そして、何らかの形で健全経営をしなくちゃならないということをもっともっと真剣に考えてもらわなくちゃならないんじゃないかなというのが私の実感です。総評みたいな形になってしまいますけれども、それでは今の前向きな答弁をいただきましたので、いろいろな質問をこれから2問3問とさせていただきますけれども、よろしくお願ひします。

平成2年に今の現在地に対して新築、増築をしたわけですが、そのときの借入れが、今残高にすると、高い利子の3本、約6億4,400万円、利子は6.5%、6.2%、5.5%と、現在ではちょっと考えられないような高利子なわけです。私もざっと簡単に見積もってみても、この18年間で相当の利息を払っているわけですね。それは借りるときの変動性ではないというようなことで契約でそういうふうになってきているのでしょうけれども、幸いにして、私もちょっと話を聞いたところによりますと、一つは、今年度一番高い6.5%の分を今回は借換債に変更できるんだという話もお伺いしました。ちょっとけたが違うわけですね。それはいろいろな事情があってそれは国庫金から借りたということで変えられないということもあるんでしょうけれども、その辺今後どのように返還していくのか、そしてまたその差益金というのは相当金額も大きいと思います。私、ざっと見積もってもこの18年間では利息だけで大体6億近く払って、利息の方が高いんじゃないかという感じがしております。

こういう状況ですから、その差益金とかそういうのが数字的にわかればぜひお聞きして、今後の参考にさせていただきたいと思ひます。

もう一つは、平成20年6月より医薬分業により外来患者に対しては院外処方になったわけですが、院外化することによって、当然薬の分として売り上げが落ちてきたわけですが、それは当然考えられたわけですが、それに対して患者さんがどうしても年配の方が多いものですから、特に冬なんかはその院外処方をお願いするのに不便だというようなことで、だんだん患者さんが減っている要因ではないかと私は個人的には思っているのですが、その辺も含めてお伺いしたいと思ひます。

それから、もう一つは、薬剤師さんが6名おりますけれども、今までとまた違って、投薬指導というようなことで今、行われているということでございまして、約2年を経過したわけですが

けれども、その成果と、やっぱり入院患者さんの評判はどうなのか、その辺をお聞きして私の第3問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、高利率債の借りかえについてのお尋ねであります。

ことしの8月に総務省より通知が出されまして、これまで該当しなかった年利5%以上の残った起債、残債について繰り上げ償還の対象にするということになったところでありまして、現在その準備を進めているところであります。この繰り上げ償還に関しましては、市立病院の経営健全化の計画を策定して、財務省に提出をしていくというのが要件になっておりますので、その計画の承認を平成23年3月の下旬から利率の高い順に繰り上げ償還の実施、借換債の発行という手順になろうかというふうに思います。

この効果、利子の差額についてはどの程度見込んでいるのかという御質問でありますけれども、仮に借換債を1.5%で発行すると、新しいものを発行するということになると、利子の差額として1億5,000万円程度になるのではないかというふうに我々は試算しているところであります。

次に医薬分業について御質問いただきました。平成20年6月から行っているわけでありましてけれども、院外処方による薬品収入、薬価差益という状況であります。平成19年度は4,360万円程度、20年度が1,560万円程度、21年度が680万円程度ということで、年々減少しているところであります。

また、患者さんが不便さを感じて、患者数の減少の要因になっているのではないかというような御指摘でありますけれども、そういった関連はちょっと私の方ではつかめていないという状況であります。できるだけ患者さんが不便を感じないように、自宅近くの薬局でも調剤できるように、地区薬剤師会の協力をいただいて、また高齢者の皆さんには処方せんのファクス送信によって自宅でも薬を届けていただけるといった薬局も出てきているようでありまして、そういった御協力をいただいているというところであります。

薬剤管理指導の状況というもお尋ねありましたが、件数を7月末現在で去年とことしを比較してみますと、ことしの方が25%増というふうになっております。その成果ということになりますと、入院患者に対しての薬のより詳しい情報提供、それから薬の効果などのモニタリング、薬剤間の相互作用や投与禁忌等のチェックが可能になった、そのほか糖尿病の教育・指導などにより深くかわれるようになったというような効果があるわけでありまして、医師の負担軽減にも寄与しているということでありまして、よりよい医療の提供、患者サービスの向上に成果が上がっているのではないかというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 木村議員。

木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

それから、第4問に入りますけれども、医師不足の件ですけれども、前回にもいろいろな方から御質問があって、いろいろな対策は講じているというようなお話はお伺いしました。先ほども述べましたように、整形外科の1名の方が開業するためにおやめになるというような話で、御案内のように1人の医師によって医業収益としてはやっぱり1億5,000万円から2億円ぐらいあるというような話を伺っておりますし、そんな状況を考えてみると、本当にまず現在の医師をとどめることが精いっぱいじゃないかなという感じが受けとられます。そういうような対策からまず考えなくちゃならないというちょっと寂しい限りですけれども、現況は全国どこも医師不足で、やはり公立病院の過重労働とか、報酬の問題とか、あとは研修制度が都会に偏在すると、そういうふうな問題も抱えていると思いますけれども、他地区はどうでも、やはりこの市立病院のことを考えれば、何とかして医師を確保しなくちゃならないというのが全く喫緊の課題だと思います。

そんな現況を考えると、私もちょっと県の健康福祉部の地域医療対策課というのがありまして、そこにちょっといろいろお話をお伺いしました。そうしたら、高校生で県内で医学部進学を希望する高校生さんにそういうふうなセミナーを開催しているんです。平成18年から始まって、資料によると、平成18年度県内公立高校の医学部医学科現役進学者の推移が出ていますけれども、それを見ると、平成18年度に山形県内で山形の医学部に入った生徒さんが、その前に山形医学部は今現在、125名の募集をやっているわけですけれども、その中で平成18年度19名なんです。そして、19年度が17名、20年度が14名、21年度が16名、そして今年度が21名というような形の数字でした。

そして、「その中で寒河江出身はどれぐらいいるんですか」とちょっと聞いてみたんですけれども、「残念ながらそれは個人情報で、教育委員会にでも聞いてください」というので、教育委員会に聞いてみても、「やっぱりそれは個人情報でちょっと教えられません」ということを言われたのですけれども、現況はこんな形ですけれども、そのセミナーをやっていることに関していろいろ質問してみました。そして、今現在やっているのが高校1年生が年に2回だそうです。高校2年生が3回、高校3年生が1回、それも多分分宿というような形でやっているわけですけれども、3年生になるとなかなか、医学部関係は受験で、その受験の呼び込みみたいなものがあるんだそうです。そこに行くのが精いっぱい、そういうような人がいないということでやっているようなんですけれども、残念ながら県内では5校だけが対象です。山形東高、それから南高、米沢興譲館、酒田東、鶴岡南とその5校から、あとそのほかに10名の枠だけを設けて、また別にその高校以外から募集をやって進めているようなんですけれども、総評としては大変好評だそうです。ただ、回数が少ないためにどうしてもその成果が得られているのかどうかというのがなかなか調査しにくいと、そういうことをおっしゃっていました。「それでは今後どうするんですか」と言ったら、今後ますますもっと成果を得ながら、やはりどんどん進めていきたいというようなことを言っておりましたけれども、それに対してそういうふうなセミナーがあるわけですけれども、寒河江市としてもその下の中学生あたりを対象にして、やはり何らかの形で医学部進学を、中学生あたりから随分いると思うんですよ。そういう人を対象にトップ推進セミナーみたいな開催をしてみたらどうかなという感じを私は個人的に持っているんですけれども、その辺に対する答弁がありましたらお願いしたいと思います。

それから、先ほど申しあげたように、改革プランとか、コンサルタントからこの3月にいろいろ御提案されたわけですが、それをいろいろ見てみますと、これも厳しい意見になるかと思えますけれども、ここにコンサルタントの結果、私ども資料としておもらしたわけですが、一番肝心の当院としてどのような医療提供を目指し、そのために今、自分たちが具体的に何をすべきかという方針が全然経営幹部から示されていないという厳しい意見が出ています。それから五つくらい項目ありますけれども、もう申しあげる時間もないでしょうから、いろいろな形で議員の皆さん資料持っているし、後でごらんになっていただくとわかるんですけども、やはり何といっても意識改革が第一だと、ここに書いてあります。それにはやっぱり職員の方、トップももちろんでございますけれども、院長さんも含めた職員の改革からまず始めることが大事なんじゃないかなと、ひしひしとこれを見ても感じます。

それで、医業収益も大体3億9,000万円上げるというのは、ちょっとこれは数字的に、医者もまた減ってる時代には無理ですよね。だから、それでやっぱり病院の意識改革、特に職員の改革が始まれば、例えばの話ですけども、病院の前に朝8時半前に並んで、お客さんじゃないから患者さんに対して「いらっしやいませ」とはあんまり言えないでしょうけれども、そういうふうなソフトの部分、そういう姿勢から変わったというところが見えればますますいろいろな形で、ああ、やっぱり変わってきたんだなという感じで、だんだんお客さんも、どんどんふえるということはないでしょうけれども、そういうふうな姿というのは市民が一番見ているんじゃないかと思えます。そういう意識改革、ソフトの部分、そういうことをまず始めることが第一だと思います。そのような意見を私は持っていますけれども、それに対して答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 3点ほど御質問いただきましたが、順次お答えをしたいと思います。

医師の引きとめ策についての御質問でありましたが、継続して勤務していただくためにいろいろな条件整備というものを進めていかなければなりません。例えば給与、勤務条件等の待遇面はもちろんでありますけれども、医師としてのモチベーション、医療技術の向上に資するための環境整備というものもやはり重要であろうというふうに考えているところであります。

これまでさまざまな面で環境整備、待遇面も含めて充実をしてきたつもりでありますけれども、今後とも病院の医師あるいは医療関係者の意見をお聞きしながら、できるものから順次整備・改善を進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

今、言われております医療クラーク、医療秘書ですね、の導入ということによって、医師の負担の軽減を図っていくという動きがありますので、そういったことなども、他の例なども十分参考にしながら、これからの取り組みの中で考えていく必要があるかというふうに思っているところであります。

次に、中学生を対象にしたスーパー医療セミナーみたいな事業はどうかというような御提案でありますけれども、なかなか中学生はまだ職業観というのが固まっていない世代なのかなということで、課題もあるのではないかとこのように思いますが、現在市立病院では、市内中学生のキャリア教育というものを受け入れております。ことしも3校から10名の方の希望があって、3日間にわたり病院の役割や仕組み、医師初め各職員の仕事の内容を説明したり、また各部署の見学や簡単な仕事の手伝いをさせていただいたりというふうに病院の学習をさせていただいているところであります。そういったところから芽生えてくればというふうに我々は思っているところであります。

最後に、コンサルタントの提言を受けて、どのような取り組みをしているのかという御指摘であります。ご指摘のとおり、やはり意識改革というのが大変重要かというふうに思います。現在、昨年からの提案を受け、二つのプロジェクトチームを立ち上げて活動しているところであります。2月ごろから前年同月比での患者数の増加、さらには収益の増加が7月までの実績に具体的にあらわれてきているというふうに見受けられます。取り組みの一つの成果が出ているのではないかとこのように思います。

また、院内で月1回開催している経営管理委員会の会議をより効果的なものにしていく、そして意識改革につなげていくということのために、各診療科やセクションごとの業務について目標数値を定めて月々の成果や課題を毎月検討していく手法をとってきております。そういった意味で意識向上、さらには目標達成に向けた取り組みというものが今後も期待されているという状況にあるかと思っております。地道ではありますけれども、1歩2歩というふうに提案を受けた取り組みも進んでいるのではないかとこのように認識しているところであります。

松田 孝議員の質問

高橋勝文議長 通告番号6番について、11番松田 孝議員。

〔11番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 本日の一般質問最後になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、日本共産党を代表して、また通告内容に関心を持っている市民の声を踏まえて、以下市長に質問いたします。

最初に、第5次寒河江市振興計画について伺います。

御承知のように、第5次寒河江市振興計画は平成18年度を初年度とし、平成28年度をその目標年次としています。そうした中で、ことしは中間年に当たることから、第5次寒河江市振興計画を見直し、実効性のある計画をつくることとして見直しの審議会をスタートさせました。一方、地域のワークショップを立ち上げて、多くの市民の参画を得てまちづくりのビジョンを作成していただき、積み重ねたものを寒河江市振興計画に反映させていく考えを示しています。

そこで、その振興計画で示された将来都市像の基本的な課題について現在どのような到達点にあるのか、そしてやり残した課題はどうか、その到達状況をどのように市長自身自己評価しているのか、市長の見解を伺います。

次に、佐藤市長は、市長選挙で「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」とスローガンを掲げ当選し、間もなく2年になろうとしています。その中で、市民との約束は具現化の方向で推進していますが、その基盤となる座標軸をどのように考えているのかであります。今多くの市民の参加を得て、まちづくりのビジョンを作成中ではありますが、参加者からも「市長が考えているまちづくりの理念や政策が全く見えない」、また「ワークショップでまとめた構想は自分たちの地域の強い要望であり、具現化してくれるのか」との指摘の声もあります。

私は、本市のリーダーとして選ばれた市長がまちづくりの理念と政策を示し、その具体化に向けて市民の知恵と力を結集しながら、自治体運営の位置づけを明確にし、政策課題については優先順位を決め、あるいは選択をされるもとを公開し、市民に問いかけ、協働で価値観を模索しながら形成することが望ましいと考えます。

また、社会の経済状況や市の財政状況の変化にも柔軟に対応できるよう、より実効性のあるものを振興計画に盛り込むべきであります。

そこで、伺いますが、市長自身が思い描いているまちづくりの将来像を振興計画にどのように反映させていくのかお伺いいたします。

次に、振興計画で定めた課題と目標を具現化するために3年間のローリングによる実施計画を作成し、毎年発表されてきています。その計画のあり方と具現化の手法について伺います。この間、事業の中には実施計画に掲載されたものの途中で消滅したり、先送りされたり休止状態に陥るなど繰り返されてきました。その一方で、突如として掲載され、一気に予算計上し強引に事業推進した経過もあります。また、市民に対する説明責任や合意形成もなされないまま、大きなプロジェクトを行政主導で行ってきたこと、こうした手法が長期にわたって続いたことから、市民の中には困惑とともに行政に対する反発と不信を抱く人も出てきています。施政運営上、いろいろな事情で実施

計画に盛り込まれた事業が変更されたり、中断することもあり得ることです。問題なのは、そのことについての事前と事後の事情説明を行政の責任で関係する市民に知らせるという心構えが必要と考えます。これらの対応について市長の見解を伺います。

次に、快適な生活環境を求め、住宅新築、トイレの改修などが急速に進む中で、公共下水道の未整備地域のおくれに対する不満と困惑、そしてずさんな計画に追い討ちをかけて寒河江市はひそかに休止宣言を發したのです。これを踏まえて、寒河江市生活排水処理計画での整備手法の再考について伺います。

特定環境保全公共下水道整備事業が実施計画から抹消されたのは、第5次振興計画の初年度の平成18年でありました。突然の事業休止は関係者に大きな混乱を巻き起こしました。この要因は供用開始区域の接続率が予想を下回ったこと。それは住環境が急速に向上し、新築や改修が進み、下水道整備を待ちきれずに個別浄化槽で対応した家庭が多かったこと、さらには高齢者の増加によるものであります。これまでの整備手法で整備を図ろうとするならば、これを含めた諸課題が積みまとい、結果的に整備のおくれの要因となってしまいます。

このように課題が山積している中で、一昨日の議員懇談会で担当課より寒河江市生活排水処理基本計画の見直しについて説明があり、新たな「市町村設置型合併浄化槽事業」を導入して、整備を進める案が示されました。

そこで、伺いますが、既に認可を受け、未着工の工業団地の計画をどう進めるのか、それに鹿島・八鍬地区については認可を取り消し、市町村設置型合併浄化槽事業へ見直しを図るとしているが、公共下水道整備を望む声が多数であれば対処できるのか、それぞれ伺いをいたします。

次に、環境省が推進している「市町村設置型合併浄化槽事業」の促進について伺います。

これまでの下水道事業は特別会計のため、赤字経営の実態が表に出ないために社会問題化されてこなかったのであります。実際は、過去の公債の返済に充てる公債費が増大し、その結果一般会計からの繰出金が膨らみ、市の財政を圧迫しているのが実態であります。こうした危機にあることを察知し、当時の自治省は平成12年9月、全国の自治体に対し、下水道事業が地方財政を圧迫している実態を示し、これまでの下水道整備のあり方を再考するよう警鐘を鳴らしてきたのです。これにこたえてきた酒田市は、整備手法を見直し、平成13年から下水道の早期普及と財政軽減の両立を目指し、市町村設置型合併浄化槽事業を導入してきたのです。山形県では現在7市町で、市町村設置型の合併浄化槽事業を取り組んでいます。この事業は、いろいろな事情で整備できない区域の解消を図るとともに、そこに住む住民と自治体の双方にメリットがあります。本市においても下水道の事業計画区域が広大に残り、これらの区域内は人口密度も低く住宅の点在も広がり、本格的な見直しが必要と考えます。これまでのように、下水道こそ文化だというような時代おくれの認識を捨てていただくこと。そして市長自身が市町村設置型合併浄化槽事業について理解を深めていただいて、そこで決断していただくことが手続論として必要かと思えます。このことについて、市長の見解を伺います。

次に、公共交通に関するアンケート集約を受けて、高齢者の生活を支える身近な交通手段についてであります。

「高齢になって、夫が運転免許証を返納し、車も廃車してしまった。ところが、通院や買い物時の不便さ、友だちや兄弟とも疎遠になってきた」また、「うちには何台も車はあるけれども、若い

人たちが出勤したら病院に行くにもバス停まで30分も歩かなければならない」と嘆く高齢者、そして「隣の市では循環バス、あの町ではジャンボタクシーを走らせて高齢者を支援している、大変便利だ」という会話。その一方で「どこの町でもやっていることがなぜ寒河江市はできないのか、身の丈以上の駅や神輿御殿に金をかけたからだ」と一言返ってくる。こんな会話が高齢者の間で交わされています。

私は、人口減少傾向にある中で、今住んでいる方々が暮らしの中で、「寒河江は快適で利便性も高く暮らしやすい」と、市民一人一人が誇りを持てるようなまちづくりを目指すべきだと思います。そのために、暮らしの中で高負担や利便性が悪ければ、それを支えるシステムを検討し、支援すべきだと思います。

現在、高齢者のニーズで一番高いのは、通院・買い物などの外出時の移動手段であり、支援を求める声が極めて高い状況にあります。これまで私は、高齢者の利便性を少しでも確保するために通学バスへの混乗、最近ではいつでも出かけたいときに行きたいところへ安い料金で移動できるという理想的なデマンドバスを導入するよう提案も行ってきました。

しかし、高齢者の実態を知りつつも制度上、安全上の問題、あるいは他市の利用状況の問題点や効率への疑問、さらには本市内の公共交通網が充実しているからという答弁が繰り返されてきました。こうした中、昨年3月議会で佐藤市長は、「将来の交通手段について話題を提供しながら地域の方々から意見を聞き、アンケート調査などの対応を検討したい」との答弁でありました。

そこで、伺います。ことしの2月の周辺地域の高齢者1,308世帯を対象に、公共交通に関するアンケート調査を実施しましたが、調査対象範囲をなぜ一部地域に限定されたのか伺います。

また、今回の集計結果をどのように分析されたのか、その結果をなぜ公表しなかったのか。最後に、結果を受けて、高齢者の移動手段をどのように検討されているのか、市長の見解を伺いまして、私の第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後13時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 松田議員からは第5次寒河江市の振興計画について何点か御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、振興計画の現在までの到達点と評価ということで御質問いただきました。第5次振興計画の見直しに当たりまして、基本計画に掲載している主な施策ごとに248の事業について進捗状況をまとめたところでありますが、未実施の事業については仮称寒河江・天童線の事業促進など4事業、実施済みの事業がふるさと寒河江の歴史発刊事業や洪水ハザードマップ作成事業など20事業、残り224の事業について実施中という状況であります。全体の98%について事業に取り組んでいるところであります。事業の進捗度合いについては、個々の事業で異なるわけではありますが、着実に進んでいるというふうに認識しているところであります。

第5次振興計画のこれまでの4年間を見ますと、行財政改革に積極的に取り組んで、市債残高を計画的に減らし、財政指標も改善していくなど、財政健全化に向けた取り組みが着実に進められてきたものというふうに思っております。

その反面、投資的事業を第5次振興計画以前からの継続事業や小・中学校の耐震化事業など限られた事業に抑制してきた経過から、ハード面については進捗の度合いがやや低い状況であるというふうに認識しております。一方、ソフト面の事業については歴史文化関係の事業について各地域で主体的に自己の歴史を見詰め、大切にすることが展開され、また協働のまちづくりについても大きな成果を上げております。さらには、子育て支援や高齢者福祉に関する事業についてもしっかりと対応してきているというふうに思っております。

また、農産物のブランド化の推進でありますとか、新たなイベントの実施、仙台寒河江会の設立など、元気な寒河江を目指した取り組みにも着手をして、現在は自立性、自主性が発揮できる行財政基盤の確立への道筋が見えてきた段階であり、今後大きな飛躍を遂げようとする直前の段階ではないかというふうに考えているところであります。

第5次振興計画の進捗状況を踏まえ、その課題はどうかという御質問でありましたが、先ほど申しあげましたとおり、計画前期で抑制をしてきたハード事業についてここまで進めてまいりました財政健全化を崩すことなく、どう取り組んでいくかというのが、まず課題の一つであろうというふうに認識しております。また、元気な寒河江を目指して取り組んでいるさまざまな事業について継続発展させるとともに、さらに中心市街地のにぎわいづくり、祭りやイベントの見直し、慈恩寺の魅力向上と情報発信、さらには企業誘致などについて一層取り組みを強化し、寒河江をもっと元気に、そしてアピールしていかなければならないというふうに考えているところであります。

一方、少子高齢化のより一層の進行が予想されるわけでありまして。子育て支援や高齢者福祉に対するニーズはますます多様化してきております。市民そして地域の皆さんのお力をお借りして、どう福祉の充実を図っていくかというのも大きな課題であるというふうに考えております。

そして、歴史文化と並び、現計画の大きな柱となっております協働のまちづくりについてグラウンドワークやボランティア活動が市民の間に着実に根づいてきております。多くの市民の参加を得たまちづくりが進められてきていると思っておりますけれども、この市民参加をより発展させ、市

民みずからがまちづくり事業を企画・実施をして、行政は行政としてできることを支援し、一体となって活力のある寒河江市を創っていくという市民主体のまちづくりへと進めていくということが最も大きな課題であるというふうに考えているところであります。

次に、第5次振興計画の見直しに際して、市長が思い描いているまちづくりの将来像をどのように反映させていくのかとの質問でありますけれども、振興審議会等に対して市長の基本的な考えを示した上で議論をしていただくべきではないのかというお考えでの御質問かというふうに認識したところであります。

私は、このたびの振興計画の見直しの目的の一つには、市民がこれから主体的にまちづくりを進めていくためのきっかけにしたいというふうに考えているところであります。そのため、市民アンケートや地域ワークショップを実施をして、まちづくりをみずからの問題としてとらえ、市民の積極的な参加のもとに市民みんなの考えを十分反映した計画に見直しをしていきたいというふうに考えているところであります。そのため、振興審議会に対しても原案というものを示さずに白紙で諮問をお願いをしたところであり、市民の声を踏まえ、市民目線での計画見直しを行うという姿勢で審議をしていただきたいというふうに考えているところであります。

こうしたことから、振興審議会がまだみずからその素案をまとめていない白紙の段階で、市なり、市長の考えを表明するということについては、市民の自由な発想によるまちづくりへの意欲を妨げることになるのではないかとというふうに考えており、あえて私どもの考えを申しあげていないところであります。

私自身の思い描いておりますまちづくりについては、これまでも選挙の公約、さらには施政方針などにおいてその一端を述べさせていただいたところでありますが、昨年度に実施しました地域座談会において市民の皆さんの声を受け、思いを強く持ったものもあるわけでありまして。今後、振興審議会においては具体的に基本構想や基本計画の具体的な内容を審議していく段階へと進んでいくわけでありまして、その審議の過程において、私なり、市としての考えも示させていただくというふうに考えております。

振興審議会の委員の皆さんには、市民の声とあわせて私どもの考えも審議の素材としていただき、評論家としてではなく、自分たちのまちづくりをどうしていくかという市民目線での計画の見直し議論を大いに進めていただきたいというふうに考えております。

次に、実施計画についての御質問がございました。実施計画は御案内のとおり、振興計画の基本計画に基づく具体的な事業について毎年ローリングを行いつつ、3カ年の計画を示しているわけですが、国や県の状況の変化や歳入の状況により常に計画の変更が伴うという状況にあります。翌年度の計画でさえ、予算編成の段階で変更があるということも御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

実施計画に掲載された事業について変更があった場合、その対応ということになりますが、実施計画に掲載されることで、市民の皆さんが期待し、心待ちにするということがあるわけでありまして、変更があった場合の説明は当然、必要であるというふうに考えております。これまでも議会に対して予算審議の場でありましてか、全員協議会の場において御説明をし、審議または協議をいただくとともに関係する市民の皆さんに大きく影響を及ぼす場合などについては、担当課から説明を行っているというのが実態であろうかというふうに思います。

ことし2月に策定をしました新たな行財政改革指針において、改革の目標の一つに、「市民に信頼される行政の構築」というものを挙げております。市民に情報を的確に提供・発信し、行政の透明性確保に努めていくというのが何よりも重要であろうというふうに考えているところであります。

現在、実施計画については、市報において概要をお知らせするとともに、ホームページで実施計画全体を公表しているところであります。市のホームページについては、これまで作成を外部に委託しておりましたが、この10月からは各課でページの作成・更新ができるようにしていこうという計画であります。実施計画についても資料を載せるだけでなく、前年との変更点を説明するページを作成することも担当からできるようになるというふうに思われますので、市民の皆さんへの説明については、ホームページの対応も積極的に行っていきたいというふうに考えているところであります。

次に、市の生活排水処理計画についての御質問でありますけれども、未着工の工業団地内については、市道西寒河江駅・谷沢線の西側について事業認可を受けているわけでありまして、この地域につきましては、引き続き実施計画に示しておりますとおり、公共下水道で整備を行っていく考えであります。また、鹿島・八鍬地区で公共下水道を望む声が多数であれば対応していくのかという御質問でありましたが、今後地域の皆さん方に市としての考えを説明をし、その上で地元の意向を十分把握した上で基本計画に反映していきたいというふうに考えているところであります。

次に、市町村設置型合併浄化槽事業の促進についての御質問がございましたが、御案内のとおり浄化槽の優位性については、公共下水道に比べ設置費用が安く、工事期間も短期間で設置できること、さらには地形の影響を受けずに整備できること、加えて水洗化に対する即効性が高いといった利点が挙げられるわけでありまして、市としては、さきの議員懇談会において基本計画見直し案でお示した内容によって進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、高齢者の生活を支える身近な交通手段について御質問がございました。将来の公共交通のあり方につきましては、これまでも地域座談会や議会におきまして、御要望や御質問をいただいているところであります。これらを受けまして、ことし2月に公共交通の需要や意向についてアンケート調査を行ったところであります。

御質問の調査対象範囲を一部地域に限定したことにつきましては、仮にコミュニティバス等を導入する際には、路線バスと競合することがないように十分に配慮することが必要であります。国が定めたガイドラインでも留意すべき事項というふうになっております。つきまして、アンケート調査の対象範囲といたしましては、路線バスが運行されていない地域に限定させていただいたことを御理解いただきたいというふうに思います。

次に、その結果の公表についてであります。アンケートの結果では、「利用する」と回答した方が29.8%、対象世帯全体では22%と低くなっております。なおかつその利用回数が「月2回から3回」と回答した方が48.3%、「週一、二回」と回答した方が34.3%という結果になっております。この結果については、私どもが予想したよりも相当低い数字でありまして、アンケートによりある程度の需要を確認した上で、コミュニティバス等を試験的に運行していこうという当初の計画を見直さざるを得ない状況になったところであります。このため、高齢者の皆さん方の交通手段確保のための新たな施策の方針というものが定まらない状況になっておりますので、アンケート結果のみを公表していくことについては果たしてどうか

とちゅうちょしているところであります。

今後の高齢者の皆さんの交通手段確保のための具体的な施策はどうかということでもありますけれども、現在進められております第5次振興計画の見直しにおける地域ワークショップにおいても課題として取り上げられている地域も見受けられるようであります。市としても高齢化が進む状況において重要な課題の一つであるというふうに認識しているところであります。つきましては、先ほどのアンケートの結果も踏まえながら、コミュニティバスの運行に限らず、タクシー助成券などの他の方法も含めて、またほかの自治体などの事例なども十分参考にしながら高齢者の皆さんに優しく使い勝手のよい施策事業を地域の皆さんとともに検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 最初に、第2問に入る前に第1問で訂正をお願いしたいと思います。

最初のくだりで、振興計画が18年から28年と申したそうですので、27年と訂正いたしますので、読み違えましたので、御了解いただきたいと思います。

それでは、寒河江市の振興計画について具体的に市長の方針はわかりましたけれども、関係する方々からいろいろな意見を出されていることについて、もう少し慎重な対応をしてもらえば助かるというか、審議の過程でも助かるということでもあります。ですから、今回この問題を取り上げたわけでありまして。後で具体的な中身については説明しながら受けとめてもらうような方向性を検討していくということでもありますけれども、市長の市政運営の要旨の中でも五つの柱ということで掲げて選挙戦も臨んで当選したわけですから、今の第5次振興計画は七つのいろいろな施策が盛り込まれておりますけれども、基本から市長の言っていることと前回計画した時点の内容が変わっているわけですね、当然もうこの時点で。ですから、やはりこういうことは先に知らせておいて、この間市長の施政方針の要旨なんかは市報でも掲載されたと思うんですけども、でもなかなか市民にとってそこまで理解している方が非常に少ないと私は思っております。ですから、やっぱり市長の方針をきちっと明確にした上で審議を具体的に積み重ねていってもらって、よりよい寒河江市の振興計画にしていきたい、そういう願いで今回この質問をしたわけですから、そこを理解していただくように再度、この問題について見解を伺いたいと思います。

課題についてはいろいろやり残した部分も多少ありますけれども、具体的に振興の方向にも進んでいるようでもありますけれども、第5次振興計画の前に第4次振興計画に掲載された中も具体的に事業が進められていない、そういう状況の事業もあります。だから、そのとらえ方というか、今後どう進めていくのか、今の実施計画の中にも反映されていないし、27年度までの期間でどういう形におくれている事業を具体的に進めていくのかを、やっぱりそこらも明確に計画の時期というか、実施時期、あるいは完成する時期、そういう時期を明確に掲載してもらえば、いろいろな事業に対しても改めて認識が深まるのではないかと私は思っているんです。その辺についてもお伺いしたいと思います。

あと、工業団地の関係ですけれども、結局工業団地に入るわけですから、団地内の企業に対して意見を聞いているのかどうか、進むに当たってやっぱり意見を十分に聞いてからしないと、また加入率が低かったという心配も危惧されます。ですから、その辺についてももう少し取り組みも慎重にして計画を遂行していただきたいと思います。

あと、八鍬地区については、市の考えを問もなく説明されるようなんですけれども、今回の議員懇談会で説明された中身について、全員の議員が聞いたわけなんですけれども、なかなか具体的にその内容が理解できない、そして時期的にいつそういう方向に進むかというような話もないし、聞いている方も何となく疑問を感じているんです。だから、地域に入っていけば、この事業をやることによって、市町村設置型の合併浄化槽をやることによって、時期がどういう形で早まるのか、そして全体の整備計画が平成27年度まで一応なっているんですね、全体の計画として。だから、それまでに全部完了できるのか、そういうことが市民にとって私は非常に大事だと思うんです。だから、そこらを今回市長は今の原案で進めていくと申しましたけれども、そこらも具体的に市民に説明しなけれ

ば、私は事業の推進には向かっていかないのではないかなと思っているんです。ですから、担当課にとってもやっぱり中途半端な説明で終わるよりも、きちっと説明できるような態勢で市民に臨んでいただきたいというので、市長の決断も必要だということで取り上げたんですけれども、その辺についても改めて市長の見解を伺いたいと思います。

それから、アンケート結果については、国のガイドライン的なものを活用して、その路線から外れる部分についてのアンケートをとったということでありましてけれども、実際市民は路線上にあってでも非常に距離感のある人、あるいは高齢者で、私らの年代で15分くらい歩ける場所でも倍以上かかる、そういう地域住民が多いんですね、現在。今、デイサービスなんかも進めていますけれども、あれはやっぱり自分の自宅の前で送迎してくれるから、結局そういうデイサービスも受けられる状態なんです。ところが、やっぱり30分も歩いてそこに行くというと、非常に大変な状況の人が、この路線上の人でもそういう方々が非常に多いと思います。だから、それだけの幅を広げて、アンケートを実施してもらいたかったなど。そして、全体の交通に対する不満とか、そういうのを集約した上で寒河江市全体の交通網の整備、新たな交通網の整備もやっぱりそこで検討すべきだと私は思います。部分的にとったアンケートではなかなか実態がつかめない、アンケート結果にしても利用率が低い結果でありますね。だから、当初は試験的に運行するような考えもあったようだけれども、やはりもう少しその枠を広げてもらって、いろいろ今、高齢者が困っている事態を想定した上で、そういう施策に反映できるように交通網の整備も再検討するような中身にしていただきたいと思うんですけれども、そのことについてと、それからほかの地域の移動手段についてはいろいろ検討していくようでありますけれども、それもやっぱり地域限定みたいな形になればある程度不公平感も私は出てくると思うんです。だから、タクシー券の配付なども多少検討されているようだけれども、なかなか思うようには理解できる方が少なくなるのではないかなと思っております。それで、やっぱり試験的にでも、一時的でも市の単独で運行するぐらいの気持ちを持っていただきたいと思うんですけれども、それについて市長の見解を伺い第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたので、順次お答えしますけれども、私の個人的な考えというのは公約とかで申しあげましたし、市長になってからも施政方針ということで申しあげているわけではありますが、特に公約は五つの柱で振興計画は七つの柱だと、そこは全く選挙の公約イコール市の振興計画につながっていくんだというふうには全くならないのは御理解いただけだと思いますけれども、市民の全体の福祉向上のための計画ですから、振興計画は、やはりある程度網羅的にすべての領域にわたって計画を立てるとというのが基本だろうというふうに思いますし、やはり計画というのは与えられるものではなくて、みずからつくるものだとは私は思っておりますので、ぜひ市民の皆さんがいろいろな知恵を出して、考えをまとめていただいて、それに市なり、市長の考えなども足して、そして市民の皆さんが納得したい計画につくっていければというふうに思っているところであります。

そういった意味で今回は第4次と第5次についてどうなのかというお話もありましたけれども、5次の振興計画についての見直しですから、今まで未実施の部分についてこれからどうしていくのかということ、それはそのものを振興審議会などで十分議論をしていただいて、いろいろな市民の皆さんからの要望にこの未実施の部分をどういうふうに織り込ませていくか、どういうふうに形としてつくっていくのかということなどについても振興審議会の方で十分議論していただくべき内容なのかなというふうに私は思っているところであります。

それから、工業団地についても十分説明をしながら、そしていく必要があるというふうに思います、下水道の関係ですね。それから、八鍬地域の皆さんに対してもこれから説明に入るわけでありましてけれども、御指摘のとおり、やっぱりきちっとこれからのスケジュールなり、市の考えというものを丁寧に御説明をして、できるだけ納得していただきたいというようなことで我々として取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

最後に、高齢者の皆さんの交通手段でありますけれども、先ほど来申しあげましたとおり、アンケートの結果を想定して、新たなデマンド型などのバスを試験的に取り組んでいこうとしたところでありましてけれども、いかんせんそのアンケートの結果の数字が思うほど高くはなかったということでもあります。ただ、松田議員御指摘のとおり、その地域以外の皆さんについてもいろいろな需要があるというのも承知しているところでありますから、先ほど申しあげましたけれども、バスに限らずタクシー券の利用でありますとか、それ以外のいろいろな手だてというものも十分検討させていただいて、実施に向けてさらに我々として検討を進めていきたいというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 振興審議会の市長の考えが私どもとかなりずれてきているんですけども、市長の言い分も理解しますけれども、やっぱり審議会の意向なども踏まえてきちっと対応していただきたいと思っております。

あと、これまでの一つの課題として残るようなものについて、具体的な計画を振興審議会にも少し含めてすれば、振興計画の見方というか、それも変わると思うんですよ。それが見通しなまま10年間の計画だからということやってもちょっと理解に苦しむ面もありますので、優先順位を決めてある程度期限の切れるやつはきちっとのせる、そういう意識が私は大切だと思います。その点についてと、あと 振興審議会の評価を各年度に市民からアンケート調査などもやっている市町村も出てきております。ですから、そういう形も今後、見直しの段階ではなく、常に住民の意識がこの振興計画に対してどういう反応をしているのか、そういうのも私は必要だと思うので、今後そういうアンケートをとって検証していく、そして公表していくことが私は大切だと思うんですけども、その辺について再度、見解を伺いたいと思います。

それから、高齢者の移動手段はやっぱり実際市長も地域座談会に入って、要望は部分的に出て感觸はあると思うんですけども、なかなか高齢者がいろいろな会合に出て、いろいろな意見を述べる、そういうことが不可能なわけですね。だから、私らみたいに直接訪問していろいろな話を聞く機会があると、必ずこの問題が出てくるんです。だから、もう少しその実態をつかんだ上で、やっぱりそこらも踏まえて今後検討されるようですけども、十分にその輪を広げていただいて、実施の方向で検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 振興審議会のお話がありましたので、こちらの舌足らずというんですか、説明不足の点もあるようでありますから、それは改めて審議会の委員の皆さんにもこちらの意図するところを説明を申しあげて、一緒になっていい計画づくりに進んでいければというふうに思います。これからのスケジュールなどについても御理解をいただいきたいというふうに思っているところであります。

それから、高齢者の交通手段については、座談会等での御意見もありますし、またそういったところに参加しない方の御意見ということでアンケートもとらせていただいているわけであります。その結果がこういう結果であったということでもありますけれども、大きな課題の一つという認識は我々としても当然持っておりますので、何らかの形でそういう交通の手段を確保できるように努力をしていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

今回、審議会のアンケートについては、4,000世帯に2種類のということでとらせていただいたところでありますので、今回の見直しの結果を見直した段階で、また5年間の見直しですから、ある程度の時期になれば、今度の新たな5年後の振興計画づくりということも進んでいくわけでしょうから、その時点でやはり市民の皆さんの意向を踏まえるという意味での調査、アンケートなども必要になってくるというふうに思いますので、常にそういった市民の皆さんの評価というものを受けながら、中身の充実を図っていく必要があるというふうに考えているところであります。

散 会 午後1時37分

高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成22年9月7日(火曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 沖津一博 | 議員 |
| 3番 | 石山忠 | 議員 | 4番 | 辻登代子 | 議員 |
| 5番 | 工藤吉雄 | 議員 | 6番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 7番 | 國井輝明 | 議員 | 8番 | 木村寿太郎 | 議員 |
| 9番 | 鴨田俊廣 | 議員 | 10番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 11番 | 松田孝 | 議員 | 12番 | 石川忠義 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 伊藤忠男 | 議員 |
| 15番 | 佐藤暘子 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鈴木賢也 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------------------|-------|-------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 片桐久之 | 選挙管理委員会委員長 |
| 芳賀靖夫 | 農業委員会会長 | 今野要一 | 総務課長 |
| 横山一郎 | 総務課危機管理室長 | 菅野英行 | 総合政策課長 |
| 月光龍弘 | 総合政策課イメージアップ推進室長 | 宮川徹 | 総合政策課企業立地推進室長 |
| 丹野敏晴 | 財政課長 | 犬飼弘一 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 犬飼一好 | 建設管理課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課都市整備室長 | 軽部修一 | 建設管理課緑化推進室長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 尾形清一 | 農林課長(併)農業委員会事務局局長 |
| 工藤恒雄 | 商工観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 柴崎良子 | 子育て推進課長 | 安孫子政一 | 会計管理者(兼)会計課長 |
| 那須勝一 | 水道事業所長 | 櫻井幸夫 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 鈴木一徳 | 学校教育課長 |
| 阿部藤彦 | 中学校給食長 | 白林和夫 | 学校教育課指導推進室長 |
| 清野健 | 生涯学習課一課室長 | 片桐久志 | 監査委員 |
| 奥山健一 | 事務局長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 柏倉隆夫 | 事務局長 | 荒木信行 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 主任 |

平成22年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成22年9月7日(火曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

- 高橋勝文議長 日程第1、9月3日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年9月7日(火)

(第3回定例会)

| 番号 | 質 問 事 項 | 要 旨 | 質 問 者 | 答 弁 者 |
|----|-----------------------|--|--------------|-------|
| 7 | 「まちづくり」における公民館の役割について | (1) 地域コミュニティと地域力の強化について (2) 地域力を引き出す専門職員の配置について (3) 東部地区公民館を適正規模に分割することについて (4) 分館活動に対する借地料負担軽減と支援について | 15番 佐藤 暁子 | 教育委員長 |
| 8 | 平成21年度の決算を踏まえて | 景気の先行が不透明な中、健全財政を堅持し、市民福祉の向上のため、これまでの経過を踏まえ、今後、どのような対応策を確立していくのか、財政計画について伺いたい。 | 3番 石山 忠 | 市長 |
| 9 | 福祉行政について | (1) 介護施設の整備について ア 介護保険事業計画における介護老人福祉施設の整備について イ 特別養護老人ホームにおける多床室等の整備について (2) 介護認定等の手続きについて (3) 小規模多機能型居宅介護施設設置について (4) 在宅介護の環境整備について (5) レスパイトケア事業について | 17番 那須 稔 | 市長 |

| 番号 | 質問事項 | 要旨 | 質問者 | 答弁者 |
|----|------|---|-----|-----|
| | | (6) 介護支援ボランティア制度の導入について (7) 小規模社会福祉施設の安全対策について | | |

佐藤暘子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、これからのまちづくりにおいて公民館の果たす役割がますます大きく大切になっていることを実感し、機能の強化充実を図るべきと考え、以下の項目について順次、教育委員長にお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

公民館は、戦後の社会教育運動の拠点として大きな役割を果たしてきました。敗戦後、すべてのものを失った日本国民が新しい国づくりのために何をなすべきか模索し、その活路を求めていたとき、国はすべての国民の学習こそ必要として、昭和24年社会教育法を制定し、青少年及び成人に対し体育やレクリエーションを含む組織的な教育活動を行うことを定めました。

一口に社会教育と言っても、芸術、文化、スポーツ、さまざまな学習まで幅広く奥深いもので、私のような素人が論ずる立場にはありませんが、だれでもどこでも自主的に学習できるよう援助し、その環境を整えるというのが社会教育の目的と理解しています。

公民館は、いわば社会教育の拠点として全国至るところに建設されました。公民館の先駆者たちは寝食を忘れて地域住民の中に入り込み、住民の暮らしや地域の問題について話し合い、問題点を見つけ、解決のための学習を重ねながら住民自身が自分たちの暮らしや地域を変えていく自治の力を導いてきました。それらのことが原点となって、青年団や若妻会などの運動が盛んになり、生活の改善や民主意識の変革など、現在につながっていると思います。

そんな先駆者たちの実践の記録を見るにつけ、先人たちの苦勞と努力がしのべれます。佐藤洋樹市長のお父さん、佐藤信一氏も社会教育に大変貢献された方だとお聞きしています。そんな経過をたどりながら寒河江市においては、中央公民館のほかに東部地区、南部地区、西部地区、柴橋地区の四つの地区公民館と61の分館があり、それぞれ地域住民の暮らしや文化に根差した活動を展開してきました。

活動の内容は、さまざまな文化や芸術などの趣味のサークルから、スポーツ、自己研さんのための学習など多岐にわたっており、その中で生き生きと活動している市民が見られ、現在の寒河江市を形づくっているものと思います。

時代とともに、公民館の活動の内容も昔とは随分変わってきているのかなと思いますが、公民館設置の大きな目的は今も昔も変わらないものと私は思っております。

寒河江市は今、第5次振興計画の見直し作業や地域福祉計画などの策定作業を行っています。策定に当たっては、市民の意見を聴取するとしてアンケートをとったり、ワークショップをやったり、公募委員を募ったりと、これまでの行政主導からの脱却を図ろうとする姿勢がうかがえます。

まちづくりについては、住民みずから自分たちのまちをこのようなまちにしたいという夢と希望を持ち、積極的にかかわっていくことがとても大事なことです。その上からも、自治意識と行動力ある人づくりが大切になると思います。学習を重視し、活動を十分保障する公民館の役割はこれまでにも増して大きいと思います。

また、もう一つは、地域のコミュニティーを強固なものにしていくことではないかと思います。このことは、自治意識を高めていくことにつながりますが、時代の変化に伴って地域のつながりが希薄になっていると言われていています。少子高齢化がますます進み、単独高齢者や高齢者のみの世帯が寒河江市でも多くなっています。また、社会の病理現象の中、非行や犯罪の増加、子供への虐待やいじめなどがふえる傾向にあります。こんな時代だからこそ、地域のつながりを強め、災害時の助け合い、高齢者や子供たちの見守りなど、安心して住むことができるコミュニティーを築いていくことがますます必要になっていると思います。

一時、社会教育不要論、公民館不要論などが言われたこともあるようですが、このような情勢のもと、公民館の果たす役割はますます大きく、機能強化しなければならないと思うのですが、教育委員長の見解を伺います。

次に、地域力を引き出す専門職員の配置について伺います。

公民館の職員の仕事には、社会教育の目的を遂行するためのさまざまな学習やサークル活動、スポーツ振興などの指導や援助などのほかに、地域に入って、地域住民の抱えている問題を一緒に考え、住民みずからが解決できるようアドバイスしたり、指導したりする仕事があります。これらの任務をうまく進めながら、住民のコミュニケーションや地域力を引き出していくためには、専門的な知識や技術を取得した職員の配置が必要だと思いますが、寒河江市ではどのような配置になっているのか、またこれらの活動を推進するための人員の確保はされているのかどうか伺います。専門職員が配置されていないのであれば、ぜひ配置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、東部地区公民館を適正規模に分割することについて伺います。

寒河江市には中央公民館のほかに四つの地区公民館があり、そのもとにはおおむね町内会を単位に分館や集会所的な類似施設があります。文化センターの中には中央公民館と東部地区公民館が同居しており、東部地区公民館の網羅する範囲は西根、三泉のほかに寒河江地区のすべての町内会7,733世帯となっています。そのもとには25の公民館分館があり、地区公民館としては最も多い分館を抱えています。

地区公民館は、それぞれの地域の中核的機能を果たす役割を持っており、住民の身近なところにあることが第一の要件であると言われております。東部地区公民館を地域住民の顔が見える範囲に分割し、公民館と地域住民が身近な存在として活動できるよう整備すべきと考えます。

私は以前にも東部地区公民館の分割について質問をしたことがありますが、時代の推移とともにその必要性は増していると思います。西根・三泉地区と寒河江地区の二つに分割し、寒河江地区を市の中心部であるフローラに拠点を移し、高齢者から若い世代まで公民館としてさまざまな活動に利用すれば、地域のコミュニケーションひいては中心市街地の活性化にもつながるのではないかと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、分館活動に対する借地料負担軽減と支援について伺います。

寒河江市の公民館分館は61ありますが、その中で市の所有する土地に建物が建っていて借地料を支払っている分館が7カ所あります。これらの分館は、その土地の評価に応じて市に借地料を支払っています。これまでも、私は借地料に対する負担軽減について質問をしておりますが、大分軽減されてはきていますが、借地料の負担は公民館分館の運営に大きな負担となっています。公民館分館は、分館加入町内会からの分担金と公民館施設の使用料とで運営されています。最近、使用

料の収入が減り続け、分館から距離的に離れている町内会からは、「年に一度も利用しない公民館に分担金ばかり払うのはどんなものか、公民館から抜けたらどうだ」といった意見も出て、運営に暗い影を投げかけております。

これには二つの問題が存在すると思います。一つは、運営費の問題です。地域住民によってつくられた公民館は、地域住民が自主的に運営する形になっていて、運営費が賄えなければやむを得ず分担金の値上げということにもなり、その結果、負担が重くなり公民館から抜けていく町内会も出てきます。このことによる活動の停滞も予測されます。

二つには、公民館と各家庭が無縁の存在になっており、公民館活動には一部の住民しか参加していないこともあり、そのことから生まれてくる無理解もあると思いますが、ここでは借地料の軽減についての考えをお伺いしたいと思います。

分館が住民の身近な存在として学習活動や趣味のサークル、地域住民が顔を合わせるコミュニティの場として機能するには、地域住民に過重な分担金の負担がかからないようにすることが重要だと思います。評価額の高い市の土地を借りているところは、高い借地料を払わなければならないというのでは、本来の公民館活動に支障を来します。借地料のさらなる軽減を図るよう検討すべきと思いますが、見解を伺います。

また、公民館分館の整備に対する補助対象を拡大することについて伺います。

現在、補助金が適用される範囲は、公民館の新築、増改築、建物の一部分を面目一新するなどに限られており、既存の建物の補修や修繕には適用されません。既存の分館の中には、古い建物を再利用したものや築後相当な年数のたっているものなど、補修や修繕をしなければならないものがふえています。現在、補助対象とならない事業に対しても、補助の対象とするよう考慮すべきと思いますが、教育委員長の見解を伺い、第1問といたします。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

佐藤議員からは4点にわたる質問をちょうだいいたしました。順次、お答えを申し上げます。

最初に、地域コミュニティと地域力の強化についての御質問でございますけれども、本市の公民館は御質問にありましたように、中央公民館を初め東部地区公民館や西部地区公民館など四つの地区公民館があり、そのもとに61の分館が設置されていることは御案内のとおりでございます。

公民館は、社会教育法に基づいた社会教育のための教育施設でありまして、その目的は法第20条に明記されているところでありますけれども、「住民の実際生活に即する教育文化活動」を行う機関であるというふうに位置づけられておるところであります。

また、わかりやすく、公民館とは「学習するところ」、「集うところ」、「人と人とを結ぶところ」であるというふうに言われております。この三つの力が総合されまして、地域の活力を生み、地域の教育文化の振興に寄与する存在というふうにとらえられているわけであります。何といたしまして、公民館は教育・学習施設であります。住民自治の力をはぐくむためには、やはり「学ぶ場」が必要であると思っておりますし、さまざまな地域課題を解決する力は学習から生まれるものと思っております。そういう意味で、公民館とは、地域みんなで学習しながら、学びを通して人と人とのつながりをつくり、地域課題をみんなで解決していく場であるというふうに理解しております。ちょっとオーバーな表現になりますけれども、その意味で地域住民の心のよりどころでなければならないというふうにも思っております。このため、公民館ではさまざまな学習事業を展開してきております。例えば、地域の融和を図るための運動会やら文化祭などを開催して、地域に埋もれたすばらしい芸術才能を発見したり、また地域の生活課題などを解決していくための学習会を開催したり、さらにはさまざまな知識や技術を身につけていただくために講演会、講習会などを開催し、少しでも地域の結びつきが強化されることを願っているいろいろな事業を展開しております。

御質問の中にもございましたけれども、近年は少子高齢化社会が進み、社会が複雑多様化し、地域を取り巻く環境も大きく変化する中で、住民と地域社会とのかかわり合いが希薄になり、地域社会における連帯感の欠如、規範意識の低下など、いわゆる地域力の低下が問題となってきております。

折しも、最近のマスコミ報道などでは、さまざまな痛々しい事件が相次いで起きておりまして、幼児の虐待、高齢者の孤独死、さらには高齢者の所在不明など、まことに信じがたいようなことが次々と起こっております。「無縁社会」というような言葉も生まれている現状にあります。

このような状況を考えますと、まさしく議員のおっしゃられるとおり、今こそ地域住民の心のつながり、地域コミュニケーションが強く求められているのではないかとこのように考えます。地域づくりの拠点としての地区公民館の役割はますます重要性を増してきていることと認識しているところであります。今後とも地域の課題解決のために、また安全安心なまちづくりのために公民館はさらなる学習を積んで、積極的に地域に入り、地域の方々と密接な関係を保ちながら一緒になって地域振興に向けて努力していかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、2番目でございますけれども、地域力を引き出す専門職員の配置についてであります。

生涯学習の振興を図り、豊かな人づくりと住みよい地域づくりの役割を担う公民館は、地域の課題を探り、その課題解決のために地域と密接に結びついた事業を展開していく必要があります。そこに従事する公民館職員には、それらの事業の企画立案や情報の発信・提供を行ったり、さまざまな相談に応じたり、地域活動が盛んになるような、いわば「縁の下の力持ち」としての役割があります。さらには、各種団体の支援や施設の貸し出し業務、維持管理など、広範囲にわたるさまざまな業務がございます。そういう意味で、公民館職員としての業務には特殊性があり、専門的な知識や技術が求められることから、公民館に専門的な人材を配置することは、社会教育の振興という点からすれば、重要なテーマの一つであります。実際には、本市のみならず、多くの自治体におきまして、総合行政を担うというところからと思いますけれども、この専門職員の理想的な配置にまでには至っていないというか、なかなか難しい現状にあることも事実であります。

このような中におきまして、本市教育委員会におきましては、現在事務局の方に社会教育主事の有資格者5名を配置しております。また、直接公民館業務にかかわっている職員は2名でございます。そのほか、公民館にかかわる職員12名と社会教育指導員、嘱託でございますけれども、5名を配置して公民館の組織体制を確保し、社会教育の振興を図っているところであります。

現在、地域の課題も複雑化、多様化し、地域住民の意識もニーズも高度化しております。そういう中で、地域住民のこのような要求にこたえていくためには、その指導的立場にあります公民館職員にみずから研さんを積む必要があるものというふうに考えております。そのために、今年度から公民館主事としての資質、あるいはスキルといいますか、の向上を図るため、「主事会」を開催し、公民館主事同士、情報交換をしながら活動内容が高められるよう研さんを積んでいるところであります。

また、県などで開催されます研修会には積極的に参加することにしております。さらには、月1回、館長等会議などを開催いたしまして、地区公民館の情報交換などに力を入れ、地域住民に適切な指導、アドバイスができるよう努力しているところであります。今後とも、地域の要望にこたえられるとともに、地域からの信頼が得られ、充実した指導ができるよう職員の意識改革はもちろんでありますけれども、職員の研修にはさらに力を入れ努力してまいりたいというふうに考えております。

次の3番目の質問でございますけれども、東部地区公民館の適正規模に分割することについてお答えを申しあげたいと思います。

本市の公民館は、寒河江市公民館に関する条例に基づき、市民の社会教育活動の拠点施設として設置しているものであります。現在の東部地区公民館は、昭和49年文化センターのオープンと同時に、それまでの寒河江地区・西根地区・三泉地区のそれぞれの公民館が統合されて、新たに設置された公民館であることは御案内のとおりであります。東部地区公民館には、文化センターの中にある施設として長い歴史的な経過の中で市民に定着してきた施設の一つでありまして、それぞれの地区に担当職員を配置して、地区公民館としての活動の充実に力を入れてきており、その機能を果たしてまいったものと考えております。

御質問の「東部地区公民館を二つに分割し、寒河江地区を市の中心部であるフローラに拠点を移してはどうか」ということでございますけれども、この件に関しましては以前にも議員から同様の質問をいただいた経緯がございます。その際は教育委員会としてこのように答弁をいたしてありま

す。「文化センターの中にある東部地区公民館だけを分離し、他を2丁目のビル、現在のフロアに当たるわけでございますけれども、ここに移転することは現在では考えていない」という旨、お答えしたところであります。この東部地区公民館につきましては、これまでも「東部地区公民館の仕事が見えない」、あるいは「事務室が一緒にどこからが東部地区公民館で、どこからが中央公民館なのかわからない」、あるいは「寒河江地区は世帯数や町内会数も多く、まとめていくのに大変だ」というような声も聞いております。確かに寒河江地区の場合は、区域の範囲が広く、人口規模や世帯数、町内会数なども多い地区になっておりまして、「寒河江地区に独立した新たな地区公民館が欲しい」というような声もございます。

ただ、議員のおっしゃるように、東部地区公民館を分割し、フロアに移転することにつきましては、この中心市街地活性化施設というんでしょうか、このフロアそのものに関する現況については、私からは控えたいと思いますけれども、公民館活動の目的を達成するために、必要な施設整備の整備充実など、解決すべき課題も多いと考えられます。

一方、現在東部地区公民館があります文化センターは、体育館等を含めれば、各種施設設備を有する複合体でありまして、まさしく本市における社会教育を行う一大拠点であります。そういう意味ではまさしくセンターであります。ここに位置することによりまして、運営面においての中央公民館との密接な連携、機能面での施設設備の効率的、有効的な利活用ができるという、事業展開をする上での優位性を有していることも事実であります。いずれにいたしましても、望ましい東部地区公民館活動のあり方という大きな課題を解決していくためには、まずさまざまな機能を備えております現在の文化センターの現体制で、その機能を生かしてより充実した活動ができないのか、地域に密着した顔の見える公民館として機能を発揮することができないかということ十分に検討していく必要があり、大切なことかと思えます。今後、地区公民館、とりわけ東部地区公民館の運営体制、そのあり方につきましては、十分協議・検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、分館活動に対します借地料の負担軽減と支援につきましてお答えをいたします。

生涯学習の拠点施設とともにまちづくり、地域づくりの機能を果たします施設として大きな役割を担っているのが自治公民館としての分館であります。この自治公民館の建設用地の所有状況を見てもみますと、大きく分けて次の三つがございます。

一つに、用地を地縁団体や地域内での共有など地域で取得している場合。

二つ目に、地元より首府に寄附をいただいて、そのまま公民館用地として無償でお貸ししている場合。

三つ目に、地元からの強い要望もあり、有償で市有地をお貸ししている場合、この三つがありません。

公民館の用地確保につきましては、地元において対応した経緯がございます。市有地を有償でお貸ししている場合は、このように用地をみずから取得した他の地域との負担の公正を期するという必要がありますので、応分の負担をお願いしているというところであります。本市では現在、7分館に有償で市有地をお貸ししております。借地料の算定につきましては、土地の評価額を基準とするいわゆる実勢価格の4%を年額としておりますが、この額からさらに減額して貸し付けており、負担の軽減を図っているところであります。どうしても評価額が高い市街地にある分館が借地料も

高くなっているというのが現状ではあります。

教育委員会といたしましては、問題は市有地でありまして、当然のことながら市有財産であり、市民全体のものであります。そのような意味で、その貸借関係につきましては、一定の基準、ルールが当然にございます。何よりも公平で市民が納得し得るものであるということが必要かと思えます。

また、ただいま申しあげましたように、みずから土地を取得して、公民館を建設した地域との均衡も重要であります。教育委員会といたしましては、このようなことも十分に踏まえながら、分館は社会教育の目的を達成するための重要な拠点施設であり、借地料が大きな負担となって、公民館活動そのものに著しく支障があるとすれば、私どもとしても憂慮すべきことでありまして、本意ではないところであります。このように著しい影響があると思われるような分館の借地料につきましては、市長及び部局と協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

次に、公民館分館の整備に対する補助対象を拡大することについての御質問にお答えを申し上げます。

分館に対する財政的な支援としましては、公民館の新築、増改築、駐車場舗装など、住民に多額の負担がかかる建設費の一部に対し、公民館整備事業費補助金交付規定に基づき交付し、支援しているところであります。これは何回も申しあげて、これまでも言われてきたことでございますけれども、自治公民館たる分館は、構成する住民がみずからの負担において自主的に事業を実施し、施設の維持管理を行うことが基本といたしますが、本来の姿というふうに考えております。したがって、修繕・補修の負担につきましては、各分館において対応をお願いしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

公民館の果たす役割については、今非常にこれまで以上に重要になってきているという点では、教育委員会の考え方は私と同じものですから、これからもそういう考え方で臨んでいただきたいというふうに思っているところです。

専門委員の配置についてなんですけれども、公民館の職員は市の職員と人事異動ではいろいろ交流になるわけですね。公民館だけが独自で人事の配置をするということではできないわけでありまして、人事については市長部局にあるものですから、さまざま交流がなされるということで、以前には有資格者ということで、専門の職員を採用したこともあったというふうに聞いておりますし、また職員の中でも研修を受けて主事の資格を取った方もいらっしゃるというふうに聞いております。公民館の運営を、それぞれ地域力を引き出していくということになりますと、そういう専門的な知識といいますか、そういう技能を持った方というのが非常に必要だというふうに思います。新しく配置がえをされて、公民館の職についたという方は、その仕事を覚えるのに1年以上かかって、それがやっと軌道に乗ったというところにはまた配置転換というようなことで、そこに根づかないといえますか、十分に力を発揮できないということがあるというふうに思います。ですから、自主的に資格をとっていただくということが非常に大事なことだというふうに思いますけれども、今までそういう主事の資格を持っている方とか、職員の方、そういう意味では、今までの能力が生かせるような、そういう人事にするということも非常に大切なのではないかとこのように思います。

ここで市長の答弁をいただくことはできませんけれども、市長にも十分考えいただきまして、そういう資格を持っている方が公民館の方に異動して、そこで十分力を発揮できるような、そういう人事体制というものも十分考えていただきたいなというふうに思っているところです。

それから、東部地区公民館の分割については、これは非常に難しい問題だというふうに私自身も思っております。ですけれども、今の東部地区公民館のことを考えてみますと、非常に広い範囲にわたっておりますし、それを一つの地区公民館で所掌していくということになると、非常に大変なことだなというふうに思っております。

地区公民館というのは、やはり住民の顔の見えるところに置くのが本来の地区公民館だというふうに言われておまして、やはり住民の方たちと親しくなって、さまざま信頼関係を築きながら、その地区のことをいろいろな問題なんかについても相談を受けたり、また一緒に考えたり、そして地域住民の地域力を引き出すという、そういう本来の仕事からすると、非常に範囲が余りにも大き過ぎるのではないかとこのように思っているところです。

ですから、東部地区公民館を分割するということについては非常に難しいというふうな考え方はわかりますけれども、やはり東部地区公民館のみならず、寒河江市の地域の公民館には白岩、幸生それから田代というように、非常に範囲の広いところがあるわけですね。ですから、そういうところについてもやはり公民館のあり方というものを考えていく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その考え方について、これからそういうことも考えていくというふうな立場に立たれるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、分館の借地料については、これもこれまで私、借地料の負担を軽減すべきではないか

ということで質問をしております、なかなかこの問題についても自分たちの地域で土地を購入して建てている公民館もあるのだから、その負担についても平等でなければならないというふうな考え方でなかなか難しいというふうには思いますけれども、自分たちのところで買った公民館の土地代については、一時的には非常に負担になるというふうに思いますけれども、将来的には自分たちのものになるわけですね。しかし、市有地を借りて、借地料を払っている公民館というのは、その公民館がそこに存在する限り、ずうっとそれは払い続けなければならないというふうなこともありますし、そういう点から考えてみますと、公民館の借地料というのは1年間で二十数万円から三十数万円というふうな借地料を払っているところがあるわけですね。それはやはり非常に運営に負担になる、そしてその負担が地域の各町内会に分担金として課せられるわけですが、そういうことからして、「そんなに高い分担金を払わなくちゃならないのであれば、公民館からあげんべは」というようなところも出てきているわけです。そうしますと、やはり公民館の本来の活動には支障を来すというようなこともありますので、そんなに負担にならないような、そういう借地料にしていきたいと、それは教育委員会だけでお答えの出せるものではありませんし、やはり市長部局の方にも考えていただいて、よく検討していただきたいなというふうに思います。

それから、公民館の維持のための補助があるわけですが、分館の建設とか、あるいは増改築とか、面目一新するような大がかりな工事については補助金があるわけですが、畳がえですとか、あるいは床の張りかえですとか、屋根のふきかえとか、そういうものについては今、補助の対象になっていないわけですね。公民館自体が非常に老朽化してきているということで、そういう負担がこれから大きくかかってくるというので、公民館の主事さんあたりは非常に悩んでいるんです。そのお金をどうするかというようなことで悩んでいるということがあられるわけです。ですから、これも教育委員会独自では判断できない問題だというふうに思いますので、市長部局の方でも、この適用範囲をもう少し広げていただくというような考え方に立っていただけないかどうかということでもあります。

その答弁は、今回の質問では市長の方に通告をしておりますので、求めることはできないと思いますけれども、ぜひお考えをいただきたいというふうに思っているところです。

以上、第2問といたしますけれども、公民館の今後のあり方の見直しについてのお考えというものがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 議員おっしゃられるとおり、私ども教育界だけの問題でないというふうなことで、特に3番目の公民館のあり方といいますか、その辺のことについて私の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。

1問に対する答弁の中でも私どもの考え方を示したところでありますけれども、まずは現状での東部地区公民館をいかによくしていくかということについての努力を進めたいと。ただ、いろいろな問題点、それから状況の変化等がございますので、その辺の運営面、管理面、あるいはあり方について教育委員会において十分に検討・協議してまいりたいということをお答えしたわけですが、どのスタンスに立って協議するのかというような方向性を持ち合わせるというまでには、現在時点では持ち合わせていないというのが正直なところでございます。いずれにせよ、検討させていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 これ私で私の質問は終わらせていただきますけれども、やはり今、情報が非常にはんらんしてありまして、金さえあれば何でも手に入るような社会なんですけれども、今新聞報道などでもにぎわしておりますように、100歳以上の方の行方不明者、高齢者がわかっているだけでも350人もいるというような大変今まで考えられないような事態が起こっている社会であります。そういう人間社会の希薄さ、孤立化というものが顕著になっていると思いますけれども、やっぱり地域社会のあり方が今、大きく問われているのではないかなというふうに思っているところです。

そういうことから、社会教育の目指すことを遂行していくということが今、非常に大切になっているのではないかなというふうに思います。公民館という仕事が非常に大事になっていると思いますけれども、やはり地域に根を張った公民館活動を重視して充実させていただくことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 連日厳しい暑さが続き、山形においても年間の真夏日日数が記録を更新するなど、「暑い暑い」があいさつになるような毎日で、稲刈りも前倒しの実施の指令が出るなどのほか、実りの秋を迎える農作物への影響も危惧され、農業以外の経済活動についてもこれまでとの違いに戸惑う場面が多く見られていますが、国政の場においてもヒートアップしている様子が見られ、この暑さはいつまで続くのか、早く過ぎしやすい日常が来ることを願っています。

私は、新政クラブの一員として、寒河江市の現状と将来に期待と関心を持つ市民とともに質問をさせていただきます。

通告番号8番、平成21年度の決算を踏まえて、景気の先行きが不透明な中での健全財政を堅持し、市民福祉の向上のため、これまでの経過を踏まえ、今後どのような対応策を確立していかれるのか、財政計画を中心にお伺いいたします。

佐藤市長は平成20年12月に初当選なされ、優しく温かい市民の心を大切に、子どもからお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのため、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をテーマに掲げ、少子高齢化対策として就学前の乳幼児医療費の無料化、高齢者の生きがい対策の実施などの施策を初めとして、平成21年度の市政運営における基本理念について、子どもからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」を育てること、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による「元気なまち寒河江」をつくること、市民一人ひとりが心広くたくましく輝くまちづくりのため「豊かな心の寒河江」をつくること、西村山地域や仙台圏など、他の地域との交流連携を強化し、「大きな未来都市寒河江」をつくること、市民参加のわかりやすい市政を推進し、「新しい風の吹く寒河江」をはぐくむことの五つの目標に沿った施策の概要を示し、財政運営については、財政調整基金繰入金の大幅な減額を行うとともに、地方債の残高を減少させるなど、財政健全化への道筋をつけた予算として、経常経費のより一層の縮減を進めるとともに市税等の収納確保を図り、景気・雇用対策や市民生活に必要な予算を確保しながら、寒河江の未来をつくる諸施策の実現に向けた予算として、平成21年度予算を提案され、執行されてまいりました。

その成果として、平成21年度寒河江市歳入歳出決算が示されましたので、この決算を踏まえてお伺いいたします。

まず、自主財源では、市税のうち市民税は厳しい経済情勢等による企業収益の悪化から、法人市民税が32.6%の大幅減になり、個人市民税と合わせた市民税全体でも7.4%の減となりました。また、固定資産税については、評価がえにより家屋で4.1%の減。また、企業の設備投資の低迷から償却資産が4.8%の減となり、固定資産税全体で3.2%の減、市税全体で4.8%の減となっており、税収の減収に歯どめがかかっていない状況にあります。

一般市税の収納状況では、現年度課税分で長井市に次いで県内13市のうち第2位の98.17%。滞納繰越分と合わせた全体では93.3%と13市中第1位となっています。このことは市を挙げて収納対

策を立て、業務に取り組んでこられた結果として喜びたいと思いますし、敬意を表したいと思いますが、国民健康保険税の収納状況では、滞繰分での努力は認められるものの、現年度分及び国保税全体で若干の減少が見られ、このことは不納欠損額の増加にもつながっていると思います。

さらに、分担金及び負担金の保育所運営費負担金、保育料においても不納欠損額がふえてきており、世界的な不況が国内・県内にも大きく影響し、市民生活を直撃していることなど、多くの原因はあるとは思いますが、市政運営に欠かせない貴重な財源でありますので、これまでの取り組みの検証とともに、課題の認識、今後の対策について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、財政分析比率等についてお伺いいたします。

まず、財政力指数について、平成21年度は0.546で昨年比0.01ポイント低くなっています。これは、5年間の推移の中で平成19年度と同じ水準となりました。事業に伴う財政内容の違いもあり、一様に比較することはできないとは思いますが、この数値の認識と現状及び指数改善のため、今後の特徴的な取り組みやお考えがあればお示しいただきたいと存じます。

経常収支比率については、昨年度比2.8ポイント改善の96.8%となりました。平成19年度にピークであった市債償還金と市立病院事業への繰り出し基準額が減少したこと、臨時財政対策債が増加したことなどを主な要因としていますが、まだまだ財政構造の弾力化が図られたとは言えません。このことについても現状認識と今後の取り組みについてお伺いいたします。

続いて、実質公債費比率についてお伺いします。

公債費比率は、過去5年の中で平成19年度をピークに低くなり、実質公債費比率についても平成18年度の23.3%から18%、平成21年度単年度の実質公債費比率では16.4%と大きく改善されました。このことは、繰り上げ償還や適債事業の厳選などに取り組んできた効果のあらわれとしています。しかし、まだまだ良好な段階とは言えない状況で、今後も厳しい財政運営が求められると思いますので、実質公債費比率について今後の見通し、事業展開の基本的な考え方と対策についてお伺いいたします。

健全な財政運営を図るには、まだまだ厳しい財政運営を進めなければならないと思います。平成21年度の決算を踏まえ、投資効果や市民生活への効果の検証とともに、五つの市政の目標に照らし、これまでの取り組みを振り返り、今後の財政運営の考え方、財政計画についてお伺いし第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

石山議員から平成21年度の決算を踏まえての税財政に関する御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

初めに、市税等の収納に係る取り組みについてお答えをしたいと思います。

市税等の収納率の向上につきましては、税源の安定確保はもちろんでありますけれども、税務行政に対する信頼性・公平性などの観点からも極めて重要な課題であるというふうに認識しているところであります。

また、市民の皆さんにとっても納税しやすい環境づくりに一層努めていかなければならないというふうに考えているところであります。市といたしましては現在、収納対策として次の三つの点に重点を置いて実施しているところであります。

一つは、納税相談の充実ということであります。5月、10月、12月、3月の年4回、日曜日を含めた1週間を特別納税相談日と定めまして、平日は午後の7時まで、休日は午前9時から午後4時まで実施しているところであります。また、毎週月曜日には、納税窓口の延長というものを実施して、大変好評を博しているというふうに伺っております。さらに、納税相談を受けた後の対応も重要でありますので、完納でありますとか、分納などの判断をしていく上で、継続して納付督促などを行いながら生活状況や担税力の調査を行うなど、案件の課題解決に努めているところであります。

二つ目は、滞納整理の促進を図ることです。滞納整理においては、執行停止の的確な運用とあわせて悪質な滞納者に対しては毅然とした姿勢で臨むなど、一連の業務を推進しているところであります。

三つ目は、訪問徴収から自主納付への切りかえということです。滞納者の方、あるいは分割納税者の方などに対しまして、これまで実施してまいりました自宅への訪問徴収方法を見直しをして、みずから来庁していただいて、相談していただいて、生活状況や収納状況に合わせた納税を促していくことなど、対話によって納税意識の高揚を図り、自主納付を推進していこうという考えであります。また、口座振替の奨励なども行うとともに、特別徴収事務所の拡大などにも努めてまいっているところであります。

今後ともこの三つの重点的な取り組みを柱として、納税しやすい環境づくりと収納率向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

不納欠損についての御指摘もありましたが、不納欠損については、破産などにより即時消滅したもの、さらには滞納処分の執行停止後3年経過による納税義務の消滅、地方税法上の5年の時効消滅について不納欠損として処理しているわけです。不納欠損に至るまでには督促状の発送やら、納税相談やら、さらには実態調査などの手続を経て実施しているところであります。実態調査の結果、収納できないと判断される場合には、滞納処分の執行停止をしているところであります。

また、ただ単に5年の時効完成により不納欠損とするということは、税の公平性の観点からも問題があるというふうに認識しておりますので、市税の滞納額承認、さらには差し押さえ処分を行うなど、税の債権額の確保にも努めているところであります。今後とも滞納者の皆さんの実態調査を

積極的に実施をして、税の公平性が損なわれることがないように努め、税収の確保に努めてまいりたいというふうを考えているところであります。

続いて、財政の健全化を示す財政指標についてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、財政力指数についての現状認識と指数改善のための取り組みについてでございますが、財政力指数と申しますのは、御案内のとおり地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標であります。標準的な行政活動に必要な市税などの一般財源をどれだけ自力で調達できるかをあらわすものであります。計算方法としては、普通交付税の算定基礎となる収入額を需要額で除して得た数字の3年平均値であらわしているものであります。この数値が1.0に近いほど財政力が強いと言われるわけでありまして、1.0を超えますと、普通交付税の不交付団体というふうになるわけでありまして、

寒河江市の21年度の財政力指数は御案内のとおり0.546であります。20年度の0.556に比べまして、0.01ポイント低くなったわけでありましてけれども、これは21年度の市税などの収入額が景気低迷の影響などから大きく減額となったために数字が低下したというものであります。

これは、寒河江市に限ったことではなく、全国の市町村においてもその傾向があらわれております。22年度においても、この収入額の減額が予想されますことから、数値も低下するのではないかと見込んでいるところであります。

この財政力指数を引き上げるためには、市税の収入の増額というものを図ることが第一義的に必要でありますけれども、そのためには先ほど申しあげました収納対策はもちろんでありますけれども、経済の活性化、景気浮揚対策というものをさらに一層実施していく、そして中央工業団地への企業誘致活動を積極的に推進していくなどの税源の関与の強化策を講じて、市税収入の増額に努めていく必要があるというふうを考えているところであります。

次に、経常収支比率についてお尋ねがありました。経常収支比率については、人件費や社会保障費、公債費などの経常的経費に対して市税や普通交付税などがどの程度充当されたかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標であります。平成21年度の経常収支比率は寒河江市96.8%ということでありまして。前年度に比べ2.8ポイント低下し、改善したところであります。この要因については、先ほど石山議員御指摘のとおり、収入面におきましては、景気低迷の影響などから市民税が大幅に減収になりましたけれども、普通交付税が2億4,000万円、臨時財政対策債が約2億円増加をして、収入全体として約2億円の増加がございます。

一方、歳出の経常的経費について見ますと、社会保障費や維持補修費が増加したものの、公的資金の借りかえ、さらには20年度に実施した銀行等引受債の繰り上げ償還による公債費が約1億4,000万円減少し、経常的な指数全体では約8,000万円減少したことによって、比率が2.8ポイント改善したというふうになっております。確かに、この96.8%という数字は改善はしたものの、一般的にはまだ高い比率であります。引き続きこれを引き下げていく方策を講じていかなければならないというふうを考えているところであります。

歳出面におきましては、行財政改革を引き続き積極的に推進していく、人件費や物件費などの縮減を図り、さらにはプライマリーバランスを考慮した起債借り入れ、そして先ほど申しあげましたけれども、21年度にも実施をした高利率の銀行等引受債の繰り上げ償還による公債費の削減というものを図っていかなければなりません。それ以外の経費についても、全体として最小の経費で最大の効果を上げるという基本的な考え方に基づいて、経常的経費の縮減に努めていかなければなりま

せん。

また、歳入面におきましても、先ほども申しあげましたけれども、このような景気情勢からいきますと、市税等の伸びというものは期待できない、あるいはまた逆にマイナスになるということも予想されます。そうした中で、先ほど申しあげましたけれども、企業誘致、さらには収納対策の強化というもので税収の確保にも努めていかなければなりませんし、適切な受益者負担に基づく使用料、手数料、また負担金などの収入確保にも努力していかなければならないというふうに今、考えているところであります。

次に、実質公債費比率についてのお尋ねがございました。この実質公債費比率というのは、平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度に移行したことに伴って導入された新しい指標であります。当該団体の標準的な財政規模に占める公債費などの割合を示すものであります。この実質公債費比率は、地方税や市税や普通交付税のように、毎年度経常的に収入される使途が特定されていない財源のうちから、実質的に公債費相当額、つまり普通会計の公債費、公営企業債に対する繰出金、一部事務組合の公債費に対する負担金などをあわせた実質的な公債費相当額に充当された割合を示すというものであります。3カ年の平均値であります。21年度の実質公債費比率は18.0%ということですが、20年度より1.0ポイント低下しているわけでありまして、21年度単年度では16.4%ということで、これも20年度の単年度より2.0%低下しているということでありまして。

これは、先ほど石山議員も御指摘でありましたけれども、市債の発行をこれまで抑制してきたこと、さらには公的資金の借りかえや銀行等引き受け債の繰り上げ償還によって公債費に充当した一般財源が大幅に減額となったことによるものであります。平成22年度においては、17%台になるものと見込んでいるところでありますが、この18.0%を下回るということはどういうことかと申しますと、地方債発行の許可を要しない協議団体に移行するということでありますので、財政の健全化努力の一つの結果であるというふうに認識しております。今後はより一層市民の暮らしに直結する足元のさまざまな課題にも対応することが可能になるというふうに認識しているところであります。

財政運営の要諦は、「入るを計りて出ざるを制する」ということがよく言われるわけでありまして、身の丈に合った財政運営が肝要であります。御指摘の経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標は、財政を運営していく上で大変重要な指標でありますので、今後ともその推移に十分留意をしながら、より一層健全化に向けた財政運営を着実に進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 詳しく御答弁をいただきましてありがとうございました。

収納の問題をまず最初に取り上げて、財政力指数等お伺いしましたけれども、あくまでもやっぱり自主財源の確保というのが基本になっていますので、このポイントを押さえつつ、それらの弾力的な財政運営ができるように努力をしてほしいということで、これまでも財政に対する市長初め職員の皆様方の努力や、あるいは理解、意識の高揚、そういったものが図られてきたのではないかなというふうに感謝をしているところですが、なお一層これらについても、先ほど市長が述べられました、例えば収納対策の三つの目標を含めて、ぜひお進めをいただきたい。

特に、今回の収入未済額で主なものを見ますと、市税で3億3,280万4,000円、国保税で3億1,627万9,000円、こういうふうになっています。これらの対策についてもやはり相当な努力をしていかなきゃいけないのかなというふうな感じをしています。

特に、こういう経済情勢ですので、課税する部分と収納する部分というのは同じ人なんですけど、立場が変わると相当反応も変わってくるということがありますので、ぜひお願いしたいと思います。そんな中でも、特に現年度分の対策というものも相当力こぶを入れていきませんと、性格的にはすぐ滞線分にかわってくるわけですので、そういう方策というのもひとつ大事なかなというふうに思っています。特にあと大きいのは法人税の減額は相当大きいわけで、寒河江市一団体だけで取り組めるものではないと思いますけれども、困ったものだなというふうに思っていますが、より安定した国政運営ができるように望んでいきたいなというふうに思っています。

寒河江市の分析を見ますと、市民税と固定資産税を見た場合に、固定資産税というのはやっぱり持ち続けるための財産を保有するための会費的な要素があります。ただ、市民税の部分については、働いて収益を上げた部分に対する課税ですので、元気なまちづくりのためには固定資産税よりも市民税と、個人市民税と法人市民税等の収益の増大を図るということが大変大きなものだと思いますので、これらに関連しても、工業団地の企業誘致や、あるいは雇用創出等、市長が努力されています対策等についてもこれまで以上に進めていただきたい。これが財政力指数、経常収支比率、あるいはそういった数値についても直にもろに影響してくると思いますので、その辺を、今御答弁いただいた内容を市民に十分に理解を求めつつお進めいただきたいなというふうに思っています。

一般会計を主にして質問させていただいておりますけれども、特にリーマン・ショックから今年で2年になります。出口の見えない低迷した経済状況が続いていますし、さらに今日本において円相場が対ドル、対ユーロで急伸したことを受けて、日経平均株価が大きく値を下げて動いています。先ほど申しあげたように、法人税、法人市民税についての影響もこれから出てくるのかなというふうに思います。

株価下落の直接の原因がアメリカとかヨーロッパ経済の減速懸念が高まるなど、日本が主な原因ではないというふうに言われていますけれども、株価下落と円高というのは、国内経済の牽引役である輸出企業の採算悪化を招いておりまして、企業業績の悪化は雇用不安にもつながり、株価の下落は企業や消費者の心理を冷え込ませ、家計にも大きな影響があり中小企業を中心とした地域経済を圧迫する極めて深刻な状況と認識しているというのは先ほど申しあげたとおりです。

また、総務省が8月に発表した労働力調査によりますと、7月の完全失業率が5.2%で、5カ月

連続で5%を超える高どまりになっていると。それから、県内のアンケート調査で、失業して1年以上の人が昨年の2倍超だとの結果が出ていますし、新卒者の就職率も低迷をして、「超氷河期時代」というまで言われています。さらに、7月の全国消費者物価指数は価格変動の大きい生鮮食料品を除く総合指数が前年同月比1.1%下落し、17カ月連続のマイナスとなっていることが報道されていました。

ことしの生産者米価も1万円を割り込みそうな情勢で、厚生労働省が今日1日、所得再配分調査を発表しましたが、所得の格差を示す「ジニ係数」というのがあるんだそうですけれども、これは世帯の所得額と世帯数を用いて所得が完全に平等な状況と比べてどのくらい偏っているかを算出したもので、全世帯の所得が完全に平等ならばゼロ、1世帯が全体の所得を独占して、ほかの世帯の所得がないとした場合に1となる計算で、格差が大きいほど1に近づくんだというような数値だそうです。これも0.5138と過去最大になったというふうに報道されていました。

このように、厳しい経済状況の中でありますけれども、本市だけがこの状況を避けて通ることはできないということは、さきにも申し述べました。どんな厳しい状況にあっても、市政の停滞は許されないという厳しいものであるということも、またこれも言うまでもないことです。

そんなことを踏まえて、市長は、第5次振興計画の中間見直しを進め、積極的な寒河江の未来づくりに取り組まれると思いますけれども、当面、平成21年度の決算状況を十分精査するとともに、現年度の種々の状況も踏まえ、これから23年度予算編成に取り組まれることと思います。

そこで、平成23年度予算に当たる基本的な考えがあればお伺いし、第2問とさせていただきます。
高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

佐藤洋樹市長 石山議員から23年度の予算編成についての基本的な考え方という御質問をいただきました。現実的にはこれからということになるかと思いますが、まず予算編成に当たっての財政見通しというものをどういうふうにとらえているかということになりますと、先ほど来、話がございましたように、大変景気状況が低迷しているということで、歳入面でもなかなか税収というものが見通しが立たないわけでありまして。

一方、交付税については、21年、22年という形で増額の交付税があったわけでありましてけれども、国の概算要求の状況を見ますと、昨年同額ということでありまして。国の動向がどう変わっていくかこれからその見通しを見きわめた上で行かなければならないということで、不確定でありますので、なかなか歳入面での希望というは厳しいんではないかというふうに思います。

一方、歳出面においても、公債費は暫減している状況にありますけれども、一方社会保障費等は増嵩していくということで、歳入歳出両面から見ても財政見通しとしては23年度においてもさらにやはり厳しい状況が続くのではないかというふうに思いますし、先ほど来、話がありますさまざまな財政指標のより一層の改善というものに努めていかなければならないという状況の中で、23年度の予算編成にこれから取り組んでいかなければならないということでありまして。

具体的にどういう施策を打ち出していくかということになるわけでありましてけれども、石山議員からもありましたけれども、今検討を進めております第5次振興計画の見直し、その計画の内容に沿った施策展開というものを進めていくというのがあるかと思っております。ハード・ソフト両面にわたって、できるものから順次取り組んでいくという姿勢があるわけでありまして。

一方、やっぱり経済状況は大変厳しいわけでありまして、景気雇用対策というものも進めていかなければなりませんし、少子化問題、それから高齢者の福祉の充実という面でも、やはり充実した施策を展開していきたいというふうに思います。さらには、元気な寒河江をつくっていくためのさまざまな事業展開、ことしも実施しておりますけれども、さらにそれを継続、充実していかなければならないというふうに思います。

振興計画の中でも考え方を申しあげましたけれども、そうした中において、市民が主体的にまちづくりを進めていけるような、そういう活動というものを助長するような市としての支援というものをやはり充実をしていきたいというふうに思っているところであります。実際はこれから予算編成にかかるわけでありまして、これ以上具体的な内容というものは控えたいと思っておりますけれども、いずれにしても、財政の健全化というものを一つの柱としてさまざまな市民生活の充実発展のために財政出動というものを考えながら、充実した予算編成に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 どうもありがとうございました。

歳入の分につきましては、やっぱり寒河江市といっても、世界経済の動きに吸収されているということで、なかなか単独では難しいということがありますが、先ほど第2問でも申しあげましたように、現実的に現年度の収入未済額が市民税、国保税合わせて約6億5,000万円あります。これらについては大変大きな財源ですので、これらについての新たな取り組みと申しますか、力こぶを入れる取り組み等を考えられればいいのかと思います。もし、考え方があればお示しをいただきたいと思います。

特にあと気になったのは、使用料負担金、特に保育料等について収入未済額が出てきているというのが特徴的な現象だと思います。これらについても大きな対策のもとになるのかなというふうに思っています。

国においても23年度の概算要求等が示されていましたが、一律10%マイナスシーリングというような、一律シーリングという部分でいきますと、先ほど市長からも話が出ました社会保障費等については増額していくんだと、努力する場面があってもマイナスシーリング、あるいは実施しなきゃいけない部分についてもマイナスシーリング、それでいいのかというような考え方がありましたので、基本的な考え方としてそういう数字的なものも触れられるのかなということで御質問をさせていただいたところでした。

23年度予算を組むに当たっては、実施計画を組まれて、それもまたお示しいただくことになるのかと思いますけれども、中でも財政計画については実施計画と同様に3カ年のローリングで示されるわけですけれども、特に指標等を先ほどお伺いした最大の目的の一つに、これも長いスパン、例えば5年とか、それらのスパンでできるだけ先行きを見通した財政計画等をお示しいただくことができないのかなという気持ちがありました。これらについてのお考えがあればと思います。

市民主体のまちづくりということで、行政支援をしていこうという市長の御答弁でございましたけれども、今からの行政運営は市民とともにというのが当然でありまして、これまでも私どもの方でも何回か御質問の中で触れさせていただきましたけれども、キーワードとしては「協働と支援」ということが大きな柱に、考え方の基礎になるのかなと理解をしています。そんなことを含めて、先ほど申しあげた貴重な財源の新たな取り組み等を考えられるのかどうか、それから実施計画等で示される財政計画について、それ以外にちょっと長いスパンの財政計画等をお示しいただくことができるのかどうか、それら二つを第3問として御質問をし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 2点ということでお答えを申し上げたいと思いますが、収入未済額、特に保育料等の未済額等について対策を講じるべきではないかということでもあります。先ほど来申し上げましたとおり、収入面を確保していくということは大変重要な、財政運営上も必要でありますし、我々としては税の公平性という観点からもそういうことについては、やはりこれまでもさまざまな努力をしてきたわけでありまして、なかなか実態としてその解決の道筋が見えてこないということでもあります。いろいろな他の自治体の例、あるいは県の対応などもありますので、そこら辺は十分研究をして、さらにそういう未済額のできるだけ解消に向けた取り組みというものを進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、財政計画についてのより長期スパンでの見通しを示せないのかということでもありますけれども、御案内のとおり、来年の予算に向けての財政見通しですら現時点ではっきり申しあげられないというのが実態でありますので、きちっとした計画というものをつくるということになれば、その計画の数字なり、姿勢というものを貫いていかなければならないということになるわけでありまして、ただ国の状況、県の状況、あるいは社会状況の変化というものに、例えば5年なりというものが、そういう計画の内容が耐えられるかどうかということになると非常に我々としてはまだ確信が持てないというところがあります。ただ、ある一定の条件のもとにこういう条件であれば、見通しは立てられておりますし、これまでもいろいろな内部の試算というものをしているわけでありまして、そういう限定的なある一定の条件に基づいた指標、見通しということであれば、お示しをできると思いますので、そこら辺は我々としても議員の皆さん、あるいは市民の皆さんにお示しをしていくのもやっぱり責任があろうかというふうに思いますので、それは研究した上でまた議員の皆さんと御相談をさせていただいていきたいというふうに思っているところであります。

那須 稔議員の質問

高橋勝文議長 通告番号9番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号9番、福祉行政についてお伺いします。特に介護などへの取り組みについて質問をさせていただきます。

我が国は今、どこの国も経験したことのない超少子高齢社会へと突き進んでいます。人口に占める65歳以上の割合は、全国平均で22%を超え、15年後の2025年には高齢化率のピークを迎え、全国平均で30%に達すると予測されています。

本市においても、団塊の世代が定年退職を迎えるなど、高齢者層のますますの増加に伴い、2010年4月現在での高齢化率が26.1%となり、4人に1人が高齢者となる高齢社会を迎えています。

平成12年4月にスタートした社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしての介護保険制度が昨年で10年目の節目を迎えました。今後、超少子高齢社会を迎える中で、老後の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのか課題が山積みしていると思います。

本市においては、平成21年度から第4期介護保険事業計画がスタートしました。計画では生涯を通じた健康づくりや、介護予防を積極的に推進し、高齢者の地域における生きがいづくり、社会参加に加えて支援を図ることを目的に今後の高齢者介護の基本的な方向が示されました。しかしながら、高齢化率は毎年上昇しており、本市においても平成15年の23.8%から見て、2.3ポイントも上昇しています。

公明党では昨年11月に全国で介護総点検運動を実施しました。本市においても、市内介護施設、要介護者、家族、介護事業者、介護従事者の方々などから聞き取り調査を行いました。その結果、さまざまな課題が浮き彫りになってまいりました。それらの介護総点検の結果を踏まえながら、以下の質問をさせていただきます。

初めに、介護施設の整備についてお伺いします。

本市の第4期介護保険事業計画策定に当たって実施した在宅の要支援・要介護認定者の調査では、今後希望する介護を受けたい場所の設問では、「介護サービスを利用して自宅で暮らしたい」が40.1%。「家族の介護を受けながら自宅で暮らす」が25.8%であり、「特別養護老人ホームなどの介護施設で介護を受けたい」とする人が12.5%という数値を示しています。総点検の調査の結果からは、自宅が43.3%、入所系の介護施設が48.1%との結果が出ております。市で行ったアンケートからは低い数字が示されていましたが、しかしながらこの介護施設の需要は今後の高齢化の進展を考えればますますふえることが予想されます。

そこで、お伺いします。

一つ目は、介護保険事業計画の中で、特別養護老人ホームなど、介護老人福祉施設の整備について一定の方針が明らかにされましたが、整備方針の具体的な取り組みについて改めてお伺いします。また、これらの整備によって、施設入所待機者はどの程度解消されるとお考えなのか、現状を含め

お伺いいたします。

二つには、特別養護老人ホームの居室形態については、これまで入所者へのプライバシーに配慮したユニット型個室へと転換が図られてきていると思います。しかしながら、利用者の中には、利用料の負担が少ない多床室の要望の声が聞かれます。これらについては、利用料の負担の観点から、介護施設の整備の上で今後、配慮すべき点であると思いますが、このことについての見解と取り組みをお伺いします。

次に、介護認定と介護サービス提供までの事務処理などの簡素化についてお伺いします。

総点検の結果から、介護認定のあり方について、利用者や事業者から寄せられた意見で多かったのは、「認定審査に時間がかかる」が6割を超え、「認定結果が低い」、「認定審査員や訪問調査員の負担が大きい」が続いております。現在、介護保険サービスを利用するためには、市に要介護・要支援の申請をし、認定を受けた後、要介護と認定された方については、ケアマネジャーの事業所と契約をし、介護サービスを決定するための担当者会議を経て、ケアプランを作成され、そのプランに基づき介護サービスを提供する事業者とさらに契約する必要があります。利用者からは、介護保険手続などの煩雑な事務処理について、「法で定められた手続とはいえ、もっと簡素化できないのか」との意見がありました。

そこで、お伺いします。

一つには、介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを利用したい方が困っている現状があります。申請から30日以内という決まりがありますが、本市においては調査、認定までにどのくらい時間がかかっているのか。また、その時間短縮のためにどのような手だてを講じているのかお伺いします。

二つ目には、法の精神から言うと、申請の時点からサービスを受けられることになっていますが、介護保険申請者で認定前に介護サービスを受けている状況はどうなっているのか。また、市としてケアマネジャーによる聞き取り調査による仮認定、その後の認定ができるまでのサービスの提供についてどのように考えているのかお伺いします。

三つ目には、介護サービスまでの事務が煩雑で、時間がかかり過ぎるという指摘があります。事務を簡素化してスピーディーにし、早目に使える制度に改善すべきであると思いますが、実態と改善に向けた取り組みについてお考えをお伺いします。

次に、小規模多機能型居宅介護施設についてお伺いします。

総点検の結果から、今後充実していきたいサービスでは、小規模多機能型居宅介護が4割を超え、地域密着型サービスに力を入れていきたいと答えた自治体が多くありました。特に小規模多機能型居宅介護施設は、地域における介護関係の一つの拠点として、デイサービスを中心に要介護者の状態や希望に応じて訪問介護やショートステイを組み合わせ提供するサービスです。身近な地域の中でさまざまなサービスを受けることができます。本市においては現在、市内に平成19年6月に開設した一施設があります。

そこで、お伺いします。

高齢者の方が地域で暮らせる環境を拡大するために、身近な地域の中でさまざまな介護サービスを受けることができる小規模多機能型居宅介護の設置促進が望まれています。そして今、地域密着型サービスを充実させ、365日24時間の在宅サービスが求められております。そのための拠点整備

として、小規模多機能型居宅介護施設の整備が急務だと考えますが、それらの施設の現状と課題、そして今後の取り組みについて考えをお伺いします。

次に、居宅介護の環境整備についてお伺いします。

本市の第4期介護保険事業計画策定に当たって実施した在宅要支援・要介護者認定者の調査では、今後希望する介護を受けたい場所として、「自宅で介護を希望する」が65%を占めています。さらに、公明党の調査の結果からは、自宅で介護を受けている人のうち、困っていることは、「介護する家族の身体的・精神的・経済的等の負担が大きい」が35.8%を占め、最も多く、また「本人や家族のぐあいが悪くなったときに一時入所できる施設がない」など18.8%を占めています。

そこで、お伺いします。

一つには、在宅介護を行う上で、家族介護の身体的・精神的負担の軽減を考えた場合、一時的に入所できるショートステイの確保が必要とされます。特別養護老人ホームなどにおけるショートステイ床数の確保についての考えをお伺いします。

二つには、要介護者でも生活できるシルバーハウジング等の高齢者向け公営住宅の拡大が求められています。ことしの2月、公明党では県内の公営住宅総点検を行いました。本市の市営住宅においても課題が浮き彫りになりました。本市の市営住宅における高齢者へ配慮した取り組みとして、現在の公営住宅等整備基準では該当しない、それ以前に建てられた市営住宅へのエレベーターなどの設置とあわせてバリアフリー住宅の整備について、現状と今後の取り組みについてお考えをお伺いします。

次に、レスパイトケア事業の充実についてお伺いします。

今回の介護総点検では、高齢者が介護を受けている場所は7割強が自宅でありました。潜在的には、病院や介護施設よりも住みなれた我が家で介護を受け続けたいと願っている高齢者が多くいます。しかしながら、さまざまな事情による施設に入る高齢者の実態や、介護する家族が精神的に限界に達してしまい、高齢者への暴力や介護放棄などがふえている現状があります。しかも、介護うつや老老介護も深刻です。家族介護の休暇・休息を提供するレスパイト事業の拡大などの家族にリフレッシュをしてもらうための事業を充実させることが望まれています。本市の家族介護交流激励支援事業などを踏まえ、レスパイトケア事業の拡大に向けてのお考えをお伺いします。

次に、ポイント制度による介護支援ボランティア活動についてお伺いします。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量によって介護支援ボランティア活動を推進するための事業を行うことが、平成19年5月から可能となりました。これは、東京都稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を、介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能になったものです。

具体的には、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、市では介護保険の未納や滞納がないことを確認後、ポイントに応じた金額が指定された金融機関の口座に振り込まれるという流れです。なお、1ポイントは100円、年間5,000円が上限、ポイントは介護保険料や介護サービス利用に充てられることが、実質的な介護保険料負担軽減にもつながります。それだけだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることもつながるなど、いわゆる介護予防にも役立つという「一石三鳥」になると言われ、大きな成果も上がっております。

本市においても、高齢者の方がボランティア活動への参加意欲が高いのではないかと考えます。一方で、そのきっかけがない、参加の仕方がわからないという声が聞かれます。そのような方にボランティア活動を促すことができるのではないかと思います。さらに、受け入れ事業所にとっては、人件費の負担軽減にもつながります。そのようなことから、この制度の導入のメリットは大きいと考えます。

そこで、お伺いします。

一つには、他市での取り組みについて、どのような状況なのかをお伺いします。

二つには、本市でもポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入を図るべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、小規模社会福祉施設の安全対策についてお伺いします。

平成18年1月に長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで、深夜の火災により入所者7名が亡くなるという惨事が発生しました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設で防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。防火管理者の選任義務については、改正前の収容人員が30人から、改正後は収容人員が10人以上の入所施設が対象になりました。また、消防用施設等の設置義務については、グループホームなどの対象施設について、自動火災報知設備や火災通報装置などについて、改正により延べ面積に関係なくすべての施設が設置義務対象になりました。また、スプリンクラー施設については、改正前は延べ面積が1,000平米以上が設置義務でありましたが、改正後は約4分の1の275平米以上から設置義務となったものです。この設置義務については、既存施設については経過措置があり、平成24年3月31日までとなっています。この改正は、入所している方々の安全を確保することが目的であります。事業者にとっては、財政的負担が大きく設置が進まないことが懸念されておりました。そんな中で、介護施設については、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、スプリンクラーなどの整備に対し経費が助成されます。

そこで、お伺いします。

一つには、消防法施行令の一部改正によるグループホームや小規模多機能型居宅施設が防火管理者を選任、自動火災報知器設置、火災通報装置や施設の実態に応じたスプリンクラーなどの消防用設備等を設置することが義務づけられました。本市で該当するそれらの施設において、現状はどうなっているのか、これまでの取り組みについてお伺いします。

二つには、まだスプリンクラーなどの消防用設備等が設置されていない事業者がある場合、設置を促す取り組みを図るべきと考えますが、どのように取り組まれているのかお伺いします。

以上で第1問目といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員から福祉行政、特に介護関係について御質問いただきました。順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、介護老人福祉施設等の整備についての御質問でありますけれども、具体的な取り組みとしては、第4期の計画の介護老人福祉施設の増床計画にのっとり、今年度は平成23年度オープンに向けて特別養護老人ホーム長生園20名分と、認知症対応型共同生活介護グループホームあしたば9名分の増床施設整備がそれぞれ進んでいるところであります。

また、23年度には特別養護老人ホームしらいわで30床の整備が計画されて、24年4月オープンを予定しているところであります。合計59床がふえる見込みとなっております。

施設の入所の待機者の数ということについては、ことし7月末現在、要介護度4、5と認定され、かつ訪問介護や通所介護、短期入所サービス等を利用しながら在宅で待っておられる方々は71名となっております。この増床計画が完了いたしますと、大幅に待機者が解消されるというふうに見込んでいるところであります。

次に、特別養護老人ホームにおける多床室の整備についての御質問でありましたが、現在寒河江市にある特別養護老人ホームは、多床室が40室、個室が70室となっております。合計210名の定員となっております。現在の今期計画中、21年度から23年度までに増床予定の50床については、すべて厚生労働省が推奨しております個室整備というふうになっております。なお、それぞれ居室の種類については、事業者の経営方針によるものが大きいというふうに考えておりますが、市としては、利用者負担軽減の観点から、多床室等の整備について次期の介護保険事業計画、平成24年度からの次期の計画策定にあわせて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、介護認定の状況についての御質問がありました。介護保険申請から認定までの期間ということですが、現在介護保険の新規申請件数は、月平均50件であります。年々増加の傾向にあるというふうになっております。規定では、おおむね申請から30日以内で認定をするということになっているわけですが、御案内のとおり、介護認定審査会は西村山郡の合議体で構成されている関係で、寒河江市分の審査会回数について制限もあって、新規申請者のうち約2割の方が30日を超えての認定となる状況も生じているのが現状であります。

期間短縮の取り組みにつきましては、1回の審査件数をふやしていったり、さらには他の自治体分の案件が少ない場合に、寒河江市分の審査案件を取り上げて判定していただくなどの手だてを講じて短縮に努めているところであります。

次に、認定前の介護サービスの状況についてでありますけれども、新規申請者のうち約3割の方が認定前に居宅介護サービス計画作成の依頼を市の方に届け出をして、ケアマネジャーを選定して相談をしておりますので、何らかのサービス提供が図られているというふうに思っております。また、介護保険申請受付の際にも暫定でのサービスが必要と思われる方にも速やかなサービス提供に結びつくよう配慮しているところであります。なお、認定前の利用の際には、そのリスクや制度の説明を十分に行い、利用者が納得をしていただいた場合に、暫定ケアプランのもとでのサービスを提供しているところであります。

次に、介護保険サービスまでの事務の簡素化について御質問がありました。平成16年の厚生労働省通知に基づいて、寒河江市においては、認定の有効期間を延長するなどの措置を講じておりました。認定審査に係る事務経費の削減等、工夫をしているところであります。しかし、有効期間延長については、御案内のとおり、各保険者間でも取り決めがまちまちであります。そのため、要介護認定事務の簡素化等についての要望を県市長会として採択をして、去る8月下旬に国・県に対して要望書を提出しているところであります。

次に、小規模多機能型居宅介護施設の現状と今後の取り組みについて御質問がございましたが、小規模多機能型居宅介護施設は、先ほど那須議員の御指摘もありましたが、介護が必要になった高齢者の方が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、デイサービスを中心としてホームヘルプ、ショートステイの三つの形態のサービスが一体となってサービス提供していくものであります。市内には、ケアセンターとこしえ陵南が平成19年6月に開設をして、利用者数は現在、25名となっております。身近な地域の中で顔なじみの介護職員からさまざまなサービスを受け、在宅での生活が継続できる、こうした事業所の設置が望まれているところであります。平成23年度までの現在の事業計画期間中に、さらに1カ所の整備を計画しておりますので、今年度中に公募を進めたいというふうに考えているところであります。

次に、ショートステイのベッド数の確保について御質問がありました。現在、特別養護老人ホーム3カ所に42床、それから小規模多機能型居宅介護施設に8床、計50床、ショートステイのベッドがあるわけですが、今年度は特別養護老人ホーム長生園で4床増床される予定であります。23年度は特別養護老人ホームしらいわで10床増床が計画されておりますので、合わせて64床になるというふうな予定であります。

さらに、介護老人保健施設寒河江やすらぎの里

の空き室利用などもあわせて、一時的な入所希望に対応できるよう協力要請をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、市営住宅へのエレベーター設置についての御質問がありました。現在、寒河江市における市営住宅5団地198戸であります。入所者数は487人で、うち65歳以上の高齢者が38世帯44人、全体の9%となっております。中層型のひがし団地及び高田団地については、国の基準によりますと、エレベーターの設置については義務づけがなっておりませんが、仮にこの両団地にエレベーターを設置するということにいたしますと、それぞれの階段に設置する必要があるというふうになるわけです。ひがし団地は12基、高田団地は7基、合計19基が必要というふうになるわけでありまして、多額の設置費もかかるということになりますから、今後どういうふうにしていくか、これから研究していかなければならないというふうに考えているところであります。これまで高齢者の皆さんや障害者の皆さんの入所者への対応といたしましては、1階に空き部屋ができた場合に入所者の方の希望によって優先して住みかえできるよう配慮をしてきたところであります。今後ともその方向でまずは対応していくというふうに考えているところであります。

また、バリアフリー住宅の整備については、現在高田団地にバリアフリーに対応した居室がございますが、今後の整備につきましては、1階に空き室ができた段階でバリアフリー化を行うなど、さらに整備をし、安心して快適に暮らせる住環境の整備に一層努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、寒河江市における家族介護者のためのレスパイトケア的なりフレッシュ事業としては、御案内のとおり、毎年家族介護者交流激励支援事業を開催しているわけです。市内温泉旅館を会場にして、日ごろの介護の疲れをいやしていただくとともに、介護者相互の交流と語りによっ

て、心身のリフレッシュ、元気回復を図っていただいているわけではありますが、今年度からこの事業に参加できなかった方にも支援していくために、温泉旅館で利用できる昼食付き入浴券を交付をしていきたいというふうに考えて、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、ポイント制度による介護支援ボランティア活動のほかの自治体での取り組みということですが、県内では唯一天童市において、20年の10月から実施していると伺っております。65歳以上のボランティア団体、個人や受け入れ事業所が市に登録をして、1時間1ポイント100円で年間5,000円を上限に交付金を支給しているようであります。現在、35名の方が登録をしているということであります。

寒河江市の介護支援ボランティア活動については、御案内のとおり、長生園が昭和56年に開設されて以来、施設ボランティアとして多くの市民の皆さん、それから団体の皆さんが活動され、運営に貢献されておられます。現在、市内特養3カ所、老健施設1カ所に46団体、個人が洗濯物の畳み方や施設内外での清掃、入所者の慰問などのボランティア活動が行われているわけであります。受け入れ側の施設からは大変評価されているところであります。

この天童市で実施しておりますポイント制度によるボランティア活動の導入はどうかという御質問でありましたけれども、寒河江市におきますこうした善意でボランティアを行っている方の意思というものを十分尊重することも大切でありますし、また一方で、今後の社会を取り巻く状況を展望いたしますと、さらに多くのボランティアの方の支えというものが需要とされるというふうに認識しております。そうした意味から、今後団塊の世代がふえてまいりますので、ボランティアをしていただく方をふやす手だてとして、こうした制度についても大いに調査研究していく必要があるというふうに認識しているところであります。

最後に、小規模社会福祉施設の消防用設備の現状と取り組みについてお答えを申し上げたいと思います。

本市の認知症対応型グループホーム3施設のうち、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報設備の設置については、3施設のうち寒河江やすらぎの里には既に設置しておりますが、残り2施設は未整備というふうになっております。しかしながら、この未整備施設については、来年3月までに整備をする予定になっているところであります。また、小規模多機能居宅介護施設、1施設でありますけれども、法令上スプリンクラーの設置義務はないわけではありますが、利用者の安全確保を図るために市としても事業者へ設置を働きかけてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後13時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。那須議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入らせていただきます。

先ほど、多岐にわたる質問に対しまして、市長の方からは丁寧に御答弁いただきまして大変にありがとうございます。

まず一つは、介護施設の整備でありますけれども、市長の方では、現時点では解消しているというような御答弁がありました。

それから、個室から多床型へということについては、次の計画の中に検討したいというような答弁もございました。これは、個室と多床型というのは、介護保険の利用ができない、要するに自己負担がある金額でありますから、当然これは個室の方へ入る方は高いと、多床室の方は安いと、ですから入る方は、介護保険からは利用ができませんので、自己負担ということで、やっぱり非常に入る方にとってはお金がかかるということで、いろいろな声が聞かれておりました。それで、今回こういう形で第5期になるわけでありましてけれども、介護保険事業計画、当然4期の際にはアンケート調査をされて、こういうふうな計画を立てられておられます。3期を見ますと、アンケート調査をされないまま計画を立てたというような経過がありますけれども、今24年までのこのプランが進んでおりますので、当然3年間という短い期間でありますから、もう今22年、来年が23年です。ですから、ちょうど中間年といいますが、もう既に中間年をも過ぎていた時期でありますから、1年半なりの今までのこの計画に対しての達成度といいますが、そういうものをきちっと検証した上で、この第5期計画の方に進んでいく必要があるのではないかなと私は思っておりますので、その辺もう既にこの第4期プラン、このプランに対して検証をされているのかどうかその辺お聞きをしたいと思えます。

それと、今回第5期になりますけれども、この24年からの5期計画に対して、どういうふうなスタンスで取り組んでいくのか、これは私たち党でも介護事業者、あるいは介護施設、それに介護家族、介護者の方々からいろいろな声を聞かせてもらいました。ですから、こういう形で前回の第4期の計画ですと、1,100名ほどアンケート調査をされておられますけれども、その対象が65歳以上で、要介護・要支援が半分、あとの半分が一般、要するに御老人の方、高齢者ということなんです。第5期計画をつくる意味では、やっぱり広く事業者等と施設等といろいろな会合を、関係の方々からの声を聞いた上で、きちっと5期計画を策定していく必要があるのではないかと、私はこのように考えますので、その辺どういうふうに考えているのかお聞かせを願いたいと思えます。

それと、介護計画はたしか第2期が5年計画を立てて、当然3年3年ということで、国の決まりで立てているわけなんですけれども、介護保険が定着をしたといいますが、10年たっています。ですから、そろそろ3年というよりももうちょっと長期の中でこの介護計画を見ていく必要があるのではないかなと私は思っております。ですから、3年といいますが、非常に行き当たりばったりの計画になる可能性が強いということで、もうちょっと広げた、要するにプランの年限を広げた上で取り組む必要があるのではないかと、私はこのように考えておりますので、その辺どういうふうに考えておられるのかまずはお聞きをしたいと思えます。

それと、先ほどのことでもありますけれども、介護者の認定、これにつきましては、30日以上超えている方々が2割程度いらっしやると、そしてまた、認定前でも使っている方々が3割おられると

というような答弁がございました。これは今のこの介護の実態を見ますと、先ほど申しあげたんですが、非常に事務が煩雑と申しますか、いろいろな合議体をしながら検討されて介護度を決定するとなっているんですが、介護される方から申すとやっぱり1日も早く使いたいという気持ちがあることはいろいろな調査から出ておりますし、私も聞いております。それで、当然これから高齢化も進展する中で、当然申請する方もふえてくるということで、今時点で2割ですから、これからもっともって30日以上に出ていく可能性、30日からこの枠を外れる方々が出てくるのではないかと、このように思いますので、その辺先ほどの答弁ですと、審査会の開催をふやすとか、そういうふうなことで手当てをしているような話がありましたけれども、見方的には、やっぱり訪問調査員の増員とか、そういうものを含めながら全体的に時間を短縮するための手当てをしていく必要があるのではないかなと。当然、これは国の決まりですから、こうしなければならない、あしかなければならないと、法律によってやっているわけですから、非常に難しい点もあることは事実なんですけど、その辺の実態を調査をしていく必要があるのではないかなと。そしてまた、介護サービスまでの認定が終わって、当然介護審査委員会で判定が出まして、その後市の方で認定をするわけなんですけど、要介護と認定がされた方々は当然今度はケアマネジャーが所属する事業所と契約をしていく。ケアマネジャーが所属する事業所の方では、今度は個々の方々に対して関係者を集めて会議を開きます。その会議を開いてケアプランを決定するのですが、その際にも非常に何回となく契約をしたり、会合を開いたり、いろいろな事務的な煩雑の中で最終的にサービスが受けられるということで、非常にサービスを受けられる方から申すと、「認定出たのに、なかなか早く使えないよ」というような声もありますので、その辺についても、事業者としての実態、ですから要するにプラン策定の会議の日程、これを若干早めれば、当然全体的なサービスの提供も早まると思いますので、その辺の事業者としての努力することもありますので、その辺に対して実態調査をされているのかどうか、今後どういうふう考えているのか、その辺お聞きをしたいと思います。

先ほど市長の方からは、国に対してこの制度の簡素化に向けてということで、市長会として取り決めをして国に要望しているということがありました。ぜひともこれが実現するように市長からも再度、働きかけをお願いしたいと思っております。

それから、先ほどの小規模多機能のことでありますけれども、小規模多機能は寒河江市内には1カ所あります。私も実際現場に行ってみてまいりました。先ほどあった25名という方で、デイサービス、あるいはショートステイを使いながら生活をされていると申しますか、その中で、これから365日24時間を介護をしていくためには、ぜひとも必要な施設だなということを感じてまいりました。ですからやっぱり、寒河江市内で1カ所というのは非常に少ないので、これからふやしていく方向、市長も先ほど答弁されておりましたけれども、私も同感で、これは必要な部分ではないかなと、このように思っておりますし、ただこれを見ますと、今の介護多機能居宅施設につきましては、若干の規制緩和と申しますか、なっているんですけれども、人数的に25名ということで制限があると、いろいろなことに制限があるためにそれ以上なかなか取り込めない。またショートステイなども当然上限がありますから、それ以上取り込めないということで、それだけの数で決まってしまうということがありますので、その辺はやっぱりぜひともこの居宅施設をふやすということが大きな市民にとってはメリットにつながっていくのではないかなということ、私も施設を見ながら感じてきたところであります。

ですから、これについてはなかなかそういう施設が市内にあるという、私もいろいろな情報を得ているんですけども、市民サイドの方々にはそういうふうな情報がどういうふうに流れているのか、そして市にはいろいろな施設があるのですけれども、自分が介護になった場合に、どこに、どういうふうな施設にどう入っていけばいいのかという、要するに利用者の立場に立った説明、これがなかなかできていないのではないかと。ここにパンフレットがありますけれども、これは介護の仕組みというパンフレット、市の方で出しているやさしい介護保険、これにはいろいろな施設が書かれているのですが、具体的にどうなのかということで、やっぱり市民にわかりやすい形で周知をするということなども必要ではないかなと、私はこのように思っておりますので、その辺についての考え方などもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、在宅介護の環境整備であります、ショートステイにつきましては、市長の方から第4期でそれぞれふえる数の床数が答弁ありました。ショートステイについては、前の国の決まりですと、全体の例えばベッド数の約2割というようなことであったと。ところが、現在はこの制限がなくなっているということをお聞きすると、なぜかといいますと、これは経営状態、要するに経営者からしますと、ショートステイをふやすということは、経営に対してデメリットが出ると、要するに入所する方が多い場合ですと、当然これは経営が安定していくのですが、ショートステイを多くとることによって、非常にデメリットになるということから、このショートステイの床数をどうしても確保しないといいますが、少な目に確保するというような傾向があるということをお聞きします。ですから、私もある寒河江市内の特老に行ってみまして、聞いてまいったところ、やっぱり今、全体的にはこの特老の20%がショートステイなんだと、今16床あるという中で、既に満床なんだと、ですから、緊急に対応するのがなかなか難しいという話がございました。ですから、そのショートステイをふやすことによって、緊急対応に対しても対応するようなことが常に可能になってくるのではないかと、私はこのように思っておりますので、当然ショートステイの利用数も平成15年から見ますと、平成21年を見ますと、平成15年には1日111名、日数にして1,111日だったんですが、21年には1カ月165人、1,697人に伸びております。ですから、これからどんどん高齢化率が高まってまいりますと、ショートステイの利用率がどんどんと上がってくるのではないかなと、このように思いますので、その辺について今のところは要するにこういう形で床数を確保しておりますけれども、これからは第5期計画などについて、どういうふうにショートステイの確保について考えているのかどうかをお聞きをしたいと思います。

ただ、やっぱりこれは民間業者ですから、どうしても、指導、認可権限といいますか、これはたしか県にありますので、県との打ち合わせなり、あるいは市としてのいろいろな要望なり、適時業者に対しての問題提起をしていただいて、理解をしていくということが大事な点になってくるかと思っておりますので、その辺もあわせて進めていくべき方向ではないかなと私は思っております。

それと、レスパイトケア事業につきまして先ほどもありました。市の方では、家族介護交流激励支援事業、これの拡大ということで、先ほど話がありましたけれども、最初にも申しあげましたが、家族介護の実態というものをどういうふうに市がとらえているのかなということを私は常に疑問を持っているのですけれども、例えば地域総括支援センターなり、あるいは在宅介護支援センターがあります。そこには相談支援ということで当然、家族の方々が相談できる相談支援窓口があります。ですから、その窓口に対して相談する実態をどういうふうにとらえているか、どういうふう

な意見があるのか、このところを踏まえながら、この辺の事業を展開していく必要性があるんじゃないかと。今、家族介護の中で言われているのが、24時間対応の電話相談というのが全国的にもやっている自治体もありますけれども、その辺の取り組みを、相談件数が自治体の方ではやっぱり夜間とか休日の相談件数が非常に平日よりも多いということが出ております。ですから、そういう意味では、逆に平日よりも夜間とか、あるいは休日の相談ということについても介護支援センターなり、あるいは在宅介護支援センターの方で取り組んでいく必要性があるのかどうか、既に取り組んでいるのであればいいんですが、その辺の必要性についてお聞きをしたいと思います。

それと、介護ボランティアのポイント制度でありますけれども、これについても先ほど市長から答弁がありました。私も天童に行きまして、担当者の方とお話をさせてもらったんですが、天童の方での人数が35人というぐあいに、非常に少ないなとも思っておったのですが、最初の取りかかりは4人だったそうです。先ほど市長からは、46団体それぞれ施設の方でボランティアで頑張ってるって、これも非常にすごいんですが、この介護支援ボランティア制度はほとんどが個人なんです。要するに、団体にはなかなか混ざらなくて、個人でボランティアをやりたいという方で、社会福祉協議会で設定した施設との中でそれぞれボランティア活動をしているというような内容でありまして、非常に効果が上がっているということと、先ほどあったように、ボランティアをやりたいんだけど、なかなか施設までには行けないという、団体さんだったらすぐに連絡とれるんですが、個人としてはなかなかできないということなどもありまして、そういう意味ではこのボランティア支援制度、ポイント制度というのは非常に有効だというような話をされてありまして、市長の方からは今後の研究課題ということがありましたが、ぜひこの寒河江でも取り入れていただいて、個人としても施設の方でのボランティア活動が盛んにできるような形で取り組んでいただきたいと、このように思うところでございます。

あとは最後の安全対策でありますけれども、これにつきましては、今のところ3施設のうち2施設が25年度中に整備されるという話がありました。これはぜひ早急に設置をされて、やっぱり入所をされている方々の生命を守る部分ということで大事な部分でありますから、早急に設置をされるように要望したいと思います。

以上で2問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、介護施設の整備については、待機者の解消というものについてある程度図られるということではありますが、もちろんこれから高齢化というのが進んでいくわけで、そういったことからすると、必ずしも今の整備計画で十分だというふうには考えておりません。要するに分母がまだふえてくるということでもありますから、それに相応する形でのある程度の施設整備というものをやっぱり進めていかなければならないというふうに思います。

多床室の整備を図るべきではないかというような御指摘でありますけれども、御案内のとおり、個室型というのは厚労省の方でも推進してきた経過があります。ただ、きょうの新聞なんかを見ると、多床室についてもこれからやっぱり検討していく必要があるという厚労省に関する新聞記事などもありまして、我々としてもそういう現場の声という要望、需要というものを踏まえたような形でやっぱり国の制度についても改善していただけるのではないかというふうに思いますので、そこら辺は先ほど申しあげましたとおり、次期の計画の中で十分検討して進めていく必要があるというふうに思いますし、それだけでなく、さまざまな福祉施設に関するニーズというものは十分検証しながら、また実態の調査というものを図りながら事業を踏まえて対応していくということが基本だろうというふうに思っているところであります。

次の計画についてもそういったことで、いろいろな関係者だけでなく、多くの市民の声なども十分踏まえた上で検討、計画をつくっていくということにしていく必要があるというふうに考えているところであります。

それから、計画の期間についても今、現時点では3カ年ということを考えているわけであります。なかなか国の制度、厚労省の考え方というものも、10年は介護保険制度についてたったわけでありましてけれども、必ずしも一貫性があると言うんですか、一定した安定した制度とは必ずしもなっていない面がありますので、そこら辺、国の方でどういうふうにか考えるかということもありますが、我々はそういう状況を見ながら長期的な展望を踏まえて、介護の計画というものを立てていくということが必要だろうというふうに思っているところであります。

それから、介護認定事務の簡素化ということでもありますけれども、御案内のとおり、件数がどんどんふえていくということも想定されますので、それを受け入れるだけの態勢の整備というものをやっぱり検討していく必要があろうというふうに思います。先ほど申しあげたいろいろな取り組みのほかにも全体としての受け入れ態勢、検討体制、審査体制というものを充実していく必要があろうかというふうに思います。

また、ケアプランの作成についても、現在も認定調査についても申請日当日、翌日にしたり、また申請時にケアマネジャーも一緒に選定していただいて、認定調査とケアプラン作成を同日に行うなどということもしておりますから、その辺の実態というものを踏まえて事務の簡素化というものを図っていかなければならないというふうに思います。

それから、小規模多機能型の居宅介護施設についてでありますけれども、御案内のとおり1カ所あるわけであります。なかなかこの25人の定員というのは埋まるまでも若干の時間を要したというのが実態としてあるようであります。これから計画期間中に1カ所さらにふやしていきたいということでもありますので、その辺のところについても市民の皆さんに周知を図りながら、そういう施

設に対する需要を喚起していくということも必要だというふうに思っているところであります。それから、ショートステイの確保についてであります。これも介護施設の整備と関連いたしますけれども、やっぱり実態、需要予測というものを踏まえて確保していく、これからもまた需要がふえてくるであろうというふうに見込まれますので、その辺のところを調査・検討しながら、確保について努力をしていくということが必要かというふうに思います。

それから、家族介護のための支援体制ということで、休日・夜間にもそういう相談体制を整備していく必要があるのではないかとありますが、我々としてはまだそういうことについては対応し切れていない面もありますので、そこら辺は十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、ポイント制についても、先ほど申しあげましたとおり、今後の検討課題、調査・研究を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、防災関係の施設についてもやっぱり支障のないような形で事業者ともに注意喚起して整備を図られるよう努力していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目になりますけれども、先ほど市長からありましたように、この介護保険については当然、国の制度でありますから、国がやるべき部分、それから施設については許認可で県でありますので、県でやるべき部分、あるいは市としてやるべき部分、いろいろなことがあろうかと思えますけれども、市としてやっぱりきちっとするところは取り組んでいくというようなことを要望して今回の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

高橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後1時25分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年9月8日(水曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 沖津一博 | 議員 |
| 3番 | 石山忠 | 議員 | 4番 | 辻登代子 | 議員 |
| 5番 | 工藤吉雄 | 議員 | 6番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 7番 | 國井輝明 | 議員 | 8番 | 木村寿太郎 | 議員 |
| 9番 | 鴨田俊廣 | 議員 | 10番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 11番 | 松田孝 | 議員 | 12番 | 石川忠義 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 伊藤忠男 | 議員 |
| 15番 | 佐藤暘子 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鈴木賢也 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-----------------------|-------|----------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 片桐久之 | 選挙管理委員会委員長 |
| 芳賀靖夫 | 農業委員会会長 | 今野要一 | 総務課長 |
| 横山一郎 | 総務課長 危機管理室長 | 菅野英行 | 総合政策課長 |
| 月光龍弘 | 総合政策課長 イメージアップ推進室長 | 宮川徹 | 総合政策課企業立地推進室長 |
| 丹野敏晴 | 財政課長 | 犬飼弘一 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 犬飼一好 | 建設管理課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 都市整備室長 | 軽部修一 | 建設管理課長 緑化推進室長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 尾形清一 | 農林課長(併) 農業委員会事務局長 |
| 工藤恒雄 | 商工観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 柴崎良子 | 子育て推進課長 | 安孫子政一 | 会計管理者 (兼)会計課長 |
| 那須勝一 | 水道事業所長 | 櫻井幸夫 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 鈴木一徳 | 学校教育課長 |
| 阿部藤彦 | 学校給食室長 中学校給食室長 | 白林和夫 | 学校教育課長 指導推進室長 |
| 清野健 | 生涯学習課長 生涯学習課長 | 片桐久志 | 監査委員 |
| 奥山健一 | 生涯学習課長 生涯学習課長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 柏倉隆夫 | 事務局長 | 荒木信行 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 主任 |

平成22年9月第3回定例会

議事日程第4号

第3回定例会

平成22年9月8日(水曜日)

午前9時30分開議

再 開

日程第1 質疑

〃 2 予算特別委員会設置

〃 3 決算特別委員会設置

〃 4 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第1、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

報告第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第1号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねしたいと思います。

まず1点は、決算審査意見書、ページ21の性質別経費比較表、繰出金の内訳について、そのうち病院事業会計と水道事業会計及び公共下水道事業特別会計については、それぞれへの地方交付税額を普通交付税需要額と特別交付税算定額別に、それから一般会計からの繰出状況について、それぞれの繰出基準額と実繰出額を示していただきたいと思えます。

高橋勝文議長 丹野財政課長。

丹野敏晴財政課長 それでは、病院、それから下水道、水道事業に対しましての繰出基準と繰出額、それから地方交付税の算入額というような御質問でございますね。

お答え申し上げます。

水道事業に対する繰出基準額、これにつきましては645万5,000円でございます。それに対する実繰入額は同額の645万5,000円でございます。

次に、下水道事業会計に対する繰出基準額でございますが、8億1,335万2,000円でございます。実繰入額は7億1,174万6,000円でございます。これに対しまして、普通交付税に算入されている額でございますが、下水道事業関係では5億7,071万1,000円になっております。

次に、病院事業会計でございます。病院事業に対する繰出基準額は2億8,795万円、実繰入額は4億6,222万円でございます。これは、一般会計と国保会計から合わせた額でございます。これに対しまして、普通交付税に算入されている額は1億4,728万7,000円、特別交付税で算入されている額が4,100万円、合わせまして1億8,828万7,000円でございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 ありがとうございます。

次、2点目お尋ねしたいわけでありますけれども、151ページの戸籍の関係でありますけれども、この関係で、今議会の初日の行政報告の中でも戸籍関係で30件ほど抹消が済んでいないというか、そういうふうな状況があったというふうな市長から報告がありました。

そこで、お尋ねをしたいのですが、いつごろ、どういう状況なのか、その30件というものが。それから、いつからそういう事態になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目ですけれども、131ページ、臨時・パートの関係でありますけれども、昨年度在籍した職種別の臨時とパートの年収は幾らであったのか、教えていただきたいと思います。

それから、3点目です。251ページ、10款の小学校の給食の関係でありますけれども、21年度は柴橋と西根小学校の調理業務が民間委託されているわけであります。6月の議会でも、「仕様書に基づく契約自体が職安法に抵触しているのではないか」というお尋ねをしましたけれども、この点について「法に抵触しているとは思われない」というふうな答弁がありました。

したがって、改めて私は、責任者を選任してその指示のもとにというようなことでありますけれども、これは、労働者派遣法では問題ないわけでありますけれども、そのこと自体が職安法に抵触するのではないかというふうにお尋ねをしたんです。したがって、「問題ない」というふうな答弁でありましたけれども、監督官庁なりに確認をしたのかどうかをお聞かせをいただきたい。もししていないのであるとするならば、違法な状態ということは、私は看過できないわけでありますので、決算特別委員会までにきちっと調べて御報告をいただきたいというふうに思います。

以上、3点についてお伺いをいたします。

高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

安彦 浩市民生活課長 ただいま川越議員から二つほど御質問がありましたので、適宜お答えしたいと思います。

どういう状況なのかということでございます。これにつきましては、戸籍の通達等によりまして、100歳以上の方で、その方の生死及び所在について調査の資料を得ることができない方については、戸籍の通達によりまして、法務局の許可を得て戸籍を削除することができるということになっております。これに基づきまして調査のところ、先日市長が申しあげましたとおり、30名の方が戸籍上残っていらっしゃるというふうな状況になっているところであります。

いつからかと申しますと、戸籍は生まれたときに戸籍に入るというふうなことでございますので、最高齢の方が138歳というふうなことでございます。明治5年からその方が生きていたというように形に戸籍に残っているというふうな状況であります。

以上であります。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 臨時職員、日々雇用職員とパートの年間の所得というような御質問でございます。

一つは、一般事務で月額で6,500円で雇用している方については10カ月雇用となりますけれども、131万4,000円です。

職種別とありましたので、保育士ですが、月額6,900円になりますけれども、年間で169万2,000円です。パートの場合ですが、保育所のパートで週29時間のパートになりますけれども、時給が960円ですが、パートは12カ月雇用になりますけれども、136万2,000円でございます。

病院の看護師も日々雇用職員として雇用しておりますけれども、この場合は270万5,000円でございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 阿部中学校給食準備室長。

阿部藤彦中学校給食準備室長 小学校の給食の調理業務の委託につきまして、「確認したのか」という御質問でありますけれども、さきの6月の一般質問の折に労働基準監督署の方に問い合わせをしたところでございます。

その結果、法に触れるということはないということを確認はしております。

高橋勝文議長 川越議員に申し上げます。

所属する委員会の審査案件につきましては、極力控えていただくようお願いして、そして政策的な質問に限って質問をお願いいたします。

川越議員。

川越孝男議員 決算議会でありますので、決算審査をしながら検査というのは、来年度の施策に反映をさせていくという大きな役割があるわけでありますので、それぞれ質問をさせていただきたいというふうに思いますが、所管の部分については理解をします。ただ、基本的な部分、委員長も分科会や委員会に出席されないわけでありますので、ここでお尋ねをしておったところがあります。

それで、戸籍の関係については、これまでも何回か申しあげているんですけれども、行政の本来の役割、任務、行財政改革で「官から民へ」という一つの流れがあります。こういう流れがあることも私は承知をしていますし、全面的にそれを否定するものではありません。しかし、行政本来の仕事、これがおろそかになってはだめだというふうなことをこれまでも再三にわたって指摘をしながら、本来の仕事としては、民間が立ち入ることのできないものとしては、地籍であるとか、戸籍であるとか、さまざまな地方公共団体が、市が備えなければならない各種の台帳などというのは、これは本来行政がやらなければならない仕事だというふうに私自身認識をしています。

したがって、この間、市の職員が定年退職した後に、後を補充しないで臨時、パートで対応してきたという期間がずっとありました。そして、ことしの5月31日現在でも臨時者が78名、パートが85名という163名の臨時・パートの応援をいただく中で、市の業務が回っているというような状況になっているわけでありますけれども、今回のこの戸籍の整理がなっていないのが明らかになったわけでありますけれども、そのほかの市のさまざまな台帳や何かで不備な部分というのはないのかどうか、これは前にも議会で何回か提示をさせてもらっていますけれども、膨大な量にもなるというふうに思いますが、そういう点検をしているのかどうかも含めて、整備されていない関係の台帳などの有無とあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、臨時・パートの年収の関係でありますけれども、先ほどあったように非常に金額が少ないです。社会問題となっているのは年収200万円以下、暮らせないというようなことで、国会の中でも再三議論になっています。まさに「ワーキングプア」ということになっていますけれども、こういう状況について、寒河江市の仕事をしながら年収130万円などという、こういう状況について市長はどのように、今すぐというふうなことは、どうだこうだとはできないにしても、こういう実態についてどういう認識をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。この前の6月の議会では、県内の市町村と比較しても格別安いわけではないという、他市町村との類似の関係ではわかりませんが、一人の労働者が市の仕事をして生きていく、生活をしていくというふうな観点から見た場合に、こういう状況をどのように認識されているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、小学校の契約の関係でありますけれども、労働基準監督署の方では、「問題ない」というふうなことであったというふうなことでありますけれども、(「川越議員、先ほど申しあげておりますので、その点については十分理解してください」の声あり)仕様書についても監督署に提示

をして、その結果そういうふうなことであったのかということだけ、この部分ではお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御案内のとおり、市で保有しているさまざまな個人情報、台帳等あるわけでありませう。その管理というものは、行政体としては常に適正に、そして新しい情報を受けながら更新していくということがやっぱり必要だろうというふうに思います。

今回の事件については、全国的にそういうことが表の方に出てきて、改めて各自治体がそういう調査をしてということで、全国的にそういう膨大な件数が出てきているという状況であります。そういう事態を機に今回も改めて調査をした結果、そういう30名という数字が出てきたわけでありませうけれども、我々としては、やはりそういういろいろな市民の情報、あるいは市の持っている情報というものの適正な管理というものはやっぱり自治体としての当然の使命だというふうに思いますから、できる限り今回の事例を教訓として改めてそういうものをそれぞれの部署で点検をし直すということをしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、パートの皆さんの収入が果たしてどうなのかという御指摘でありますけれども、基本的には自治体だけでなく、額的には市内のそういう業態の収入と比較してそれほど高いわけでもないし、低いわけでもないのではないかとこのように思いますが、パートの場合ですと、ある意味やっぱり勤務時間にそれぞれ都合があるわけでありませうので、必ずしもその年収が比較してどうかという基準だけでは図れないというところがあるかと思ひます。そういう観点も我々としては思っているところでありますけれども、全体としてやっぱり雇用情勢なかなか厳しい状況の中でありませうので、引き続き雇用対策というものをやっぱり我々として充実しながらそういう状況というものを改善していくという努力はしていかなければならないというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 阿部室長。

阿部藤彦中学校給食準備室長 監督官庁への質問の仕方で仕様書を示して質問したのかということでございますが、質問は電話での照会ということでございます。

高橋勝文議長 認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第52号に対しては、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16名を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16名を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|-----------|--|
| 総務常任委員会 | 議第56号、請願第6号 |
| 厚生経済常任委員会 | 議第53号、議第54号、 議第55号、請願第7号 |
| 予算特別委員会 | 議第52号 |
| 決算特別委員会 | 認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号 |

散 会 午前9時57分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年9月17日(金曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 沖津一博 | 議員 |
| 3番 | 石山忠 | 議員 | 4番 | 辻登代子 | 議員 |
| 5番 | 工藤吉雄 | 議員 | 6番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 7番 | 國井輝明 | 議員 | 8番 | 木村寿太郎 | 議員 |
| 9番 | 鴨田俊廣 | 議員 | 10番 | 佐藤毅 | 議員 |
| 11番 | 松田孝 | 議員 | 12番 | 石川忠義 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 伊藤忠男 | 議員 |
| 15番 | 佐藤暘子 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鈴木賢也 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-----------------------|-------|----------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 片桐久之 | 選挙管理委員会委員長 |
| 芳賀靖夫 | 農業委員会会長 | 今野要一 | 総務課長 |
| 横山一郎 | 総務課長 危機管理室長 | 菅野英行 | 総合政策課長 |
| 月光龍弘 | 総合政策課長 イメージアップ推進室長 | 宮川徹 | 総合政策課企業立地推進室長 |
| 丹野敏晴 | 財政課長 | 犬飼弘一 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 犬飼一好 | 建設管理課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 都市整備室長 | 軽部修一 | 建設管理課長 緑化推進室長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 尾形清一 | 農林課長(併)農業委員 事務局会長 |
| 工藤恒雄 | 商工観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 柴崎良子 | 子育て推進課長 | 安孫子政一 | 会計管理者 (兼)会計課長 |
| 那須勝一 | 水道事業所長 | 櫻井幸夫 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 中学校給食長 | 鈴木一徳 | 学校教育課長 |
| 阿部藤彦 | 中学校給食長 準備室長 | 白林和夫 | 学校教育課長 指導推進室長 |
| 清野健 | 生涯学習課長 生涯学習課長 | 片桐久志 | 監査委員 |
| 奥山健一 | 生涯学習課長 生涯学習課長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 柏倉隆夫 | 事務局長 | 荒木信行 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 主任 |

議事日程第5号

第3回定例会

平成22年9月17日(金曜日)

午前10時55分開議

再開

- 日程第 1 議第57号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 2 議案説明
- 〃 3 質疑
- 〃 4 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 〃 5 認第 1号 平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 2号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 3号 平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 4号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 5号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 6号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第 7号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 12 認第 8号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 13 認第 9号 平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 14 認第10号 平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 15 認第11号 平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 16 議第52号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 17 議第53号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第54号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 19 議第55号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 20 議第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 21 議第57号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 22 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 23 請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 24 委員会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務常任委員長報告
 (2) 厚生経済常任委員長報告
 (3) 予算特別委員長報告
 (4) 決算特別委員長報告
- 〃 25 質疑、討論、採決

- ” 26 継続審査案件上程
 - (1) 陳情第2号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情
 - ” 27 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 厚生経済常任委員長報告
 - ” 28 質疑、討論、採決
 - ” 29 議会案第 8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
 - ” 30 議会案第 9号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出について
 - ” 31 議会案第10号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書の提出について
 - ” 32 議案説明
 - ” 33 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再開 午前10時55分

高橋勝文議長 御苦労さまです。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第57号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4案件で、そのほかに継続審査案件1件が上程されます。

追加議案等の取り扱いについては、日程第1で議第57号を上程し、議案説明、質疑の後、委員会付託して一たん休憩となります。委員会終了後、本会議を再開し、初日に提案されました議案と追加議案について、委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に継続審査案件1件の採決を行い、最後に議案3件の採決等を行うことに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

平成22年9月第3回定例会
平成22年9月1日(水)開

第3回定例会日程(その2)

会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|------------|---------|--|-------|
| 9月17日(金) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 付託案件審査 | 議 場 |
| | 予算特別委員会終了後 | 決算特別委員会 | 付託案件審査 | |
| | 決算特別委員会終了後 | 本 会 議 | 追加議案上程、同説明、質疑、委員会付託 | |
| | 本会議休憩中 | 総務常任委員会 | 付託案件審査 | 第2会議室 |
| | 総務常任委員会終了後 | 本 会 議 | 議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、継続審査案件上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案上程、議案説明、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |

議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、安東市訪問団との交流事業費150万円を計上するものであります。その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ15億2,193万7,000円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

質疑

高橋勝文議長 日程第3、これより質疑に入ります。

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表(その2)

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|-------|
| 総務常任委員会 | 議第57号 |

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時 00分

再 開 午前 11時 25分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案上程

高橋勝文議長 日程第5、認第1号から日程第23、請願第7号までの19案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第24、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、本委員会は9月13日、委員全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号、請願第6号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑・意見等もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、本日委員全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本日付託されました案件は、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

審査の内容を申し上げます。

議第57号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月9日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第53号、議第54号、議第55号、請願第7号の4案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第53号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「基金積み立てをした結果、積立金の現在高は幾らか」との問いがあり、当局より、「積立金の現在高は1億6,987万8,602円です」との答弁がありました。ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第53号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「基金積み立てをした結果、積立金の現在高は幾らか」との問いがあり、当局より、「積立金の現在高は1億6,337万5,658円です」との答弁がありました。ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「この請願書について、6月議会で同じ趣旨の請願が出ており、既に政府に請願書を提出していることを考慮してもいいのではないか。同じ趣旨の請願提出の取り扱いの方法について、議会運営委員会で検討してはどうか」との意見がありました。委員より、「政府の対応がはっきりしていないので、後押しをするという形で再度提出してほしいということではないか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択されましたので、意見書案について、質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月8日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託になりました案件は、議第52号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。議第52号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑としては、さくらんぼ産地強化対策事業の中身についての質疑があり、当局より答弁がなされました。質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと再開いたしました。議第52号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。木村決算特別委員長。

〔木村寿太郎決算特別委員長 登壇〕

木村寿太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月8日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託になりました案件は、認第1号から認第11号までの11案件であります。11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申しあげます。

一つ、公民館分館の借地料軽減について。一つ、市税徴収の民間活用について。一つ、たばこ税の市民に対する広報について。一つ、繰出基準額の地方交付税措置について。一つ、市が備えなければならない台帳の整備について。一つ、企業誘致の状況について。一つ、都市計画基本図修正業務委託の内容について。一つ、チェリークア・パークののり面の購入について。一つ、女性特有のがん検診の受診率について。一つ、葉山キャンプ場の工事請負費の執行状況について。一つ、市営住宅の建てかえ計画について。などの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がありました。

次に、認第2号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、下水道使用料の滞納繰り越し分の不納欠損についての質疑があり、当局より答弁がありました。

次に、認第3号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、保険給付費の市内・市外別の額についての質疑があり、当局より答弁がありました。

次に、認第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について及び認第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、いずれも質疑はありませんでした。

次に、認第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、介護認定されてサービスを受けていない人についての質疑があり、当局から答弁がありました。

次に、認第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について及び認第9号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第10号平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、診療報酬の増加に結びつけるための検討項目について。一つ、亜急性期病床の利用率向上対策についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がありました。

次に、認第11号平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い一たん散会いたしました。

次に、本日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等の出席のもと再開いたしました。

認第1号から認第11号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後13時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第25、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 ただいま議題になっています認第1号平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

決算審査について、予算と違って既に執行済みのものであり、「ほどほどに」という意見が一部にあることを承知をしています。

しかし、私は、決算審査をもっともっと重視すべきだと考えています。それは、予算審査ももちろん大切ですが、決算は想定だけでなく、現実に実施した事実について、実績や結果も含めて点検・評価ができるからであります。そして、その結果を次々年度の予算や行政執行に当たっては、直ちに反映することも可能であるからであります。

そのような観点から、当議会でも従来の決算特別委員会での審査から三つに分割し、集中審査する分科会方式に改めたのであります。まだまだ成果は出ていませんが、これからその成果を発揮できるように取り組まなければならないと考えています。

行財政改革の一環として、全国的に政策評価や事務事業の点検・評価システムを導入する自治体がふえてきています。また、平成20年度からは、教育委員会は毎年、所管する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し公表することが義務づけられました。まさにこういう時代だからこそ、決算分科会でのより深い審査が重要になっていると思います。

私が認第1号を承認できない理由は、小学校給食調理業務の民間委託に対する市教育委員会の姿勢、いわゆる調理業務の請負契約の一部が法に抵触しているのではないかとと思われる点があるからであります。小学校給食調理業務の民間委託は、現在柴橋小学校、西根小学校、高松小学校の3校で実施されていますが、21年度決算にかかわる柴橋小学校と西根小学校について申し上げたいと思います。

柴橋小学校は平成20年度から24年度まで、西根小学校は平成19年度から23年度まで、それぞれ5カ年間、大新東ヒューマンサービス株式会社が委託契約を締結し、受託されています。

問題点の一つは、今回の契約から給食室などが無償貸与になったことから、委託料の大部分が人件費が占めることになっているわけであります。そういう中で、予定価格に対する落札率が西根小学校が81.12%、柴橋小学校では81.43%であり、官製ワーキングプアが社会問題となっているとき、受託者から従事者に賃金が幾ら払われているか把握も困難な状況の中で、入札価格の低さだけで落札がされています。支給状況を把握するための対応が全くされていないように見受けられるわけで

ありまして、当局のこういった姿勢が問題であります。

二つには、契約書や仕様書、誓約書の一部が法に抵触するのではないかという点であります。

その一つは、これまで労働者派遣ではなく、調理業務の委託、いわゆる請負契約だということで、調理室を初め施設・設備などの使用料を受託者側から支払われてきました。ところが、今回の契約からは無償貸与になっていることでもあります。

その二つは、調理業務とは関係のない出勤日数や勤務時間、それに調理従事者は、学校長が作成した出勤簿に拇印し、出勤状況を明確にしなければならないと仕様書に定められています。労働者派遣であれば当然のことだと思えますが、調理業務の請負契約なわけですから、問題だと思っております。

さらに、学校給食の調理業務と関係のない学校行事への参加協力について、仕様書や誓約書で定められているが、職安法第44条に抵触するのではないかとの指摘に対し、当局は、従事者の一人を責任者に選任し、責任者の指示でやっているので問題ないということでありました。

しかし、そのことが、職安法第44条に抵触するのではないかと思えます。当局の説明によると、山形労働基準監督署では、問題ないということだったが、翌日山形労働局を紹介され相談した結果、調理業務については問題ない。学校行事の協力については校長や学校職員から指示が出ていると疑いが持たれかねないのではないかということだったので、今後現場における運用面を改善したいという説明でありました。

私が問題に思うのは、運用の問題でなく、契約行為、契約書の内容が法に触れる部分があるのではないかということでもあります。このことについて、労働局はどう言ったのかを尋ねると、そこは聞いていないということでもあります。私が指摘している点について、監督官庁の指導を得て問題がないとする理由や根拠を示していただき、私自身が納得できるものであれば当然にして認定するわけでありませけれども、現状では全くグレーゾーンにあり、市民の信託を受けた市議会議員という立場では、認定することに賛成はできないのであります。

本当に法に抵触するのであれば、このまま放置することはできないと思えます。西根小学校は23年度、柴橋小学校は24年度、高松小学校は26年度までの契約期間になっているわけでありまして。したがって、私は、お互いに知恵を出して対処すべきだと考えます。当局には指摘されていることを真摯に受けとめていただきたいと思えます。

私は、以前にこういうお話を聞いたことがあります。役所の常識というのがあったということでもあります。それは、「市民には由らしむべし、知らしむべからず」とか、「質問には的を外して答えるのが優秀な管理者」という、こういう役所内部の常識があったと聞かされました。こういうことが市民の政治不信を助長した要因の一つであったと思うわけでありまして、反省すべきことだと思います。今は時代が変わっています。意識改革が求められています。市当局も管理者も職員の皆さんも市議会議員である私自身も意識改革を図りながら、市民の信託にこたえられる活動をするを明らかにし、認第1号に賛成できない理由を、市民の皆さん初め同僚議員の皆さんや市当局にも御理解いただくことを期待と願いを込めて反対討論といたします。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択とすることに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第26、継続審査案件上程であります。

陳情第2号を議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第27、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における継続審査案件の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月9日、委員全員出席のもと開会いたしました。本委員会に付託となりました案件は、さきの6月定例会において継続審査となりました陳情第2号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情の1件であります。

陳情第2号を議題とし審査に入りました。委員より「6月議会で継続した後に調査したところ、山形県内でも公費助成を行っている市町村がふえていることから願意妥当であるが、国に意見書を提出する必要はないのではないか」との意見がありました。委員より、「陳情は自治体で公費助成することと国に公費助成を実施するように求めることの二つなので、意見書を提出した方がよいのではないか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、意見書案について、質疑・意見等を議題とし審査に入りました。委員より、「陳情書と請願書の取り扱いについて議会で検証するべきではないか。外国でどうなっているかは検証できないので、一部削除してはどうか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程第29、議会案第8号から日程第31、議会案第10号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第32、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号から議会案第10号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

議会案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第9号は原案のとおり可決さ

れました。

議会議案第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後1時32分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 佐 藤 毅

会議録署名議員 鈴 木 賢 也